三重県埋蔵文化財調査報告　41

度会郡二見町

荘遺跡発掘調査報告

1980・3

三重県教育委員会

序　　文

伊勢市街地から二見・鳥羽方面に抜ける国道167号線、いわゆる、通称二見街道は、五十鈴川を越えると二見町に入る。芳しく匂う潮風と共に、往時の姿をとどめるかのように松林の緑に目がひかれる。なだらかな直線を描く海浜は、二見浦、夫婦岩、立石崎へとつづき、現在においても風光明媚で全国的にも知られた観光地である。又、当地は、古代から伊勢神宮の直轄領の中にあり、二見の歴史は勿論のこと、文化的、宗教的にも神宮と深く結び付いている。加えて、こうした事象を裏付ける文化財も数多く残存している地域でもある。

二見町を横切る167号線は、鳥羽、あるいは、伊勢に抜ける主要幹線道路であるが、押し寄せる都市化の波、観光ルートであるため、その混雑化は年毎に増し、その改良工事（バイパス取り付）は必至の課題であった。こうした状況の中で、167号線バイパス工事計画がもたらされたわけであるが、その計画路線上には二見町荘を中心とした広大な荘遺跡が存在する。

当地は、文献的にも古代末から中世にかけては神宮領荘園としての二見御厨が設置されたこともよく周知され、加えて、三重県では初めてとも言える海に近い浜堤上の大規模遺跡の発掘調査として数多くの課題と期待を担った調査であった。

調査にあたっては、二見町教育委員会をはじめ、地元荘、三津、山田原、今一色の数多くの方々に暖かい御協力を得た。心より感謝の意を表したい。

１９８０年３月

三重県教育委員会

教育長　横　田　英　司

例　　言

1．本書は、三重県教育委員会が、昭和52年９月16日から昭和54年１月までの計画で県土木部から執行委任を受けて実施した一般国道167号線改良（バイパス）工事に伴う荘遺跡発掘調査報告書である。

2．調査は次の体制で行なった。

調査主体	三重県教育委員会	
調査指導	三重大学名誉教授	服部貞蔵氏
	三重大学助教授	稲本紀昭氏
	皇学館大学助教授	渡辺　寛氏
	高岡小学校校長	山本　威氏
調査担当	文化課　主事・大西素行（昭和52年度・53年度担当）	
	文化課　技師・新田　洋（　　同　　上　　）	
	文化課　主事・倉田直純（昭和52年度担当）	
	県立博物館　学芸員・藤原　寛（昭和52年度担当）	

3．発掘調査後の整理、報告書作成は現場作業終了後の昭和54年度に大西、新田を中心に行ない、岩中淳之、藪谷尚子らの協力を得た。報文中、Ⅰ、Ⅱ－１、Ⅲ－１は大西、新田の討議をもとに成稿、その他は新田の執筆による。なお、Ⅱ－３については山本威氏（高岡小学校長）、附篇については稲本紀昭氏（三重大学助教授）からご寄稿をいただいた。また、Ⅳ－３における木製遺物の樹種鑑定報告は㈶元興寺仏教民俗資料研究所・松田隆嗣氏の稿をそのまゝ掲載させていただいた。

4．発掘調査にあたっては、二見町教育委員会（教育長・鍬田恒雄）、及び、地元二見町在住の多くの方々のご協力を得た。なお、Ⅱ－２における土器の実測・写真撮影等、地元在住の玉船安蔵氏、西井音吉氏、奥野一郎氏及び二見小学校には格別の御配慮を得た。

5．本書の遺構標示は下記の略記号による。図面上における方位はすべて磁北を用いた。

ＳＢ；掘立柱建物址・竪穴住居址

ＳＤ；溝址

ＳＫ；土坑

ＳＥ；井戸址

6.　スキャニングによるデーター取り込みのため若干のひずみが生じています。各図の縮尺率はスケールバーを参照ください。

目　　次

Ⅰ　前　　言 …… 1

Ⅱ　位置と環境 …… 2

1．位置と歴史的環境 …… 2

2．荘周辺の考古遺物 …… 3

3．荘遺跡付近の地形と地質 …… 6

Ⅲ　遺　　構 …… 8

1．B地区の遺構 …… 8

2．A地区の下層遺構 …… 10

3．A地区の上層遺構 …… 12

(附)二見町個人住宅建築にかかる埋蔵文化財発掘調査 …… 13

Ⅳ　出土遺物 …… 15

1．B地区の遺物 …… 15

2．A地区の遺物 …… 20

3．木製遺物の樹種について …… 27

Ⅴ　結　　語 …… 29

1．遺構・遺物について …… 29

2．若干の歴史的背景について …… 33

附篇　中世の二見御厨 …… 36

図 版 目 次

ＰＬ１	荘遺跡位置図・荘遺跡周辺地形図
ＰＬ２	高度分布図・荘遺跡周辺地質図
ＰＬ３	荘遺跡遺構平面図
ＰＬ４	ＳＥ13・ＳＥ15・ＳＥ16・ＳＥ46　井戸実測図
ＰＬ５	遺物実測図
ＰＬ６	遺物実測図
ＰＬ７	遺物実測図
ＰＬ８	遺物実測図
ＰＬ９	遺物実測図
ＰＬ10	遺物実測図
ＰＬ11	遺物実測図
ＰＬ12	木製品実測図
ＰＬ13	木製品実測図
ＰＬ14	遺跡遠景・遺跡近景
ＰＬ15	調査前風景・調査作業風景
ＰＬ16	Ｂ地区掘立柱建物址・ＳＤ4
ＰＬ17	Ｂ地区　ＳＤ28・ＳＫ32・ＳＫ45
ＰＬ18	Ｂ地区土坑群
ＰＬ19	Ｂ地区　ＳＤ64他
ＰＬ20	Ａ地区下層遺構　ＳＥ46
ＰＬ21	ＳＥ13・ＳＥ15・ＳＥ16
ＰＬ22	ＳＥ15・ＳＥ16
ＰＬ23	ＳＤ4・土坑
ＰＬ24	ＳＫ42・ＳＫ43・ＳＫ51
ＰＬ25	ＳＫ63～65・竪穴住居址ＳＢ1
ＰＬ26	Ａ地区上層遺構　ＳＸ2・ＳＸ6
ＰＬ27	ＳＸ8
ＰＬ28	遺物写真
ＰＬ29	〃
ＰＬ30	〃
ＰＬ31	〃
ＰＬ32	〃
ＰＬ33	木製品樹種鑑定写真
ＰＬ34	〃

I　前　　言

一般国道167号線改良工事は昭和45年に着工された。これに伴うバイパス建設着手に先立って、昭和51年11月、県土木部から「道路計画地内の文化財について」の照会があった。計画によるとバイパスは伊勢市通町から二見町茶屋に至る延長約3.5kmに及び、二見町では溝口から荘を経て、茶屋にのびる浜堤上をほゞ東西に走ることになっていた。

当遺跡は、昭和49年「三重の文化財と自然を守る会」により確認されていたが、計画地内に沿った更に詳しい分布調査を昭和51年11月、県教育委員会文化課が実施した。その結果、溝口から三津に及ぶ約1kmの道路計画地とその周辺の畑地を中心に広く鎌倉～室町時代にかけての土器片が多量に散布していることが確認された。

これらの結果をもとに保護措置について協議を進めたが、道路新設に伴っての現状保存は困難であった。そのため遺跡の範囲と実態を確認するため、第1次調査を昭和52年1月と2月に実施した。調査は溝口と、荘から三津にいたる2か所の畑地を中心に4m×2mのグリッドを68か所設定して行なった。その結果は『荘遺跡発掘調査概要』（三重県教育委員会・1977）として刊行されているが、大局的には三津地区の約170m間で8か所、荘地区の約240m間で11か所において柱穴、溝、土坑等の遺構が検出され、それに伴う遺物を出土した。

この第1次調査の結果に基づき、再び当遺跡の保護措置等を県土木部と協議を重ねた結果、遺構、遺物の多かった全長410m（面積約1万m²）の道路計画地内については第2次調査を実施することになった。そして、昭和52年9月1日、県土木部から執行委任を受け、同年9月16日から昭和54年1月までの予定で第二次調査に着手した。

地区設定は、遺物範囲の広い荘地区240m間をA地区（約6,000m²）、三津地区170m間をB地区（約4,000m²）とした。着手前、表土平均約30cmについては重機（ブルドーザー）によって除去し、その後、地山まで人力による掘削で調査を進めた。調査は工事の都合上、B地区から開始し、途中、排土置場を確保するため埋め戻しを行ないながら進め、A地区へと移った。

測量基準は道路計画図面上のセンター杭に求め、調査の最小単位は4m×4mの方眼区画とし南北をアルファベット、東西を数字で示し、その組み合わせで最小区画を表示した。

現場作業終了後の整理、報告書作成については昭和54年4月、再び県土木部より執行委任を受け、昭和55年3月を整理完了という計画で実施した。

II　位置と環境

1．位置と歴史的環境

荘遺跡は行政区画上、度会郡二見町荘を中心として、溝口、三津の一部を含む広い範囲に所在する。国道167号線が伊勢から二見に入る地点、ちょうど五十鈴川にかかる汐合橋の北東約1km付近に位置する。三津の北、五峰山から北に広ける二見の平地は伊勢市平野部から立石崎に及び、標高1～2mという低い沖積平野を呈する。この平地は、宮川、五十鈴川の両河川による沖積作用と共に、海波によって運ばれたもので、泥は洗い流され、ほとんど細砂により形成されている。又、川口における堆積作用は、氾濫等により、一時に広い範囲を埋め尽すが、海岸沿いにおいては、時に風波によって削られ、あるいは運ばれ、陸に打ち上げられて砂丘を形づくる。二見浦の海岸にほゞ並行して走る3本の浜堤と、その間に形成された沖積地としての二見の平地[①]は、現在も地形図から十分に読み取ることができる。

さて、荘遺跡をとりまく周辺の歴史的環境であるが、現在のところ、この二見の文化の黎緒は、弥生時代中期まで遡ることができる。三津在住の玉船安蔵氏の畑より出土した弥生広口壺は今や全国的に周知される程である。古墳については、三津1号墳[(1)]、2号墳[(2)]、山田原1号墳[(3)]、2号墳[(4)]、3号墳[(5)]等、山田原、三津地区[②]に多く認められるが、今はその痕跡のみとどめるものもある。二見にみられるこれらの古墳はいずれも6～7世紀の後期古墳に属するものである。その他、荘遺跡周辺の遺跡としては、荘北遺跡[(6)]、隣村に属するに西村には里南遺跡[(7)]、野中遺跡[(8)]、垣外遺跡[(9)]等が知られているが、表採資料からみた場合おそらくすべて中世を中心とした遺跡と思われる。又、三津の東、前山の頂上部には正平年間（1346～1367）の築城と言われる仁木城址[(10)]があるが、現在は削平地のみ残り遺構は明らかでない。

次に二見の地は古代より伊勢神宮との関わりは深く、多気郡、飯野郡と共に神三郡（神宮直轄領）としての位置〈度会郡二見郷として〉を長く保ってきた地域でもある。又、律令国家体制が崩れ、各地に荘園が本格的に登場する古代末から中世にかけては、伊勢国を中心に各地に神宮領荘園としての御厨、御薗が設置されるが、二見においても塩合御薗、二見御厨、松下御厨（宇治郷に属す）等が存在したことが古文献[③]より察せられる。しかし、南北朝の動乱期になると、宇治郷に属していた松下を除くと、二見六郷は国司や守護の争いの場となってしまう。こうして二見郷は北畠氏をはじめ、のちには志摩の九鬼氏等の支配するところとなるなど、数多くの戦乱の中で、変転とした歴史模様を描く。やがて秀吉の全国統一を経て、江戸時代の寛永10年（1633）、二見郷は元の神宮に復帰され、明治に至るのである。

一方、ある意味において二見の歴史を性格づける古式入浜式の製塩を伝統的に残した神宮御塩浜[11]、御塩殿神社[12]の現存、又、文治2(1186)年、東大寺の俊乗房重源上人が院宣を奉じて僧侶60人雑人700余人を率いて神宮に参拝した折宿泊したといわれる幻の大寺〝天覚廃寺〟[④]をはじめ、中世文学史上においても興味深い、西行庵に比定される安養寺跡[⑤(13)]等々……、二見の文化、歴史を語り得る素材は数多く存在するが、これらは今後の課題として、以上、大まかに位置と環境を示すにとどめたい。

〈注〉

① 二見町教育委員会『二見文化誌』(1964)

② 『日本原始美術大系2・弥生土器　須恵器』(講談社, 1978)にカラー写真が掲載されている。

③ 「神鳳抄」(『群書類従』巻第九、神祇部九　所収)

④ 『勢陽五鈴遺響』(安岡親毅・三重県郷土資料叢書第75集)によると
「往昔二見郷ニ所建ニシテ今廃絶シテ其旧址ヲ得難シ、此寺ハ内宮一祢宜荒木田神主成長ノ建立ナリ、文治二年春、東大寺俊乗坊重源、東大寺再営ノ灵夢ヲ蒙リ、両皇太神宮ニ大般若経各一部奉納ス　外宮宿坊八高日山常明寺、内宮ノ宿坊ハ此天覚寺ニシテ、貴僧六十口雑人七百余輩、五ケ日滞留アリ、成長　響応セリ、其時一日二見浦ノ風致ヲ見ントテ僧侶小童相伴ヒ遊興ノ余、和哥ヲ詠ス……。」と伝えられている。

⑤ 山田原地区、五峰山の西端、通称豆石山南麓に小字名割石という湿水田地、荒地がある。この地に今も礎石が残り、中世屋瓦片、古瀬戸陶器片等が採集されている。

2．荘周辺の考古遺物

二見町内には個人所蔵の土器をはじめ、かつて公表されたことのない眠れる考古資料がある。これらは荘遺跡そのものと直接、関連づけられるものではないが、荘、あるいは二見をとりまく歴史的環境を考える上で貴重な資料となろう。美術的にも価値の高い三津在住・玉船安蔵氏所蔵の完形、華麗な弥生壺をはじめ、今となっては出所を明確に提示できるものは少ないが、三津周辺の古墳出土の須恵器、土師器に目を触れることができた。

以下、所有者のご好意によって得られた実測図を基に、個々の遺物を概述してゆきたい。

(1)西井音吉氏所蔵の須恵器（ＰＬ10）

杯身(260)　径9.8cmの小ぶりの杯である。口縁部の立ち上りは内傾して立つ。全体にロクロナデがみられるが、底部はヘラ切り未調整で凹凸が残る。色調は暗灰色、胎土は細砂粒を含む。ロクロ回転順廻りである。

平瓶(261・262)　262は完形、261は口縁部を約半分欠く。体部外面、261は黄灰色、262は底部より流れるような暗緑色の自然釉をかぶる。口縁部内外面は両者ともにロクロナデ、体部は全体に細いカキ目調整が最終的に施されているが、261の底部には若干ヘラケズリの跡をのこしている。色調は261が暗灰色、262は青灰色を基調とし、胎土は両者とも比較的緻密な方である。

以上の須恵器は、その形態上、時期的に古墳時代後期に属するものと考えられるが、260は6世

紀末～7世紀初頭頃、261・262はやゝ下り7世紀前半頃に位置付けられよう。これらは、所有者の言によれば、三津所在の古墳出土のものであるらしい。

(2)二見小学校所蔵の土器（ＰＬ10）

須恵器横瓶(263)　胴部の中央部に短く、やゝ外反して立つ口縁部をもつ横瓶であるが、耳をもたないタイプである。肩部は厚く流れ自然釉がかぶる。口縁部内外面はロクロナデ、胴部外面は全体に叩き目による調整、内面は同心円文の叩き目が全体に施されている。色調はやゝ褐色味を帯びた灰色を呈し、胎土には少量砂粒を含む。

土師器横瓶(264)　一方が平らな面をつくる非対称の胴部から、中央部は短かい直口縁をもつ須恵器模倣の横瓶と思われる。口縁部内外面はヨコナデされるが、胴部との境付近はユビオサエによる指頭圧痕がめぐる。胴部外面は全体にハケメ調整がみられるが、平坦面はナデのみである。全体に凹凸がのこり、作りは粗雑といえる。色調は淡黄褐色、胎土は比較的緻密であるが焼成はやゝ軟弱である。

いずれも時期的には古墳時代後期、6世紀後半頃に位置づけられよう。出土地点等を聞き及ぶに、三津1号墳（現在消滅）に伴うものとも考えられる。

(3)奥野一郎氏所蔵の土器（ＰＬ11）

須恵器横瓶(265)　短く外反する口縁部は端部がやゝ下方に肥厚する。口縁部内外面はロクロナデされる。平面楕円形の胴部は一方が平坦面をつくる。外面全体にロクロナデ調整が施されているが、平坦面の大部分、又、丸味をもつ胴部の方には若干、ロクロケズリされている。ロクロ回転は順廻りである。胴部内面はすべてロクロナデされている。色調は淡青灰色、胎土には砂粒を含み、やゝ粗い。

須恵器瑞(266)　二重にラッパ状に開く口縁部をもち、端部は器壁がうすくなり内側に面をつくる。胴部の径は口径より小さく、ほゞ中央にやゝ上向きに一孔が施されている。口縁部から頸部にかけては内外面ともにロクロナデ、胴部は$\frac{4}{5}$以下ロクロケズリされる。底部は平底をなす。ロクロ回転順廻りである。色調は白っぽい灰色を呈し、胎土は若干の砂粒を含むが緻密といえる。

時期的には古墳時代後期、6世紀後半～末頃のものと考えられる。三津2号墳出土のものか？

(4)玉船安蔵氏所蔵の弥生土器（ＰＬ11）

壺(267)　漏斗状に開く口縁部と筒状の頸部から下膨れした球形の胴部を有する弥生時代中期に特徴的な形態をもつ壺で、底部はやゝ突き出した平底である。口縁部は強く外反し、ほゞ水平に折れ曲り、端部は斜下方に肥厚する。口縁端部外面はヘラ先連続刺突文、内面には5個1組のこぶ状突起が対称位置に2対貼り付けられる。外面全体をまずハケメ調整を行ない、頸部上方はヘラ先による6条の沈線、そののち、沈線間を貝殻腹縁による連続圧痕を、又、2個1組の棒状浮文を6ヶ所貼り付けられる。やゝ膨れる頸部下半部はヘラ先細線による斜格子文の上を1条の

沈線を施し、そののち3個1組の竹管による円形浮文6ヶ所貼り付けられる。この沈線の上には貝殻圧痕がみられる。

胴部肩はヘラ先細線による変形鋸歯文がめぐらされている。以下胴部は、原体2本単位1組の櫛状工具で全体を縦に7等分に区画し、その後に同原体による幾線もの櫛描き平行線文を描く。胴部下半部は全体にジグザグ状のヘラミガキ調整がなされているが、所々に、ハケメの跡をのこしている。底部近くに焼成後の一穿孔がみられる。また胴部には斜格子状に黒紫色に変色した部分が残り、この壺が、植物質の編み篭等に包まれたことを思わせる。口縁部内面はハケメ調整、頸部内面はオサエによる凹凸が目立つ。色調は淡茶褐色を基調とするが胴部表面積$\frac{1}{4}$程、黒斑がみられる。胎土は砂粒を含む。金雲母片も若干みられる。

歯が2本ずつ一組となった櫛状工具を用いる重列横線帯は尾張・外土居式、又、ヘラによる鋸歯状斜線列は三河の瓜郷式にみられ、また、胴部を縦に櫛描文によって何分画する手法は畿内にみられない伊勢湾地方の特色でもある。口唇部の上下からのヘラ先による連続圧痕は畿内中期初頭からの影響とも考えられる。

そうした意味でこの壺のもつ手法の諸特徴（手法・装飾）は尾張、三河、畿内というローカル性、あるいは、新旧性を一個体に具現化したものとも言えるが、時期的には形態等から弥生時代中期の中でも後半へ傾斜する時期の所産のものと考えておきたい。

(5)安養寺跡出土の遺物（ＰＬ11）

軒平瓦(268・269)　268は段顎・浅顎形式をもつ薄手の軒平瓦で、瓦当部は型押しによる剣巴文で飾られている。269は小片で不詳だが、無顎・刳顎形式の軒平瓦である。瓦当部は線太の変形唐草文と思われる。色調はいずれも淡灰色で、砂粒をやゝ多く含む胎土をもつ。

丸瓦(270)　玉縁付きの丸瓦で、凹部に細布目痕がのこる。

仏花瓶(271)　口縁部を欠くもので、底部を除くほゞ全体に薄く黄灰白色の灰釉が施されている。外底部には糸切り痕が明瞭に残っている。内面は丁寧にロクロナデされている。瀬戸産であろう。

山茶椀(272)　底部から胴部下半を残す破片である。高台は比較的高い。外底部の糸切り痕はナデ消されている。色調は白灰色で、胎土は比較的緻密である。

以上の遺物は小片が多く不明な点も多いが、およそ鎌倉～室町時代（中世）に属するものであろう。

〈備考〉

成稿後、皇学館大学考古学研究会の二見地区の遺跡踏査により、山田原の背南、五峰山の一角において、平安時代と考えられる経筒（渥美産陶器）が発見されたことを聞き及んだ。

3．荘遺跡付近の地形と地質

高岡小学校校長　山　本　　威

(1)まえがき

荘遺跡の存在する二見町は、伊勢市に接しその北東に位置している。単調な海岸線と、数米以下の平地及び低い山地からなっている。荘遺跡は、平地の中央部に東西に細長く分布し、付近には山田原、三津、荘北などの遺跡があり、山地には数個の古墳が存在している。平地の形成と遺跡は密接な関係があるものと考えられるが、地質学的資料は少なく、両者の関係を明らかにすることはできない。但し平地の地史の概要は次のとおりである。第三氷期には氷河が著るしく発達し、海水面は百米以上低くなったといわれている。それは今から一万八千年乃至二万年昔のことで、伊勢湾は勿論干上ってしまったものと思われる。その後次第に海水面は上昇し、二見町南部の山地まで海水が侵入するようになった。それが再び海退を始め、現在の地形がつくられたのである。今回の調査は荘遺跡であるため、地形、地質についても、その周辺だけを取り上げることにした。即ち五十鈴川と同派川に囲まれた範囲に限定した。ところが地質に関しては局部内では不充分と考えたので、志摩地域の概要を加えることにした。

(2)地　形（ＰＬ２参照）

二見町荘部落付近は、平地と南部に連る山地からなり、両者の境は、ほぼ東西の直線上をなしている。これは高見峠から粥見を通り、三重県を横断する中央構造線の一部である。従って山地の北側は急斜面を呈し、南側は緩斜面となって五十鈴川派川に続いている。中央構造線の影響をうけた山地は、尾根も東西性が優勢となり、谷はこれに平行するものと、新しく生じた南北性のものがある。五十鈴川に断崖を示し、東に延びる一連の山地は、全般に数十ｍの高度を保ち、主峯は五峯山の68ｍである。これより東に片倉山、西山が連り、三津の低地を隔てて再び音無山（120ｍ）を最高峯とする山塊がある。西には鎌研山、子ヶ山堂山等が並び、東には江山、北には丸山、草山があって立石崎に続いている。平地は山の南北に存在するが、南側は五十鈴川派川の沿岸に僅かにみられるのみで湿地が多く、高度も１ｍ以下が大部分を占めている。北側は面積も大きく、遺跡、古墳を含み、集落が発達している。伊勢市から五十鈴川をはさんで続くこの平地は、二見町地内では全体として楔型を呈し、頂点は立石崎である。一面の平地もこれを南北の断面でみると２ｍ前後の高低があり、高い所は集落に、低い所は湿地や水田になっている。これらは概ね海岸線に平行に走っている。海水と海岸に打寄せる風波は砂を運んで砂丘をつくるが、汐のひいた時は川が氾濫して低地に流入する。この両者のはたらきによって平地は形成されたものと考えられる。最初山裾まで入りこんだ海は海岸に砂を堆積し、溝口、山田原、三津の部落を形成する一帯に砂丘をつくりあげた。ついで海の後退とともに中須垣外から東に向い山田原に連る砂丘が誕生した。第三の砂丘は今一色から西村、荘の部落を通り茶屋に達するものである。最後の砂丘は二見浦にみられる北浜から立石崎にわたるものである。近年土地の沈降と海流の影響に

よって、海岸線の後退が目立ち始め、これを防ぐため荘、西村等の海岸には1800mに及ぶコンクリートの護岸工事が施こされている。更に砂の流れを防止する目的で30本近い突堤が構築されている。それでも砂の移動は激しく、今一色の砂丘の北側には1500平方mに及ぶ新しい沖積地が生じている。砂丘の間にできた低地は東西に四すぢが認められるが、最も大きいのは、御塩浜から二見浦駅に延びるものである。0.7m以下の高度で幅400m、長さ二粁余あって荘遺跡の大部分を納めている。かつては五十鈴川が流れこんでいたものか、表面の砂中には海棲動物の痕跡は全く認められない。湿地帯となっていた当時はヨシが一面に生い茂っていたものと考えられる。海水は現在に於ても五十鈴川、同派川の分岐点まで逆流し、別名汐合川とも呼ばれている。そのため土砂の移動は極めて少なく、河口に普通にみられる三角洲の発達は殆んど認められない。

(3)地　質（ＰＬ２参照）

県の中央部を東西に走る中央構造線によって地質は内帯と外帯に分けられ、志摩地域は外帯に属している。外帯の特徴は各時代の地層がほぼ東西に帯状に配列していることである。北から南へ長瀞変城岩類、秩父古生層中生層が並び、これらを被って第三紀、第四紀の地層が堆積している。中央構造線は大規模な断層で破砕帯の幅は広い所で400mにも達し、伊勢市西方まではミロナイト（碾砕岩）が認められるが、これより東では明らかな露頭はなく、二見浦では伊勢湾に没している。中央構造線に接する南側の長瀞変成岩類は、主に結晶片岩からなり、僅かに石灰岩を挾有している。本岩類は更に南に帯状分布する秩父古生層が花崗岩のマグマ（岩漿）の併入をうけながら広区域の変成作用によって生じたものとされている。秩父古生層は古生代末期の石岩へ二畳紀に海底に土砂等が堆積して生じた地層で砂岩、頁岩、チャート、輝緑凝灰岩、石灰石等が主な構成岩石をなしている。これに断層で接する南の中生層は、秩父古生層と同じく海底の堆積層であるが、大部分は化石を含まない地層である。岩石は砂岩、頁岩が殆んどで、他にチャート、石灰石、礫岩等を含んでいる。荘遺跡周辺では、この内長瀞変成岩類と御荷鉾緑色岩類が山地を構成し、平地は第四紀の沖積層で被れている。山地の北側平地との境は中央構造線が走るものと推定されるが、沖積層に被覆され、露頭も少ないので明らかでない。この構造線は、北側が南側に乗り上げた逆断層であるため、二見浦から北の海岸線は、志摩半島のリアス式海岸とは著るしい違いを生じている。当地域の長瀞変成岩類はかつて御荷鉾層と呼ばれ、鷲嶺層と、宮川層に区分されていた。前者は南側にあって主として角閃岩からなり、後者は石墨千枚岩が主体をなしている。今回は角閃岩を主とする緑色岩類で構成された地域を御荷鉾緑色岩類に黒色の石墨千枚岩地帯を長瀞変成岩類として区別することにした。二見の夫婦岩をはじめとする角閃岩は以前に輝岩と呼ばれていた岩石で、鷲嶺付近に広く分布するが二見地域の山地では北側に多くみられ、暗緑色を呈し剝離性は甚弱い。五峯山周辺も北側は角閃岩や緑色片石が多く、中には白色の石英片石やチャートを含み、石墨千枚岩との著るしい縞模様を示す所もある。絹雲母片岩が顕著で褶曲構造のよく発達したものもみられる。五十鈴川及び同派川に面した山地は絹糸光沢の強い石墨千

枚岩が多く、所によっては緑色片岩や石英片岩の優勢なこともある。走向、傾斜は褶曲のため不明なことが多いが全体としては東北東から西南西の走向で、北或は南に20度から70度傾斜している。平地はすべて沖積層からなり、洪積層は見当らない。水田地帯は黒色腐殖土からなっているが数十種より下は中粒から粗粒の砂で、石英・長石を多く含み灰白色を呈しているが、時には淡黄色となったり、淡黄色の層を挾んだりしている。水田地帯以外では表面から砂であることが多く、腐殖土はあっても希である。海岸砂丘や新しい沖積地も砂質はほぼ同じである。

III 遺　　構

遺跡全体の層序はA、B両地区共に大差はなく、一部攪乱のあった他は上より第I層；耕作土、第II層；黄褐色砂質土、第III層；灰色砂質土、第IV層；灰黒色粘土混砂質土となり、地山は地点により異なるが、黄褐色、あるいは、灰色の純砂層となる。土質は上より下まで、砂地といった感が強く軟質である。遺物は地山を除くすべての層に包含する。第II層は、時期的に古墳時代より近世に至るまでの遺物を混在、全地域を通してかなり厚い堆積（約30cm）をなしており、河川の沖積、あるいは、氾濫等による自然堆積層と考えられる。第III層は有機物（植物遺体等）を含む灰色を呈する土層で、A地区では、このIII層より成る水田畦畔状の遺構を検出している。おそらく、第III層は旧耕作土面と思われる。遺物量はかなり多い。第IV層は厚さ5～10cmと薄く、遺物も極めて少ない。又、遺物の出方も層上面に近くに偏る傾向がみられた。又、第IV層は地点によって確認できないところもある。地山は南北面においてかなりの高低差があり、地山の高くなっているところでは、第III層、第IV層の堆積を確認できない。

以下、B地区、A地区に分けてそれぞれの検出遺構について概述してゆきたい。

1．B地区の遺構

B地区で検出した遺構は、掘立柱建物址2、溝址5、井戸址2、そして60を越す土坑群である。これらはすべて第IV層上面より切り込まれている。遺構面は、SB1、SB2の建物址を囲むように東西に長く延びるSD4と、発掘区西端近くで検出した大溝SD65を境に、それぞれ南へ、北へ、比高差30～40cmをもって低くなり、この2条の溝にはさまれた約40m間が北西から南東に向けてはすかい状に浅い窪地状を呈している。この窪地状の低い地域で多くの土坑を検出した。

これらの多くの土坑についてはその形状等様々であるが、遺物を全く含まないものを含め、出土遺物は全体に極少量である。

ＳＢ１　規模、桁行５間（8.8m）×梁行４間（8.5m）、南北棟の掘立柱建物址で、棟方向はN15°Eである。東側と西側の二面に廂をもつ建物と考えられ、柱間は身舎部分は桁・梁両方向で７尺、廂は桁方向で７尺、梁方向で６尺である。棟に沿う両妻柱穴２個を除く柱穴は側柱穴に比べ、ひと回り小さく浅く、床を支える束柱と考えられる。廂柱穴も身舎側柱穴に比べやゝ小さいものが多い。柱穴の掘り方はすべてほゞ円形で、径35～40cm、深さ30～50cmである。柱穴埋土に伴う遺物は少量、かつ細片であるが、下限を示し得るものとして、鎌倉時代後半～末頃に比定される土師器（小皿）片が出土している。

ＳＢ２　２間（2.1m）×２間（２m）の正方形に近い総柱の掘立柱建物址で、やゝ長い方を棟とするならば棟方向はN°Wであり、ＳＢ１とはかなり棟方向を異にする。ＳＢ１の東廂に程近くく、ＳＢ２はＳＢ１と共存したとは考え難い。又、住居というより小さな倉庫的な建物であろう。柱穴埋土には遺物を含まない。

(2)井戸址

ＳＥ３・ＳＥ63　他の土坑群との切り込み、埋土の相異等より、簡易な水溜め穴程度の素掘り井戸としたが、通例みられる２～３mの深さをもつ井戸を考えると用途不明の土坑とした方がよいかもしれない。しかし、この地域の地下水位を考えるとかなり浅くとも一応は井戸的な役割をはたし得るとも考えられ、又、Ａ地区では、類似の土坑(穴)に井筒として曲物を一つだけ置いた例が検出されている点等より井戸としておきたい。深さは50～60cmである。ＳＥ３からは山茶椀、土師器（鍋）、ＳＥ63からは土師器（小皿）が少量出土している。

(3)溝　址

ＳＤ４　発掘区東端よりゆるやかに逆Ｌ字形に西に約70m（まで確認）延びる溝である。断面Ｕ字形で、幅約40cm、深さ30cm前後である。ＳＢ１の南側で約10m途切れ部があり、ＳＢ１への出入口的な通路を意識したものかもしれない。ＳＤ４は発掘区ほゞ中央部で２手に分かれる。溝埋土には山茶椀、土師器の小片を比較的多く含む。このＳＤ４は、水の流れる溝というより、ＳＢ１、ＳＢ２等の居住空間を画する、いわば、他と空間を差別するという意味合いの強い溝と考えられる。

ＳＤ９　ほゞ南北に走る溝で、両端はＳＫ８、ＳＫ11によって切られている。出土遺物は全くない。

ＳＤ28　ＳＤ４にほゞ並行する溝で、約30m確認した。幅約50～100cmと幅をもち、深さは15cm前後と浅い。ＳＤ４、ＳＫ32、ＳＫ34を切っており、又、室町時代以降と考えられる鉄釉陶器も含まれ、時期的にはＳＤ４より新しい。

ＳＤ64・ＳＤ67　ＳＤ64は幅1.6mであるが、深さ10cm前後と浅い。遺物を含まない。ＳＤ65は

幅約３ｍ、深さ50cmの大溝であるが、西へは続かず、狭くなって北折する。溝埋土には、山茶椀・土師器（鍋・小皿）、常滑陶器等をかなり多量に含む。

(4)土坑群

はすかい状にのびる窪地状面において検出された土坑には丸いもの、長方形に近いもの、あるいは不整形をしめすもの大小、形態は様々である。深さは20～50cmで底は平坦なものが多い。特徴的なものとしては、ＳＫ７、ＳＫ21、ＳＫ45のように同じ坑内で深さに浅深をもつもの、また、土坑内壁に沿って木杭が残存（といっても良く残るところで２～３本程度）したもの（ＳＫ６・ＳＫ21・ＳＫ27・ＳＫ55）がある。こうした木杭の目的としては、比較的軟弱な砂質土を肩としているための一種の土溜め的な役割も考えることができる。また、用途については定かでないが、井戸を簡略化した水溜め程度の穴を想定すれば使用できないこともないであろう。

次に、使用→廃棄状況を考えると、ＳＫ７、ＳＫ11、ＳＫ12、ＳＫ13、ＳＫ14、のように複数の土坑が切り合い関係をもっているものがみられる。埋土状況からも一つの土坑が長期間使用されたものとは認め難く、比較的短い時間の間に次々に使用→廃棄→築造された状況を呈することはこの土坑の性格を考える上でヒントになるものかも知れない。

全体には遺物が少ない（皆無のものも多い）、また、一括して土器等の遺物を廃棄した状況もみられないことはいわゆるゴミ捨て穴的な用途（土坑）としては考えられない。しかし、木杭を　等の人工的な施設の痕跡を見い出すことができる。

以上の多数の土坑群については考古学的な状況証拠の中でその性格を決定することが困難であると言わざるを得ないものである。

２．Ａ地区の下層遺構

このＡ地区の遺構は層位的にはＢ地区の遺構と同じで、第Ⅳ層上面より切り込まれている。ここで検出された中世遺構は井戸址４基の他は大小の土坑60余である。なお、古墳時代後期と考えられる竪穴住居址が１棟ある。検出面が同じなので一応この項で取り扱い概述する。遺構面は南東～北西に走る浜堤部分と、それより20～30cmの比高差をもって南へ下った面に分けられる。なお、浜堤部分では遺構は地山より切られているようにみえる。

この浜堤は砂質であるが、一部分その肩に黄色粘質土を置土して補強したようなところがみられた。

１．中世以前の遺構

(1)竪穴住居址

ＳＢ１　一辺４ｍ余の方形プランをもつ竪穴住居の一部と考えられる。南東コーナー近くに主

柱穴と思われるピット（径30cm、深さ10cm）が一個みられる。床面には土師器（甕）が比較的多量にみられた。周溝はない。

なお、土坑としたＳＫ６～９はいずれも一辺３～５ｍ位の方形プランの一部とも推測でき、ＳＢ１同様、竪穴住居址である可能性をもつ。

２．中世の遺構

(1)井戸址

Ａ地区での井戸址は南東から北西にのびる北側の一段高くなったところ（おそらく浜堤上になると思われるが）に沿うような形で、遺構面ではその堤より20～30cm低いところで４基検出されている。

ＳＥ13　平面形長径２ｍ、短径1.3ｍ余の楕円形で、深さ40cm余の掘り方の南よりに井側として円形曲物を据えた井戸である。出土遺物は全くない。

ＳＥ15　平面形径1.7ｍ前後のやや不整な円径で、深さ55cm余の掘り方のほぼ中央部に井側として楕円形曲物を据えた井戸である。曲物内に遺物はみられなかったが、掘り方埋土内より、山茶椀片、土師器（鍋）片を少量出土した。

ＳＥ16　平面形長径2.5ｍ前後、短径1.5ｍ前後の楕円状で、深さ約50cmの掘り方に井側として円形曲物を据えた井戸である。掘り方は南側で２段に下り、テラスをつくるが、そのテラス上に川原石を囲んで土師器（鍋）の上半部が倒立した形で検出された。

これら３基の井戸はいずれも曲物を井側として使用している点で共通しているが、本来的に曲物１段のみで使用されたものか否かについては問題を残す。むしろ、残存状況として最下段の曲物のみ残り、原状ではさらにその上に２～３段曲げ物が積み重ねられていたものと考えておきたい。

ＳＥ46　北側は調査区域外にかかり不明であるが、東西で約2.4ｍ、深さ１ｍ余の不整円形をした掘り方の東壁近くに、井側として円形曲物を下より６段積み重ねた井戸である。掘り方は南側では２段に下がる。井桁としては厚み２cm余の縦板材を井側の外側にほぼ正方形に組まれていたものと思われるが、残りが悪く、板の幅・長さ、又、接合方法等も不明である。また、南側の掘り方の一段低くなったテラス面は、本来の掘り方によるものか、意図的な作業場としてのテラス面を意識したものかは不詳である。

(2)土坑群

このＡ地区でも、Ｂ地区同様、大小、形態様々の64にのぼる土坑群を検出した。やはり、形態的には丸いもの、正方形、あるいは長方形、不整形なもの等があり、その形態における分類、グルーピングをすることはできない。しいてみれば方形的なプランのものが多いことも言える。中でもＳＫ45は幅４ｍ、長さ15ｍ、深さ70～80cmに及ぶ長大なものである。円板状木製品、球状木製品等はこのＳＫ45より出土している。検出状況としては、３つ以上の土坑が複雑な切り合いを

有するもの（ＳＫ18～20・ＳＫ27～30・ＳＫ31～35・ＳＫ57～59・ＳＫ63～65）、また、Ｂ地区同様に土坑内壁近くに木杭が数本のこるもの（ＳＫ10・ＳＫ32・ＳＫ34・ＳＫ39・ＳＫ44・ＳＫ45・ＳＫ51）もみられる。

特にＳＫ51は特異的なもので、２段に落ちる掘り方をもち、その内周壁に沿って木杭を25本以上打ち込み、杭間は自然木（枝）や竹で連結、柵（しがらみ）状に囲う様相を呈していたが、湧水と軟質な土砂崩壊により全容を把め得なかった。不整円形をプランとし、径４ｍ内外、深さは最深で60cm前後である。遺物は山茶椀片を若干含む程度であった。このＳＫ51の例よりすれば杭の残る土坑は、本来は内周全体に杭列が認められたものであるかも知れない。

かかる土坑群の在り方はＢ地区と類似し、埋土中の遺物出土も極少で、一括廃棄した状況を示していない。深さは20～40cmのものが多いが、ＳＫ43・ＳＫ44は60cm前後とやや深い。底はいずれも平坦面をもつものが多く凹凸はみられない。

なお付言すれば、複雑な切り合いをもつ土坑群については方、あるいは長方形に近いプランをもつものが多い点は、Ｂ地区でもある程度言い得るが、こうした状況が土坑そのものの性格と結びつくのか否かは即断できない。また、丸い形をもつ土坑については、ＳＥ13・ＳＥ15・ＳＥ16のように一見へんてつもない土坑にみえるが、底に曲物を備えた井戸址と思われる遺構を検出しており、多くの土坑群の中には曲物等の施設は流失、あるいは、移動（持ち運び）しているものの、本来は井戸としての用途目的にあったものも含まれるかも知れない。

３．Ａ地区の上層遺構

Ａ地区の遺構としては数条の溝と水田址を思わせる畦畔状遺構がある。これらは層位的には第Ⅲ層上面で確認、切り込まれており、畦畔状遺構における凹地内の埋土は第Ⅱ層で純砂に近いもので、一時に埋没したものと考えられる。

(1)溝址

ＳＤ１　東西にのびる幅１ｍ内外の溝で東半分は幅がせまい。西半分は幅広く、浅くなりながら北折しておわる。埋土はやや黒味がかった黄褐色、遺物は山茶椀、土師器（小皿）の細片の他、近世以降と思われる屋瓦（平瓦）片を含む。現代に近い耕作による溝かもしれない。

ＳＤ３　溝と言い得るかどうか？東に向っては方形の落ち込み状を呈して溝の肩は消失する。また西に向ってはＳＸ６（短冊状溝群）を大きく囲むような方形の落ち込みに続く溝で、遺物はみられない。

ＳＤ４・ＳＤ５　東西に走る浜堤南の落ち際に検出された溝でＳＤ４は幅1.5～1.7ｍ、深さ20～30cmである。ＳＤ５はＳＤ４に切られ、途中で南に枝分れしてＳＤ３と同様にＳＸ６を囲む、

方形落ち込みへ続いている。

ＳＤ７　南北に走る溝で、溝中央付近、西の肩は２段に落ち込む。幅40cm～1.2m内外、深さ20～30cmである。遺物は山茶椀、山皿、土師器（小皿）小片を含む程度である。溝の方向はＳＸ８の南北軸方向と近い。

(2)畦畔状遺構

ＳＸ２　大小の不整形（不整長方形）な区画をもつが、発掘区東側では残りが悪い。畦畔の幅も一定していないが、良く残るところで高さ10～15cmである。一つの面(区画)の中に東西方向に何条もの溝（逆にうねを形成するものか？）が検出されたものもある。一つの区画面積は小さいもので約20m²、大きいもので95m²ぐらいである。ＳＸ２の畦畔の南北軸はＮ９°Ｅ程度である。埋土内からは山茶椀、山皿、土師器(小皿)、常滑甕等の破片が出土している。

ＳＸ６　幅に大小あるが、いずれも南北方向にのびる細長い短冊状の溝群である。埋土には全て遺物を含まない。

ＳＸ８　ＳＸ２と同様、大小の区画を有する。発掘区南側では現水田耕作によって攪乱を受けている。長方形を呈するもの、正方形に近いものがある。畦畔は幅1.5mと広い部分もあるが、他はおよそ30～50cm程度、高さ10～15cmである。区画一つ一つの面積は小さいもので約６m²、最大のもので120m²余でかなりのバラツキをもつ。ＳＸ８は南北軸でその傾きは約Ｎ16°Ｅである。この方向はＳＸ６とほぼ同じである。埋土内遺物状況はＳＸ２と大差ない。

以上の遺構の性格については不明な点も多いが、その形態上等より水田址及び、それに付随する何らかの遺構と考えておきたい。これらの畦畔は時間的には第Ⅲ層堆積終了後、水田とするため、区画内の土を四方へ削平することによって築いたものと考えられ、畦畔と区画内に残る土質よりみても、畦畔部分のみ他所より異質な土（あるいは粘土等）をもって築かれたもの（置土）ではないことがわかる。

（附）二見町個人住宅建築にかかる埋蔵文化財発掘調査

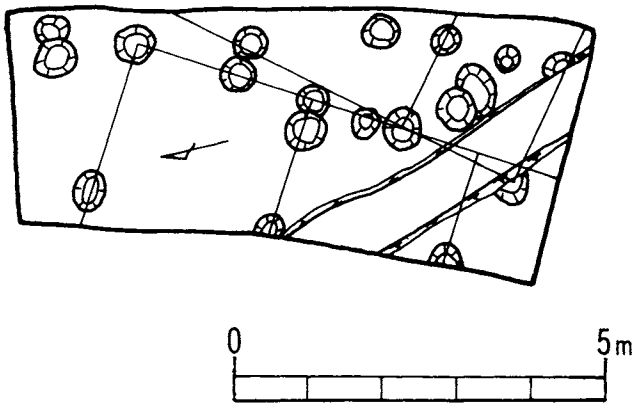

個人住宅（荘字小中野224番地）に係る発掘調査遺構平面図（１：100）

調　査　地	面積	調査年月日	遺　　構	遺　　物
荘字中野378-12	52m²	昭和53年1月27日	なし	土師器少量
荘字聖松374-7	16m²	〃　2月7日	土坑1	土師器、山茶椀少量
西字村山 121 122	24m²	〃　2月25日	土坑2、柱穴2	土師器(鍋・小皿)、山茶椀少量
荘字小中野224	32m²	〃　3月15日	柱穴群 (掘立柱建物址2棟以上)	土師器、山茶椀多量
荘字中野446-3	8m²	〃　10月4日	なし	土師器少量
三津452-3	28m²	〃　10月23日	溝址1(巾3m、深0.5m)	土師器、山茶椀少量
三津835	16m²	〃　10月26日	なし	土師器少量
荘 850・851 851-1・852	32m²	〃　11月7日	土坑2	土師器、山茶椀 須恵器　(表面に多)
山田原111-1	8m²	〃　11月10日	柱穴2	土師器少量

以上の小規模な調査は荘遺跡調査期間中に二見町教育委員会主体の下で、県文化課が指導助言という形で行なわれたものである。この中には荘遺跡内に含まれるものもあり、荘遺跡の範囲、遺構の拡がりを考えてゆく場合に有効なものも存在する。よって、ここでは中でも建物遺構を検出した荘字小中野224における調査についての概要を若干触れておきたい。

(荘字小中野224・家屋増築にかかる発掘調査)

調査地はB地区南方約60mに位置する。調査面積は増築予定面積約32m²で南北8m、東西4mである。層序は第I層;耕作土、第II層;黄褐色砂質土でやや茶褐色味を増しながら地山(黄褐色砂層)へとつづき、B地区で掘立柱建物址を検出した部分と同じ層序・層質である。

遺構としては掘り方径40～50cm、深さ20～30cmの柱穴を多数検出した。小範囲で全体の規模等は不明確な点も多いが、少なくとも2棟以上の掘立柱建物址を復原することができる。この2棟の建物は柱穴の切り合いがあり時期差を考えられる。

遺物はすべて土器であるが、第II層中より古墳時代後期から鎌倉時代までの土器(土師器甕・山茶椀・土師器小皿・鍋)片を混在して出土した。柱穴内からは鎌倉時代後半の土師器(小皿)を下限として検出している点等より、建物の時期はB地区検出の遺構(SB1等)と大差ないものと考えられる。

B地区では建物はSD4を境に一段高い面で検出、遺構面はSD4より南へ漸次低くなることを確認した。しかし、この調査で、南へある程度すすむと再び遺構面が高くなる部分があることが判明した。そして、おそらく、この地域は、B地区検出のSD65を境に南に高くなったはすか

い状の遺構面（浜堤上）に継続する地形立地の中に含まれるものと思われる。この調査結果によって、荘遺跡における建物址等の居住空間は、浜堤上に立地していたことを推定させるものとしての一つの有効な実証が得られた。

Ⅳ 出土遺物

1．B地区の遺物

B地区での出土遺物のほとんどは土器類であるが、若干の木製品、石製品、鋳貨も含まれる。遺物は層位的には第Ⅱ層より含むが、量的には第Ⅲ層が多い。B地区では遺構に伴出する一括遺物を抽出することはできない。すべて包含層遺物として取り扱い、以下、時代別、種類・形態別に個々の遺物について概述してゆきたい。遺物の時期は古墳時代後期をその上限とし、中世（鎌倉～室町時代）、近世（江戸時代）のものまでみられるが、量的には中世のものがその主を占める。奈良～平安時代前半に至る遺物はみられない。

(1)古墳時代後期の須恵器

形態的には杯身（1～17）、杯蓋（18～24）、無蓋高杯（25・26・30）、有蓋高杯（27）、瑞（28）、短頸壺（29）等がある。杯身は一点であるが高台付で7世紀後半頃まで下るものがある他は、5世紀末～6世紀初頭のもの（1～9）、6世紀前半～中頃のもの（10～14）、6世紀後半～7世紀初頭に位置付けられるもの（15・16）に大別できる。色調はすべて淡青灰色を基調とするが、1のみ他と異なり黄味をおびた白灰色を呈し、胎土も極めて緻密である。杯蓋は5世紀末から6世紀初頭のもの（18～21）、6世紀中頃（22）、6世紀後半～7世紀初頭までに位置付けられるもの（23・24）に大別できる。杯身・蓋には図示したものの他に5世紀末～6世紀初頭と考えられるものが多くある。その他、6世紀初頭～前半に位置付けられる26・27の無蓋、有蓋高杯、28の瑞胴部のような比較的時期のおさえられるものもあるが、小片が多く、25、29～31については細別は避けておきたい。

(2)古墳時代後期の土師器

甕A（42～44）　いずれも肩の張る胴部と台付脚部を有する甕の口頸部片である。口縁部はいわゆる「S字状口縁」の退化形態を示し、口縁端部上端は面をつくる。口縁部内外面はヨコナデされ、胴部には粗いハケメがみられる。内面はナデられている。色調は淡茶褐色で胎土に細砂粒を含む。時期的には須恵器出現直後、5世紀末から6世紀初頭に位置付けられるが、44はやゝ

下るものかも知れない。

甕B(32～36・41)　「く」の字形に外反する口頸部をもち、口縁端部はやゝ上方へつまみあげた形を呈する。34のように端部に一条の沈線風の凹線がみられるものもある。口縁部内外面は両者共にヨコナデされるもの（33・41）と外面ヨコナデ、内面に横ハケのみられるもの(32・34～36)に分けられる。胴部外面はハケメ調整と思われるが33は磨滅して不明である。口縁部に近い破片が多いが41より考えると胴部はやゝ長胴球的な甕と考えられる。色調は黄茶褐色を基調とし、胎土には砂粒、石粒を少量混入する。外面に煤の付着のみられるものもある。A地区の竪穴住居址床面からこれらの形態に似た甕が6世紀末～7世紀初頭の須恵器杯と伴出しており、時期的に甕Bはそれらと同時期か、相前後するものと考えられる。

甕C(37)　甕というより鍋に近い形態を有するものと思われる。口径は小片よりの復元径であるが、他遺跡出土例よりみてもう少し大きくなるかも知れない。口縁部内外面はヨコナデされ、頸部で鈍い稜を形づくる。胴部外面には細い縦方向のハケメがみられる。やゝ白っぽい褐色を呈し、胎土は比較的緻密である。甕A・Bよりさらに下り、7世紀中頃～後半に位置付けられるものであろう。

把手付鍋(40)　中膨らみする胴部の対称位置に把手をもつ鍋で、底部は平底風になるものと思われる。口縁部はゆるやかに外反し、端部には2条の擬凹線が走る。外面は全体に縦方向にハケメを施したのち、口縁部はヨコナデされている。内面は、口縁部から胴部下半までは横方向のハケメで、以下は下から上に向けてヘラケズリして器壁を薄化させている。把手は内面より挿し込み式に取り付けられている。色調は淡茶褐色で、胎土には大小の砂粒をやゝ多く含む。

椀(38)　やゝ厚手の平底風の底部から器壁は漸次薄くなり、口縁部は外反して、端部は上方へつまみあげられた形態をもつ。口縁部は内外面ヨコナデされるが、胴部のナデは不徹底でやゝ凹凸を残す。外底部には葉脈が沈線として残るが、木の葉手法による痕跡を示すものであろう。色調は赤褐色を呈し、胎土は緻密である。

杯(39)　色調は淡褐色で緻密な胎土をもつ、口縁部の直立した杯である。口縁部内外面のヨコナデは認められるが、体部は磨滅がかなり進み、調整手法は不明である。

(3)平安時代の遺物

（灰釉陶器）

椀(101・102)　この期に属するものとしては灰釉椀2点のみである。100の高台は器壁が薄く、端部は丸味をもって内彎肥厚する。高台部分を除き、全体にやゝ黄味をおびた灰白色の釉がかかり内面見込み部には重ね焼きの跡が明瞭にのこる。胎土は淡黄褐色で非常に堅緻である。101は細かい胎土を有し、色調は灰色を呈する。高台はいわゆる三ヵ月高台の形態をもつ。これらは平安時代でも後半～末に位置付けられるものであろう。

(4)中世（鎌倉～室町時代）の遺物

（土師器）

皿(51～59)　53・59のように中ぶりの他はいわゆる小皿である。形態、技法的にも種々あるが、内面はすべてナデ調整されている。やゝ厚手のものには、口縁部がヨコナデされるもの（52）、口縁端部のみヨコナデされるもの（51・53・54）があり、薄手のものには、口縁端部がわずかにヨコナデされるもの（56～58）と不調整のままのもの（59）に分けられる。色調は淡褐色を基調とするが、57、58は茶褐色味が強く、又、59は白っぽい色調をもち、胎土も他に比べて緻密である。53には焼成後の穿孔が一孔みられる。

これらの土師器皿は、時期的には、平安時代末～鎌倉時代前半頃までのもの（51・52）と鎌倉時代後半～末頃に位置付けられるもの（56～58・59）に大別されるが、53・54はその中間的なものであろう。

鍋A(45)　外反する口縁部から端部は内側に折り返し丸くおさめる。胴部は短い頸部より張り出して球状になるものと思われる。口縁部内外面はヨコナデ、胴部外面は不調整で凹凸を多くのこす。内面はナデつけられている。暗茶褐色を呈し、胎土には砂粒を多く含む。

鍋B(46～48)　48はやゝ異にするが強く外反する口縁部をもち、端部は内側に広く折り曲げられ凹状の面をつくる。48では口縁部内側に2条の沈線が走る。口縁部内外面はすべてヨコナデ調整されている。胴部は47・48ではハケメが残るが、46は磨滅して不明である。内面はナデの跡をのこす。色調は茶褐色を呈し、胎土は砂粒を含む。47の外面には煤の付着がみられる。

鍋C(49・50)　強く外反する口縁部より端部は斜め、あるいは上方につまみあげられ、断面三角形をなす。口縁部内外面はヨコナデ調整、50では胴部外面はやゝ粗いハケメ、内面はナデつけられている。色調は茶褐色を呈するが、胎土は鍋A・Bに比べると精緻である。50の外面には煤が厚く付着している。

時期的には鍋Aは平安時代末～鎌倉時代前半頃まで、鍋Bは鎌倉時代後半～末頃、鍋Cは室町時代に入るものと思われる。

（山茶椀・山皿・山茶椀系鉢）

120～124の山皿を除くとすべて山茶椀であるが、完形品はなく、底部近くの残存破片がその大半を占める。山茶椀は、その産地（窯）である知多半島、あるいは、渥美半島においてかなりの型式分類が進んでいる。これらは主に高台、胎土、籾殻痕の有無、あるいはその形態変化による分類である。これによっておよその傾向（編年）を把むことはできるが、その中にダイレクトにあてはめられない例外も多い。例えば、内底部の意識が明瞭化するものは新しいタイプとされ、それに付随する高台は低く退化したものが多いと考えられているが、荘遺跡出土の多量の山茶椀を通観しても、これらに反するものも多く、特に高台のつくり（高さ・断面形・径 etc ）は様々で、時期的画一性は認められないようである。しかし、決定的な拠り処のない現在、一応、知多、渥美における傾向編年を基に大まかな分類をすることにしたい。108のように輪花を有するものを

含め、102～105を比較的古手のものとし、新しい傾向のものを135～148とすれば、残りはその中間的な位置にあることとなる。①古手のものは高台が比較的高く、体部は膨らみをもち、また新しいものは高台が低く粗雑で、内底部から体部への屈曲をかなり意識し、体部から口縁部にかけて直線的に立ち上るものが多い。②新しくなるにつれて胎土への砂粒混入度が高く、底部の糸切り痕がそのまゝのこり未調整なものが多い。これらの点は先の知多、渥美の編年傾向におよそあてはまる。次に色調、胎土であるが、荘出土の山茶椀はそのほとんどが白灰色で、胎土も比較的良く、中には水ひした粘土で表面をスリップしたような観を呈するものもあり、感触的にも滑らかである。これまで県下で検出される山茶椀は渥美、あるいは、知多方面からの搬入物とされている。しかし、実際に（といっても極一部であろうが）、渥美、知多（常滑）で実見した限りにおいては、両者の山茶椀とは色調、胎土的にかなりの相違がみられた。（注1）

山茶椀系鉢(131・132)　いずれも、山茶椀に似た胎土、色調を有する。鉢形態と思われ、高台は131のような逆三角形のものと、高く八の字状にのびた角高台をもつもの（132）がある。

（註1）昭和53年某月、荘遺跡出土の山茶椀・山皿・常滑、瀬戸陶器を当時常滑市教育委員会（現在、愛知県立陶磁資料館）におられる赤羽一郎氏に実見していたゞいたところ、「荘の山茶椀は常滑、あるいは瀬戸産ではない、渥美のものとも異なる。どちらかといえば渥美の方が少し似ている」という返答であった。「私は三重県に中世窯（山茶椀？）があるのでは？」という興味深いこともおっしゃっていた。

（鉄釉椀）

鉄釉椀（60～64、67～70、86）は出土例がいずれも口縁部のみで、全体の器形は不詳であるが、大別して2種類に分けられる。

60～63は口経11cm前後で、胴部より直線状に開き、口縁部が屈折してS字状になるものである。釉薬は内、外共に黒褐色で、口縁部のみ茶褐色を呈するもの（60・61・63）と、全体が茶褐色を呈するもの（62）がある。施釉の厚みは0.1～0.2mm程度で比較的薄い。

69、72～75は高台部分からゆるやかな曲線で胴部に達しているものである。高台の大きさはそうわないが、底部から胴部にかけてヘラ削りを施している。釉薬の厚みは0.3～0.5mmとやゝ厚い。これらはいずれも室町時代後半～末頃にかけての瀬戸窯、あるいは美濃窯の産のものと思われる。60～63は、所謂、天目茶椀であるが、64、67～70は形態的に若干、天目椀と異なり、単なる椀として区分されるものと考える。

尚、86は玉縁的な口縁をもつもので、口縁部内外面から胴部外側にかけて黄褐色の釉が施されている。

（灰釉系陶器）

66、65のような小形の椀と87のような折口口縁をもつ盤形土器や88のような皿形土器がみられるが、いずれも底部や口縁部を残すのみで全体の器形は不詳である。

66、65は高台径約3.2cmで比較的高い高台をもつ。胎土は淡灰色で、底部から胴部にかけてヘラ削りが施されている。内・外共に淡緑色の釉薬がみられる。

87は口縁部と胴部の境近くまでヘラ削りが施され、内側に一条の沈線が外側にはヘラ削りによる明瞭な稜線が残っている。釉薬は淡い黄緑色である。

88は、口径20cm、口縁部は外反し、端部は水平に折れる。所謂、「折り口口縁」状を呈し、口縁近くまでヘラ削りが施されている。釉薬は淡黄緑色で、外面は胴部まで施釉されている。

87、88については、釉薬、胎土ともに共通性が見られ、おそらく同系列のものであろう。

88については底部に4足をもつ瀬戸灰釉四足盤の系列に入るものと考えられる。

（常滑陶器、鉄釉陶器）

甕（76、77）はいずれも口縁部が断面N字形で縁帯幅が広く、約3cmを測る。77は茶褐色の器肌にわずかに緑色を呈する灰釉をかぶる。

鉢の口縁部と思われるものに78、80がある。胎土は両者ともに粗く、石粒を多く含む。色調は78は灰褐色、80は淡茶褐色を呈する。器肌はいずれも茶褐色。

尚、79は常滑に似た器肌を呈する甕あるいは、壺の口縁部と思われ、胎土は比較的緻密でやゝ青味がかった茶褐色を呈する。器肌は頸部から肩部への張りが著しい。常滑の器形には該当品がなく、胎土的にもおそらく渥美産のものであろう。

96～99は、摺鉢、あるいは、練鉢に類するものであろう。内・外全体に鉄釉が施され、茶褐色を呈する。胎土は淡褐色を呈し、緻密である。

（青磁・白磁）

青磁・白磁は20点余出土しているが、いずれも細片である。

青磁椀には外面に蓮弁鎬状の浮し彫りのあるもの（90・91・93）と、内面に片彫りの蓮弁文様をもつもの（88）がある。90、93はよく似た明るい灰白色の胎土をもち、水色を帯びた緑色の釉が施されている。91はやゝ暗い灰白色の胎土で黄緑色の釉がかかり、貫入がみられる。88は灰白色の胎土で、黄緑色の釉を厚く施している。

青磁杯と思われるものに89がある。明るい灰白色の胎土に黄緑色の釉が厚目に施されている。

白磁椀には94があるが、やゝ小ぶりで玉縁口縁をもつ。胎土は灰白色で、釉薬はやゝ黄味を帯びた白色を呈する。

以上示した青磁、白磁は、形態、あるいは文様技法上等より考えて、すべて南宋、元時期の龍泉窯系の産のものと思われる。

染付椀（95）

細目で、高い高台を有する椀形態と思われる。

磁胎は色調が灰白色で高台外面、体最下部、及び見込み部に淡青、青色による文様がみられる。近世のものか。

（その他）

砥石(71)　一点のみ出土している。二面を平滑に仕上げているが、使用痕は内側のそった一面

のみに確認できる。色調は淡褐灰色で堅緻、石質は安山岩系質と思われる。

土錘(72～75)　すべて筒状の土師質の土錘で、形態的には細長いものが多い。形態の違いは重さとも関連し、用途を異にするものかも知れない。

鋳貨(81～83)　いずれも中国・北宋期に鋳造されたもので、その初鋳年代は、81至道元宝は995年、82・景祐通宝は1034年、83・元祐通宝は1086年で、我が国の平安時代後半にあたる。輸入銭と考えられるが、実際の流通は初銭年代よりやゝ下るものと思われる。表文字は明瞭に判読できる。裏文字はない。

木製品(84・85)　ＳＫ27出土のもので、84は現存長さ11.5cmで、断面楕円状で、全体に縦方向の細い面取りがみられる。先端部と思われる部分は一部欠損しているが、二重に浅い溝状の彫り込みがある。85は先端部を欠損するもので現存長さ22.3cmである。先端は箸状に尖るものと推定される。全体に細長い縦方向の面取りが認められる。84は径に近い細木（あるいは枝）を、85は太い木を何本かに縦に細長く割って使用されている。両者ともにその用途を断定できないが、85は箸の一種、あるいは、ヘラの一種とも考えられる。

2．A地区の遺物

A地区の遺物もB地区と同様、そのほとんどが土器類であるが、若干の曲物等を含む木製品が出土している。土器はやはりB地区の如く、破片が多く、量の割に図示し得るものは少ない。なるべく同種・同形態の重複は避けて、以下、代表的なものの個々について時代別・種類別に概述してゆきたい。出土状態としては時代的に新旧を混在する包含層中からのものが大部分であるが若干、土坑、溝より一括として扱えそうなものを抽出した。また、遺物は時期的には、弥生時代を上限とし、中世（鎌倉～室町時代）に至るものまでと幅広い時代にわたるが、奈良・平安時代に属するものはみられない。この点はB地区での出土状態に一致している。

(1)弥生時代の遺物

（石器）

石鏃(177・178)　両者とも、平基式石鏃で身は比較的薄い。177は長さ2.6cm、178は4.6cmである。

(2)古墳時代後期の土器

（土師器）

甕(149)　球形に近い体部をもつと思われ、くの字形に外反する口縁部から、口縁端部はやゝ上方に尖先となり、外側に面をつくる。口縁部内外面はヨコナデ、体部外面は縦方向の刷毛目、底部近くにはヘラケズリがみやれる。内面は口縁部～体部にかけて刷毛目がみられ、下半部はナデ

つけられている。口縁部内面は水平方向にやゝ粗目の刷毛目がみられる。色調は黄味をおびた褐色を呈し、胎土には砂粒を少量含む。同種の破片はかなり出土している。

（須恵器）

杯身(150)　口径11.4cm、器高3.8cmで、やゝ厚手の杯身で、立ちあがり部は比較的高いが、かなり内傾している。底部近くのみヘラケズリがみられる。青灰色を呈し、胎土は緻密な方である。ロクロ回転順廻りである。

有蓋高杯(151)　杯部分のみ残るもので、口径13.8cmとやゝ大ぶりである。立ちあがり部は器壁が厚いが、先は尖る。外面約$\frac{1}{3}$以下ヘラケズリしている。脚部は長脚の二段透しのものと考えられる。

〈ＳＢ１出土の土器〉

土師器甕(215～222)　細部はそれぞれ異なるが、すべて「く」の字形に外反する口頸部をもち口縁端部を上方にひき上げる形態をもつ。216・219・222には凹線風の沈線が一条走る。口縁部は外面をヨコナデ調整、内面をハケメ調整を施すもの（215・216・218～222）、胴部外面は縦、あるいは、斜め方向のハケメ調整が基本となるが217はナデ調整のみである。

須恵器杯(223)　復元径10cm内外の小ぶりのもので底部を欠く杯身である。口縁部はやゝ内傾気味に立ち上がる。全体に磨滅がすすむ。色調は淡青灰色を呈し、砂粒をやゝ多く含む。

ＳＢ１は竪穴住居址床面より検出された土器群であるが、須恵器は杯身の破片１点のみであり、時期決定に曖昧さは残るが、小ぶり、かつ、ケズリの簡略化、立ち上りの形態等より７世紀初頭～前半頃のものとしておきたい。

(3)中世（鎌倉～室町時代）の土器

（土師器）

小皿Ａ(152～156)　形態は様々あるが、比較的厚手で口縁端部をヨコナデするもの（152～155）と薄手で不整形のつくりの雑なもの（156）がある。内面はすべてナデられる。152～155は褐色を基調としているが、156の類は白っぽいものが多い。

小皿Ｂ(160～163)　いずれも薄手で色調は白っぽい淡褐色を呈する。口縁端部は直立、あるいは内彎気味のものが多い。胎土は比較的緻密で、細砂粒を少量含む。口径10～12cm程のものが多い。

皿(157～159)　比較的大ぶりで深い皿で、内面は丁寧にナデられ、外面は不調整、口縁端部は外面ヨコナデされている。くすんだ茶褐色を呈し、胎土には砂粒を含む。

鍋Ａ(164)　器壁は厚手で、くの字形に外反する口縁部の端部は内に折り込み丸く玉縁状となる。口縁部は内外面ヨコナデされているが、体部は外面不調整でユビオサエによる凹凸、指頭圧痕を多くのこす。内面はナデつけられる。くすんだ茶褐色を呈し、砂粒、細石粒を含み、胎土は粗い。体部はやゝ扁平な球状になると思われる。

鍋B(165)　強く外反する口縁部をもち、端部は内側に折り返されて凹状の面をつくる。一種の受口状口縁を示す。口縁部内外面はヨコナデ、体部は鍋A同様、外面は不調整で凹凸がめだつ。外面には煤の付着が厚くみられる。

鍋C(166)　やゝ厚手で、口縁部は水平にのびる、浅い鍋である。内面はナデられ、口縁部は内外面ヨコナデ、体部は下半部にヘラケズリがみられる。やゝ赤味もつ褐色を呈し、胎土は緻密である。外面は煤がみられる。

鍋D(167)　断面逆三角形の口縁部で端部は上方へつまみあげた形をとる。器壁は薄手で胎土も緻密である。外面には煤の付着が厚くみられる。口縁部内外面はヨコナデされている。色調は茶褐色を呈する。

（瓦器）

椀(168・169)　両者ともに口縁端部の内面に沈線を有する形態である。口縁部外面はヨコナデされるが、168では以下は不調整、169では粗い若干のヘラミガキを残す程度である。内面は両者ともに細いヘラミガキが施されている。色調は瓦器特有の銀灰色を呈する。

（山茶椀・山皿）

山茶椀(230～239・249～253)　山茶椀は比較的大ぶりで体部が丸味をもち、口縁部が外反気味で器壁が薄くなる。また、加えて輪花を有し、高台もしっかりした全体に丁寧なつくりをもつ古手のタイプ（230～233）、やゝ小ぶりで、体部の立ち上りが直線状で、内面においては内底部と体部の境が明瞭となり高台も低く粗雑なつくりとなる新しいタイプ（249～253）とその中間的なものに大別されるが明確な新旧の決め手がない。糸切り底を明瞭に残し、高台に籾殻痕の多く付着するものには新しいタイプのものに多い。色調は灰色、白灰色、黄灰色と様々あるが、砂粒が多い胎土の粗いものほど新しい傾向はある。

山皿(240～248・254～259)　山皿はまた、山茶椀をそのまゝ小型化したタイプの古手のもの（241・242）、全く皿化してしまう新しいタイプのもの（257～259）とその中間的なもの(242～256）に分けられるが山茶椀ほど胎土の推移はない。

（陶器）

常滑鉢(171)　逆三角形の高台から直線的に外反して立つ鉢で底部を欠く。口縁部～体部外面はヨコナデ、下半部は横方向にヘラケズリされている。内面はナデられ平滑化している。破片よりの復元で、片口になるかも知れない。茶褐色を呈し、胎土には細石粒をやゝ多く含む。

常滑甕(175・176)　いずれもN字状口縁をもつ常滑特有の甕の口縁部である。やゝ赤味を帯びた茶褐色を呈する。175は口径45cm内外と思われ大甕の部類となろう。

渥美壺(170)　直立気味の頸部より口縁部は八の字状に開き端部はやゝ尖り気味におさまる壺と思われる。口縁部内外面はヨコナデされている。色調は渥美産陶器特有の灰黄褐色を呈する。

盤(173)　うすい灰緑色の釉（灰釉）が施されている。口縁部は水平にのび端部は上方へ肥厚

させている。内面には櫛目状工具によるゆるやかな波状文がみられる。胎土は白っぽい黄褐色で堅緻である。瀬戸産と思われる。

鉄釉小皿(172)　内面全体と外面体部に鉄釉（渋釉）が施されている小皿である。高台は削り出しによるもので低い。淡茶色を呈し、胎土は堅緻。

鉄釉椀(174)　茶色の光沢ある鉄釉が施されている深椀である。口縁部はほゞ真直ぐに立ち上る。胎土は白っぽい黄褐色を呈する。

（磁器）

白磁椀(224～227)　いずれも玉縁部をつくる形態で、体部は直線的である。色調は灰白色を呈する。釉厚は0.2～0.5㎜である。

青磁皿(228・229)　228は内面見込み部に猫描手文、229は猫描手文に草文をあしらった皿である。口縁部外面はヨコナデ、以下はヘラケズリの痕跡がよくみとめられる。228は青味の濃い淡緑色、229は淡緑色を呈し、釉厚は0.5㎜内外である。

〈遺構伴出の土器〉

（ＳＤ４出土の土器）

土師器皿Ａ(181・182)　径10㎝～14㎝ですべて内面はナデ調整されているが、外面は口縁部のみヨコナデして以下は不調整で凹凸をのこす。胎土は砂粒を多く含み粗いもの（182)と精良なもの（181・185）に分けられる。182の外面には全体に煤の付着がみられる。182はくすんだ褐色、181・185は明るい淡褐色を呈する。

土師器皿Ｂ(183)　小皿Ａよりも大ぶりで深い小皿である。内面はナデ調整、外面は口縁端部のみヨコナデされるが、以下は不調整でユビオサエによる凹凸、指頭圧痕をのこす。

土師器小皿(185)　径10㎝に満たない小皿で、内面はナデ調整、外面は口縁部をヨコナデ、以下底部まで不調整でオサエによる凹凸をのこす。調整手法としては皿Ａと同じである。胎土は精良で色調は明茶褐色を呈する。

土師器鍋(186・187)　いずれも口縁端部は内側に折り返して面をつくり、胴部は球状になる鍋の口縁部である。口縁部は内外面ともにヨコナデされるが、胴部外面は不調整で凹凸をのこす。胴部内面、186はハケメ調整、187はナデつけられている。両者ともに砂粒を多く含み、胎土は粗い。色調は淡褪色を呈するが、外面は煤の付着がみられる。

山茶椀(184)　口縁端に輪花のみられる山茶椀で、膨らみをもつ胴部から口縁部は外反し器壁もやゝ薄くなる。高台は高くしっかりした貼り付け高台である。高台の胎土と胴部の胎土は明らかに色調を異にする。

（ＳＫ25出土の土器）

土師器皿(188～190)　径14～16㎝の皿であるが、口縁端部は上端で面をつくる188、口縁部の立ち上りが急で端部を丸くおさめゆ189、ゆるやかな口縁部のカーブでそのまゝのびて端部外側で面

をつくる190と様々な形態をもつ。内面はいずれもナデ調整され、外面は口縁端部、あるいは、わずかにそれより以下をヨコナデされている他は不調整でユビオサエによる凹凸、指頭圧痕をのこす。188は白っぽい褐色、189・190はやゝくすんだ淡黄褐色を呈す。胎土は188は比較的緻密であるが、他は細砂粒を比較的多く含む。

土師器小皿(195・196)　径9cm内外で胎土の比較的緻密な淡褐色を呈する小皿である。内面はナデ調整、外面は口縁端部のみヨコナデされる他は不調整でオサエによる凹凸をのこす。

土師器鍋(193・194)外反する口縁部から口縁端部は内へ折り返す形態の鍋の口縁部であるが、193は内側ヨコナデによって面をつくるが、194は丸くおさまる。いずれも内外面ともにヨコナデ調整されている。外面には煤が厚く付着している。胎土は砂粒を多く含み粗い。

山茶椀(191・192)　191は断面逆三角形の高台をもち、胴部は直線的に口縁部まで立ち上がる。口縁部は内面にヨコナデによる面をつくる。底部は糸切り痕をのこし、高台には籾殻圧痕がみられる。くすんだ黄灰色を呈し、胎土は砂粒を少量含む。192は外方にふんばった高台より胴部は直線的に立ち上るが191よりは膨みをもつ。口縁部は鋭く外反するが丸くおさめる。底部は糸切り痕は丁寧にナデ消しており、高台にも籾殻痕はみられない。色調は191に似ているが胎土は192の方が緻密である。192では特にロクロ水挽き成形によるロクロ目を外面に残す。

（ＳＫ44出土の土器）

土師器小皿Ａ(197～199)　径9～12cmと大小あるが、いずれも薄手の黄褐色を呈する小皿で、口縁部は真直ぐ立ち上り、端部はやゝ内彎気味で尖る。調整手法は、内面はナデ調整が行き届くが、外面は全体不調整でユビオサエによる凹凸、あるいは、指頭圧痕を多くのこすという点で共通している。胎土はいずれも細砂粒を少量含む程度で緻密な方と言えよう。

土師器小皿Ｂ(200)　色調、胎土は皿Ａとよく似ているが、外面の口縁端部のみヨコナデ調整されるという点で異なり、形態的にも皿Ａほど口縁部は立ち上らない。

土師器小皿Ｃ(201～203)　形もいびつで凹凸のめだつ薄手の小皿である。内面はすべてナデ調整されるが外面は全体不調整なもの（201・203）とわずかに端部外面のみヨコナデされる。(202)に分けられる。色調は白っぽい淡褐色を呈するもの（202・203）、くすんだ黄褐色を呈するもの（201）、胎土は203は細砂粒が目立つが他は緻密である。

土師器鍋Ａ(206・207)　比較的薄手の器壁をもち、外反する口縁部より端部は内側に折り重ねられ凹状の面をつくる鍋の口頸部である。色調は白っぽい黄褐色を呈し、胎土は細砂粒を多く含み粗い。

土師器鍋Ｂ(208)　復知産Ａ2cmの厚手の大鉢状のもので口縁部は内側に折り重ねられ上端で幅広い面をつくる。口縁部内外面はヨコナデ調整、胴部は内面はナデられ、外面胴部上半はハケメ調整、下半部は左廻りにケズられている。色調は淡茶褐色、胎土中には細石粒を多く含む。

山茶椀(204・205)　断面逆三角形の低く小さい退化した高台をもつ山茶椀の底部で、205には高

台に籾殻圧痕を多くのこす。いずれも底部外面は糸切り痕を明瞭にのこす。

（ＳＫ43出土の土器）

土師器皿(209・210)　やゝ厚手であるが底部につれて薄くなる皿である。内面はナデ調整、外面は口縁端部のみヨコナデされるが他は未調整でユビオサエによる凹凸をのこす。色調は淡黄褐色を呈するが209はより白っぽい。胎土はいずれも緻密である。

土師小皿(212)　形がいびつで全体に凹凸のはげしい小皿で、内面はナデ調整されるが外面は不調整でユビオサエによる指頭圧痕が目立つ。白っぽい灰褐色を呈し胎土は緻密である。

土師器鍋(211)　「く」の字形に外反する口頸部より口縁部は水平にのび内側に折り重ねられ凹み状の面をつくる。口縁部は内外面ヨコナデ、胴部は内面をナデ調整されるが外面は不調整でユビオサエによる凹凸をのこす。外面全体に煤の付着がみられる。

山茶椀(213)　断面逆台形の太目の高台をもつ山茶椀の底部である。ロクロ水挽き成形によってつくられるが、底部の糸切り痕はナデ消している。内面には煤の付着がみられ灯明皿として代用したものかもしれない。

山皿(214)　やゝ突き出した底部より直線状に立ち上る口縁部をもつ。ロクロ水挽き成形によるもので底部の糸切り痕は明瞭にのこる。

以上が一応出土状況等より一括として扱える遺構伴出のものであるが、ＳＤ４、ＳＫ25、ＳＫ44、ＳＫ43出土のものは、中世土器の一編年資料となり得よう。時期的にはＳＤ４、ＳＤ25はほぼ同時期（鎌倉時代初頭～前半）、次にＳＫ44とＳＫ43がほゞ同時期（鎌倉時代後半～末頃）かやゝＳＫ44が下るものとして位置付けられよう。大まかに見ると、土師皿類においては大ぶり、厚手のものから小ぶり薄手のものへ、また、調整手法的には簡略、粗雑化（例えばヨコナデの範囲）等が窺え、鍋においても器壁面のにおいては薄手化現象がみられる。ますます高まる中世商品社会の需要に応え得る量産化の結果とも考えられるのである。

(4)木製品

球状木製品(273～276)　すべてＳＫ45より出土。カシの木と考えられる径３～４cmの丸木を長さ３～４cmに分断し、両端を細かく面取りして球状にしている。中央部分は加工せずそのまま用いている。毬(まり)の芯として、あるいは木製五輪塔（ミニチュア）の一部等と考えるむきもあるが用途不明。

円板状木製品(277・278)　277は径12cm余、278は14cm余、ヒノキ材（征目）を円形に切って使用している。厚みは６～８mmである。板の両面には加工痕がみられないが、縁部は丸く整形するにあたっての面取りがみられる。曲物等の底板と思われる。277はＳＫ45出土、278はＳＥ15出土。

曲物(280～284)　いずれも井戸の内部施設としての井筒として用いられたもの。280はＳＥ15、281はＳＥ13、282はＳＥ16、283・284はＳＥ46に伴なうものである。すべて材はヒノキ材(薄板)を用いている。280は長径60cm、短径39cm、高さ24cmで楕円形を呈する他はすべて円形曲物である。

接合については重ね部に桜樹皮をとじて行なわれているが、281・282については曲物本体の上をさらに3'～4cm幅の長帯状の薄板をめぐらし、本体とともに樹皮で固定されていたようである。またその場合、本体との間に281・282ともに長方短冊状の充て木が3ヶ所にみられる。283を除き底近くには木釘穴と思われる円孔がみられ、本来は曲物容器（桶等）として底板があったものと思われ、底板部分（曲物本体との接触部分）の変色より、底板の厚みを推定できるもの(280～282）もある。

3．木製遺物の樹種について

㈶元興寺仏教民族資料研究所　松　田　隆　嗣

荘遺跡出土木製遺物の材質鑑定を依頼により行った。本遺跡出土木製遺物は、曲物および球状木製品の点数が木製遺物全体の68％を示め、他の用途の木製品が少ない傾向が認められた。このため材の利用状況については、あまり明白とはならなかった。

以下に材質鑑定の方法および結果について報告する。

〔Ⅰ〕　方法

遺物を出来る限り傷をつけないようにするため、破切面等から、木口、柾目、板目の3方向の切片を作成した。この切片を顕微鏡で観察し、適当な切片を、エチルアルコール、nブチルアルコール、キシレンを用いて脱水後、永久プレパラートに仕上げた。

材の同定は、顕微鏡により解剖学的特徴を観察するとともに、切片作成時に材の特徴（髄の有無および形態など）の観察を行い、これらの結果をもとに材質鑑定を行った。

〔Ⅱ〕　結果

材質鑑定により次の樹種が明らかとなった。

針葉樹　　ヒノキ

広葉樹　　カシ　シャシャンボ　カキ

1．材の特徴

針葉樹

ヒノキ　　Chamaecyparis obtusa Set 2

（ヒノキ科　Cupressaceae）

春材から夏材への移行はゆるやかである。軸方向構成要素は仮道管および樹脂細胞によりなる。樹脂細胞は夏材部に多く認められる。

放射組織は放射柔細胞よりなり単例である。分野壁孔はヒノキ型で1分野に通常2個認める。重要な識別点であるが、重要な識別点であるが崩壊が崩しい。

広葉樹

カシ　　Quercus（Cyclobalanopsis）sp

（ブナ科　Fagaceae）

放射孔材であり、道管はすべて孤立管孔よりなる。道管の膜は厚く、穿孔な単穿孔である。木口面における柔組織の配列は、短接線状柔組織および帯状柔組織である。放射組織は同性であるが、やや異性がかる。単列放射組織および複合放射組織よりなる。

シャシャンボ　　Vaccinium bracteatum Thunb

（ツツジ科　Ericaceae）

や丶角ばった道管がほぼ均等に分布する。年輪は極めて認めにくい。穿孔は単穿孔と階段穿孔

の2種類が混在する。放射組織は異性で1～9細胞幅、細胞高は高い。

カキ　Diospyros kaki Thunb.

（カキノキ科　Ebenaceae）

道管はほぼ均等に分布し、孤立管孔および放射複合管孔よりなる。短接線状柔組織およびターミナル柔組織を認める。道管の模は厚く、穿孔は単穿孔である。放射組織は異性で1～2細胞幅（稀に3細胞幅）。

2．木製遺物の用途と樹種の関連について

曲物はすべてヒノキで作られている。材の加工が容易であることと水に対して耐朽性が良いことから、選ばれたのであろう。一般的な傾向として、ヒノキの分布のない東北地方などではスギを用いて曲物を作ることが多いが、スギ、ヒノキの両種が分布している地方ではヒノキが選択的に用いられることが多いようである。

球状木製品については、あまり他に出土例をみないが、京都府等で球状の木製品が報告されている。時代的にも形態的にも荘遺跡の球状木製品とは少し異なるようである。樹種の点から比較してみると、荘遺跡では、球状木製品6点のうち5点がカキで作られ、残り1点がカシで作られている。一方、京都府烏丸線遺跡出土の球状の木製品の場合6点すべてがエゴノキで作られていた。両遺跡とも特定の樹種を選択しているようにも思えるが、一本のから一度に多数作ったとも考えられ、用材の選択理由については不明である。

男根状木製品についてもいくつかの発掘例が報告されている。しかし、材質鑑定の行なわれている遺物が少なく用材との関連については明らかではないが、材が選択的に用いられている傾向はないようである。

今回、材質鑑定を行った遺物を別表に示すが、全体的な傾向としては、針葉樹材の使用が多いようである。

参考文献

金平亮三　「大日本産重要木材の解剖学的識別」
台湾総督府中央研究所林業部報告　4　　1926

山林　暹　「朝鮮産木材の識別」

小林彌一　「本邦における針葉樹材のカード式識別法」
林試研報98　PP.1～84　　1957

須藤彰司　「本邦産広葉樹林の識別」
林試研報 118　PP.1～138　　1959

貴島恒夫　岡本省吾・林昭三「原色木林大図鑑」　1962

島地　謙　「木材解剖図説」　1964

島地　謙　須藤彰司、原田浩「木材の組織」　1976

出土木製遺物樹種一覧

木製遺物の種類	樹　　種
曲　　物	1．ヒ　ノ　キ 2．ヒ　ノ　キ 3．ヒ　ノ　キ 4．ヒ　ノ　キ 5．ヒ　ノ　キ 6．ヒ　ノ　キ
球状　木製品	1．カ　　キ 2．カ　　キ 3．カ　　キ 4．カ　　キ 5．カ　　キ 6．カ　　シ
円　　板	1．ヒ　ノ　キ 2．ヒ　ノ　キ
男根状木製品	1．シャシャンボ
柄　状木製品	1．ヒ　ノ　キ
はし状木製品	1．ヒ　ノ　キ
薄板状木製品	1．ヒ　ノ　キ

V　結　　語

荘遺跡の発掘調査面積はおよそ1万m²にも及んだが、集落跡としての実証、及びその性格を考える上において明確な判断材料としての居住遺構に乏しい。したがって、荘遺跡の内容、又、歴史的性格、位置付けを論考するには困難な点が多い。そこで、結びとして、若干ながら、検出した遺構、遺物について総括しつつ、この調査におけるまとめとして概述したい。

1．遺構・遺物について

(1)古墳時代の遺構と遺物

A地区・B地区を通して、包含層中からはかなりの古墳時代後期に属する土師器・須恵器等が

検出されている。この期の土器は遺構内では中世の遺物と混在する場合がほとんどである。遺構として明らかに古墳時代と断定し得るものはA地区東部で検出した竪穴住居址（ＳＢ１）のみである。時期的には床面出土の土師器（甕）、須恵器（杯身）よりみて、古墳時代後期後半、７世紀前半に位置付けられる。１辺3.5～４ｍの小形の方形プランをもつ住居と推定できるが、ＳＤ２、あるいは土坑に切られ全容は不明である。柱穴らしきピットは１個確認したにとどまる。カマド等の附属施設については全く解らない。なお、このA地区では、一応、土坑としたが、竪穴住居址状の方形プランをもつＳＫ６～９があるが、ピットは全く不明であった。埋土内からはＳＢ１と同形態の土師器（甕）片がみられ、住居址としてよいものかも知れない。

これらをもって荘遺跡は遺構的には古墳時代後期（７世紀代）に遡ることが明らかになった。そして、地形立地的には浜堤上の、しかも、今回の調査範囲にあっては最も高所に位置していることが判明した。

次に遺物的には、上記のＳＢ１に伴う須恵器よりも遡るものもかなりみられる。須恵器（杯身・杯蓋・高杯・甕）にそれがみられ、形態上より、５世紀末～６世紀初頭に位置付けられるものも出土している。しかし、これらは遺構に伴出するものでなく、他所からの流れ込みによる可能性も考えられる。ここで、荘遺跡南方、三津、山田原に散見する古墳との関係を考えると、これらは調査例はないが、いずれもその形態、あるいは採集土器（須恵器）等、断片資料より６世紀後半以降の古墳と推定され、ＳＢ１とは時代的にかなり近いものとなるが、古手の須恵器とはかみ合わない。

とりもなおさず、二見における古手に属する須恵器の存在、また、荘遺跡の初現が年代的に古墳時代後期（７世紀）まで遡ることが発掘調査によって判明したことは意義深く、二見におけるこれらの時代に伴う集落跡の解明は今後に期する他ない。

最後となるが、特異な資料として絵画の陰刻された石製紡錘車がある。約$\frac{1}{2}$の断片の資料であるが細線刻による、動物（鹿・イノシシ(？)か）等の絵が描かれている。古墳時代のものと考えられる。石製紡錘車には無文様の他、綾杉、あるいは、鋸歯文状の文様入りのものは全国的にもみられるが、絵画の陰刻文様を有するのは、県下初見であり、全国的にも珍しい発見と思われる。

(2)鎌倉時代後半～室町時代初頭の遺物

この期に位置付けられる遺構としてはB地区、及びA地区下層遺構がある。居住空間を示すものとしての建物址はB地区での掘立柱建物２棟（ＳＢ１、ＳＢ２）にとどまる。ＳＢ１は東と西の二面に廂を有する建物（床束をもつ）と考えられるが、ＳＢ２は従属的な小規模な建物(倉庫、あるいは納屋）と考えられる。遺構平面的にはＳＤ４により空間区画されれば居住空間(地域)を北側に向って想定することもできるが、今回の調査ではその一端を検出したにとどまるものである。ＳＥ３については発掘区北壁にかかりその全容は不明であるが、円形プラン、径2.5ｍ余の素掘り井戸址としての可能性が強い。なお、B地区全体の遺構面をみると、ＳＤ４、あるいはＳＤ

28を境に比高差約30～40cmで南に低くなる。また、B地区西側で検出されたＳＤ64、ＳＤ65では逆にこれらの溝を境に北に低くなっている。ちょうど発掘区の中央部分が北西―南東に向けてはすかい状に浅い窪地状を呈する。この低い部分で60を越す大小、形態様々の土坑群を検出した。土坑の大部分は土器細片を含む程度のもので、全く遺物がみられないものもある。また、土坑は素掘りのものであるが、ＳＫ６、ＳＫ21、ＳＫ27、ＳＫ55のように坑内壁に沿って木杭が残る(部分的）ものもある。これらの土坑群の小時期差は遺物をもって細分するに至らないが、ＳＫ７、ＳＫ11～14のように複雑な切り合い関係をもち、加えて、土坑埋土の状況等より、かなり短期間に使用、廃棄し、再びつくられた穴群と推定される土坑もある。こうした状況はA地区下層遺構についても言え、同様な土坑群を60以上検出した。ここでも壁面近くに木杭のささる土坑（ＳＫ９、ＳＫ31、ＳＫ33、ＳＫ38、ＳＫ43・44、ＳＫ50）、また３つ以上の土坑が切り合うもの（ＳＫ18～20、ＳＫ27～30、ＳＫ31～37、ＳＫ57～59、ＳＫ63～65）がある。中でもＳＫ51は特異的で、坑内周に25本以上の木杭を打ち、又、杭間は自然枝や竹で連絡してしがらみ状に囲った様相を呈するものであったが、残存状況が悪く全容は把めない。土坑内の遺物も皆無のものが多く、あっても細片の場合が多いのはB地区の状態と相似ている。これらの杭等は土溜め的な役割をもつものか？その性格は下明である。

次にA地区では井戸址を４基検出した。すべて井筒として曲物を使用したものである。ＳＥ13、ＳＥ15、ＳＥ16については曲物が底に一つずつ残るものであったが、ＳＥ46については曲物を６段積みにした井筒、井側に井桁として板材（側板）を正方形に配した井戸である。ＳＥ46の井桁はほぼ崩壊状況にあって正確な復元は不能である。ＳＥ13、ＳＥ15、ＳＥ16のような径１～２ｍ深さ30～40cmの掘り方に１段のみ曲物が据えられた井戸址は、近年の県下発掘例としては鈴鹿市・大木の輪遺跡より同類検出例があり、時代も中世（鎌倉時代）と考えられる。しかし、残存状況としては一段であったが、本来はその上にさらに曲物を何段か重ねられていたことも考えられるが、こうして曲物をフルに使用した井戸形態が中世に流布していたことを知る資料としては興味深い。

県下でも弥生時代から中近世に至るまで様々の形態の井戸址が各地の発掘例によって検出されている。一応、ここでは細かい形態分類等は今後の課題としておき、県下における井戸形態の流れ（時代的）を表にまとめておく。

以上概述してきたように、この期の検出遺構は若干の建物址と井戸址の他はすべて土坑であり中世村落のある局部的なひろがりを捉え得ることはできるが、多くの土坑群の性格、用途を断定することができない。井戸址の検出例よりすれば、これらの土坑の中には本来は井戸であって曲物等、取り除かれたものもあるかも知れない。そして地形立地的にみれば、現在と同じように、全体の遺構レベルより、当時もやはり、浜堤上に居住空間（集落）が営まれたことは確かなようである。

(3)室町時代前半～中頃の遺構

この時期の遺構としての主要なまとまりとしてＳＸ２、ＳＸ６、ＳＸ８がある。ＳＸ２、ＳＸ８はいずれも大小の畦畔状の区画をもつが、ＳＸ２では北半の遺構の残りが悪く、またＳＸ８では南部分$\frac{1}{3}$程、現水田耕作により攪乱がみられる。この畦畔状区画は南北軸方向においてＳＸ２とＳＸ８は異なり、前者でＮ９°Ｅ、後者でＮ16°Ｅである。ＳＸ６にみられる平面短冊状の遺構の長軸方向はＳＸ８にほぼ等しい。こうした畦畔状の遺構の機能としてここでは一応、水田址を想定しておく。これらの遺構埋土は第II層（黄褐色砂層）で全体的に純砂よりなり、一気に埋没したものと考えられる。時期決定に問題はあるが、畦畔を形成する第III層包含の土器の下限、あるいは、区画内埋土の土器（室町後期までの遺物は見当らない）より、室町前期～中頃に存続した遺構と考えた。周知の如く、水田址の検出例として県下では上野市・北堀池遺跡（古墳時代前期の水田址）があり、また全国的にも近年多くの水田址検出例が報告されている。しかし、それらは縄文時代晩期（福岡県・板付遺跡）を最古として、平安時代までに属するものである。中世に比定される水田址検出例は皆無である。とりわけ、中世水田の在り方等については文献的にも不明な点が多く、また、今回の遺構を水田址と断定するには遺構残存状況、あるいは水田としての立地条件、排水、水口等の問題を考えるとなお多くの疑問を残すところであり、今後の中世水田址検出類例に期するところが多い。

県下における井戸の形態　――県下の発掘調査による検出例一覧――

時代	遺跡名	所在地	形態	時代	遺跡名	所在地	形態
弥生	双ツ塚	鈴鹿市岸岡町	円形・素掘りI	中世（鎌倉～室町）	山添	松阪市山添町	円形・石積み
古墳	北堀池	上野市大内	円形・素掘りI		坂倉	多気郡多気町	円形・石積み
奈良	北堀池	上野市大内	方形・木組み		月よべ	度会郡玉城町	円形・素掘りI
	平生	一志郡嬉野町	円形・素掘りI		小ばし	度会郡玉城町	円形・素掘りII
	南山	松阪市土古路町	円形・石積みI		古里A	多気郡明和町	円形・素掘りI
	水池	多気郡明和町	円形・素掘りI		高向A	度会郡御薗村	円形：素掘りI 円形：石積み
	古里E	多気郡明和町	方形・素掘りI		高向C	〃	円形・素掘りII
平安	新野C	員弁郡東員町	円形・素掘りI		大木の輪	鈴鹿市中箕田町	円形・素掘りII
	末野A	鈴鹿市郡山町	円形・素掘りI		西出	多気郡明和町	円形・素掘りI
	川原井	鈴鹿市加佐登町	円形・素掘りI		射原垣外	松阪市中万町	円形・石積み
	下郡	上野市下郡	方形・木組み		東裏	多気郡多気町	円形・石積み
	南山	松阪市土古路町	円形・素掘りI		東村	多気郡明和町	円形・素掘りI
	中蔦	津市大里窪田町	方形・素掘りI		荘	度会郡二見町	円形・素掘りII・木組み
	平生	一志郡嬉野町	方形・素掘りI		神の木	上野市	円形・石積み
	斎宮	明和町斎宮	円形・素掘りI		粟垣外	多気郡明和町	円形・素掘りI
	小野	松阪市小野町	方形・素掘りI		南山	松阪市土古路町	円形・石積み
	大藪	伊勢市磯町	方形・木組み		正法寺山荘	鈴鹿郡関町	円形・石積み
	小御堂前	伊勢市磯町	円形・素掘りI		古里C	多気郡明和町	円形・素掘りI
	露起	多気郡明和町	円形・素掘りII		古里D	〃	円形・素掘りI
	五佐奈	多気郡多気町	円形・素掘りI	近世（江戸）	天華寺	一志郡嬉野町	円形・石積み
中世	双ツ塚	鈴鹿市岸岡町	円形・素掘りI				

〈注〉 井戸形態の分類については、井筒・井側・井桁等、地下・地上施設を考慮した細かい分類が必要としようが、今回は良好資料の制約もあり大まかな形態分類を試みた。いわゆる〝素掘り形態〟（この素掘りについては、何ら

の施設のないものを素掘りⅠ、井筒として一つでも曲物等を有するもの等を素掘りⅡとした）
〝木組み形態〟、〝石積み形態〟の3分類とした。今後の資料増加をまって将来の詳細分類に期したい。

時代変遷における井戸形態の流れ

井戸形態	弥　生	古　墳	奈　良	平　安	中世(鎌倉室町)	近世(江戸)
素掘りⅠ	――	――	――	――	――	
素掘りⅡ			- - - -	――	――	
木組み			――	――	- - - - - -	- - - - - -
石積み				- - -	――	――

（発掘調査によって県下各地で、各時代、様々の形態の井戸址を検出している。現在のところ、これらの井戸の形態、あるいは編年分類をするには今尚、資料の制約を受ける。残りの良好なものは別として、検出した井戸址が実際に原状に近いものか否か（破壊、あるいは施設の持ち去り等）の検討も慎重にしなければなるまい。

一応の傾向としては、素掘り井戸Ⅰは全時期に普遍的に見られ、築造技術面から考えても一番一般的であったと考えられる。次に、素掘りであるが曲物等何らかの施設（井筒として）を伴うものが平安時代よりみられ、曲物を利用した井戸形態が中世に至るまで盛んとなる傾向もある程度言えよう。

石積み井戸は県下では中世（鎌倉時代）に出現する様相を呈するが、文献等よりみてももう少し遡ることが予想される。木組み井戸は奈良時代に出現、中世では荘遺跡、大木の輪遺跡にみられる。

木組み井戸は全国的には草戸千軒町遺跡で多く検出されており、県下に類例は少ないが、石積み形態と共に中世に普遍化したものと考えられる。）

2．若干の歴史的背景について

荘遺跡の遺跡としての始まりは古墳時代後期に遡るが、遺構、遺物的には中世（鎌倉～室町時代）を中心とするものである。室町前半以降と考えられる水田状遺構と共に鎌倉時代全般、いわゆる大局的には中世村落址の一隅を担ったものと考えられる。しかし、この荘遺跡(中世村落址)の性格、歴史的位置付けについては論及困難な面が多いことは1．において触れた通りである。こうした中で、若干ながら当地域の時代的特質、推移という背景を触れることによって、今後の課題を示唆し、側面的ながら現時点におけるまとめとしておきたい。なお、文献史学からの二見

の論及は附編に委ねたい。

伊勢国全体がそうであるように、こと二見の歴史を考える上でも、古代・中世の伊勢神宮との関係を切り離すことができない。言うまでもなくこの二見は、大化以後、多気・飯野両郡と共にいわゆる神三郡の一つとしての度会郡に属し、全戸が神戸として神宮に寄進されていた地域である。周知のように、古代伊勢神宮はすべて国家財政の中にその経済的基礎をもっていた。また、その財源は国家から与えられる封戸（神戸）にあり、この点からも神宮経済における二見の位置の重さの一端が窺える。しかし、律令国家体制の崩壊期をむかえる平安時代となると各地に荘園が成立し始める。この旧社会と矛盾する新しい社会経済の動勢は、神郡の中にも深く根入り、やがてはこれまで国家財政に擁護されてきた伊勢神宮そのものの経営の危機さえ生ずるようになる。10世紀になると、神郡や神戸も荘園となんら変わらない内部構造に転化し、神宮の私有地として分け与えられ、これを戸田（神戸田）とよぶに至ったという事実も先述の事象を裏付けている。これはやがて、10世紀後半～11世紀にかけて盛んに設置されてくる神宮領荘園としての御厨・御薗として具体化するのである。

天仁2年6月　　『伊勢公卿勅使雑例』

……。以田村刀祢二見郷御厨行司　有久等申文。……

……二見郷御厨所司……

二見における御厨の存在は『神鳳抄』に二見御厨として記載されていることからも知ることができるが、上記文献から天仁年間、12世紀初頭（平安時代末）にはすでにその存在を知ることができる。また、平安時代の寛弘年間から江戸時代の元和年間に及ぶ御塩田関係文書を集めた『御塩田神庫古文書』の中には二見郷内、あるいは二見御厨に関して記したものが多い。

……

大神宮司解　申請　祭主裁事

請殊任　宮符公判等旨、被裁許二見

御厨惣検校権祢宜能範訴申　御塩殿

造進料田租米状　　（傍点は筆者）

副進

本解公判證文并不輸田注文等

……

建仁元年十一月六日

権主曲新家宿祢「兼口」

主典清原真人　「音口」

……

『御塩田神庫古文書』において、二見郷内における土地開発行為、沽却に関する文書は寛弘年間より見られるが、「二見御厨」と明確に出てくるのは上記、建仁元年（1201年）が初見と思われる。以上を通しても、二見御厨の成立は新しくとも鎌倉時代初頭に遡ることができ、実際にはもっと古く、平安期にはその成立があったと見るべきであろう。

さて、では二見御厨の神宮に対する主要な役割は何であったか。これも、『御塩田神庫古文書』

より探ると

外宮権祢宜度会文清奉書

二宮朝夕御饌料所二見御厨御塩所司神人等申　（傍点は筆者）

虎福小祢宜解謝事、一瀬方重返状如此

早任其旨、可遂解謝之由、厳密令相觸之

……

……　中略

延文元年七月八日

権祢宜文清奉

一志三郎大夫殿

上記はその一例を示したにとどまるが、『御塩田神庫古文書』の中には、「二見御厨御塩所司」として記されているものの他、「二見御厨御塩下司」あるいは、「高宮御塩焼」という用語も随所に見られる。これははとりもなおさず、二見御厨の主要な位置・役割が、神宮に奉納する御饌料としての塩の生産・奉製、そしてその事務一般を取り扱うことにあったことを示唆するものである。このことはまた、現在も尚、伝統的行事、祭祀の一環として毎年、西村にある御塩浜（古式入浜塩田の残存形態）において塩田（採鹹）作業を、荘村にある御塩田神社本殿にて焼塩（竪塩）奉製作業が行なわれていることとも無関係ではないであろう。

こうした中世における二見御厨の性格を考える時、二見全体を無論特色付けるものではなかろうが、一方では塩生産と結びついた二見の中世村落像も一面として捉えられることができるのではないだろうか——。中世塩業の在り方、特にその具体的な生産工程については不明な点が多い。また、そうした中世の塩生産にかかる遺跡発掘例も全国的に皆無である。

さて、以上長々と概述してきたことは勿論、荘遺跡そのものにダイレクトに結びつくものでもない。今回の発掘調査では遺構、遺物の両面において、遺跡の性格付けをする状況証拠に極めて乏しい。したがってここでは考古学以外により、荘付近の中世の歴史の在り方、性格を考えるヒントとしての若干の背景を触れるまでとし、今後の研究と課題への一つの視座としておきたい。

（附篇）　中世の二見御厨

三重大学助教授　稲　本　紀　昭

I　開発と条里

1．開　　発

数々の神話につつまれ、多くの歌よみにうたわれた二見は、その歴史的世界になると、それが故に、厚いヴェールにおおわれている。その中から確実に姿を見せるのは、中世を語るにまことにふさわしい二通の開発をめぐる史料においてである。

その一は、寛弘7（1010）年の「石部千吉請文」である。(1)（以下A史料と略す。）彼は数百年来荒廃したまま放置されていた二見郷六条二見里の字山田□、四至でいえば、東は中福寺田ならびに山、西は塩江、南は宇治河の流、北は曽根ならびに野の地を開発せんがため、二見郷刀祢の証判を請うた。この結果、刀祢高宮御塩焼内人正七位判官代服有世の証判を得、さらに□（擬力）大領郡務職蔭新家連の郡判によって公認された。しかし、彼の開発は十分成果をあげえなかったとみえまもなく御塩焼内人服連永吉が、彼の手より「空閑地」として開発を引き継ぎ、ついで永吉より長元7（1034）年、高宮物忌石部茂成がこの地を買得している。その後「展伝承継開作旧領」して鎌倉時代に至るのであるが、(2)それについてはIIで再びふれることにしよう。

その二は、千吉の開発より約30年後、長暦3（1039）年の、「僧長恵空閑地請文案写」である。(3)（以下B史料と略す。）その地は二見郷字浜大浦で、四至は東は江松原、西は大河、南は松原曽祢、北は浜海の空閑地葦原で、以前刀祢服福時が開発を試みたのであったが、いたずらに地利を失うのみであったため、長恵が再開発にのりだしたのである。この時は、在地刀祢と地主高宮御塩焼物忌従七位服連兼村が証判を与えている。彼の開発規模は不明であるが、その一部と思われる字浜浦180歩は、宮掌内人庭近幷妻女房から度会行末に売却され、久安5（1149）年、彼の手より豊受太神宮御巫内人度会光永へと売却され、(4)その後、転々と売却され、最終的に、正和4（1315）年、服某より光明寺僧恵観の手に移り、(5)光明寺領を構成することになる。

しかしながら、石部千吉、僧長恵について我々が知り得ることは少ない。彼らが二見郷においてどのような地位を占め、あるいは関係をもっていたか、また開発にあたっての労働編成や用水等の問題について肝心の事柄は不明である。だが、彼等にかわって、刀祢高宮御塩焼内人正七位判官代服有世が当時の二見郷について様々なことを語ってくれるであろう。刀祢は10世紀においては崩壊期の古代的共同体を代表する階層であり、11世紀には新たに成立してくる地縁的村落共同体の代表者として勧農機能を掌中にしつつある存在と言われている。(6)今、A史料にあらわれた服有世や、姓名は不明であるが在地刀祢、あるいは刀祢服福時等がどの段階の刀祢に比定しうる

かは、にわかに判断できかねるが、開発という問題と考え合わせる時、新たな共同体形成のいぶきが感ぜられるのである。次に彼が御塩焼内人であったことで、他にB史料に服永吉が御塩焼内人として登場しているが、これは神話世界で語られる塩と二見との関係が古代末期にも存在していること—当然なことであろうが—が確認される。だが、より重要なことは共同体の代表で、それ故に製塩と深い関係を有した彼が、高宮の内人であり、かつ国衙と関係深いと考えられる判官代という官職を持つ存在であったことである。(7) 高宮関係者としては同時代に物忌石部茂成がいるが、以上のことは、当時の二見郷は伊勢神宮との直接的関係を示唆するものはなく、むしろ高宮との関係が深いということであり、次には彼ら刀祢層は必ずしも神宮に結びつく運動を一元的にとるのではなく、国衙との結びつきを追求するという多様な運動を展開していることである。11世紀は神郡の行政権、あるいは神宮祭祀権をめぐって祭主・宮司と祢宜層、これに国衙、斎宮寮が加わり、激しい争いが展開したが、(8) 後半に至って、「神郡之内只祭主御館御沙汰也」(9) と称せられるごとく祭主の権力が確立されてくるのであるが、11世紀初頭の二見郷は、在地における新しい動きに対応する権力—中世的権力—が未確立の状態を反映しているといえないであろうか。

最後に残された問題—両地域はどこに比定されるか—に移ろう。承元3（1209）年、刀祢住人権宮掌内人縣時包等と仮名綿末国との間に相論が生じた。相論の内容は末国の主張するところでは、大湊東松原浦浜田代葦原（今田）を刀祢住人等が押作し所当物を弁済しないばかりか、松原を三ヶ年にわたって焼払い、大松5本を伐り取ったことによるのであり、その際、彼が出帯した文書がB史料である。(10) これに対して、時包等は末国が浜浦治田を荒野と言いつのり、押領せんとしていると訴え、「件治田者、自本為○隔別（田代開発）之地」であり、「百七十余年承継旧領之地」と主張してその根拠にしたのがA史料である。(11) ここでは相論の内容を検討するのが目的ではなく、双方の主張に表われた奇妙な事実に注目したいのである。すなわち、相論の対象となった治田に対し、相異なる地域の証文を出帯して、正当性を主張していることである。これは何を意味するか。開発以来約200年、住人達は該地の記憶を失なったのであろうか。だが浜浦の場合、わずか180歩ではあるが転々と売却されて来たことは前にふれたとおりであり、記憶が失なわれたとは考えにくい。想定されることは、刀祢住人達に大巾な変動があったこと、あるいは大きな地形の変化がこの間に生じたこと、この2つであろう。いずれにしても、A史料、B史料にあらわれた地域は極めて近接していたと考えて誤りはないであろう。では、この2つの地域はどこに比定されるか。行論の都合上まずB史料について検討する。この際手掛りとなるのは、綿末国が「大湊東松原浦浜」と記している点である。はるか後世、文明8（1476）年、三津徳雲庵元英なる者が三津字大湊、四至東・西は山、南は二見辻検校田地、北は西村五郎祢宜田地の一所を売却している。(12) この大湊と先の大湊とは同一字と考えられはしないだろうか。とすれば、浜大浦の地は三津にあったと推測されるのである。もう少し限定すれば、現在の三津の集落の北となろうか。形式的に言えば、二見里の陌線（これも不明であるが）の北ということになろう。その場合、三津の西を北流する川が

存在したということになるが、布見河とよばれる川があったようであり、おそらくこれが該当すると思われる。多くの推測を重ねたが、一応このように考えておく。次にA史料にみられる字山田□について考えよう。東が中福寺田并山、西は塩江、南は宇治河、北が曽根并野に該当する地域は、中世までは現在の五十鈴川派川が本流であったことを考えると、地勢的には三津以外に考えられない。先述したように、浜大浦と近接していたと思われることからも、山田□は三津にあったと考えてよかろう。両地域は曽根とよばれる地で接していたことになる。すなわち六条二見里は現三津の集落地を中心とするものであったが、11世紀初頭のはるか以前、荒廃に帰してその痕跡を失っていたのである。以上のように、A・B両史料の地域を三津に比定した訳であるが、その際問題となるのは西の大河、塩江であろう。荘遺跡発掘地を含めて、国道を中心とする南北、東は国鉄二見駅近辺までは、当時は、塩江とよばれる景観を呈していたのではなかろうか。現存の地字名、北浦、須野等はその名残であろうし、正平7（1352）年の北畠顕能国宣に「二見郷南北同江村等」[14]と記されているのは、この景観が比較的遅くまで維持されていたことを示すものであろう。

2．条　　里

二見郷の条里制については未だ本格的な研究が行なわれていないが[15]、条里を示す史料としては管見の及んだところでは12点ある。二見郷は六条に当り、里としては二見里、堅田里、栗植里、難田里の4里が確認されるが、順次これらの里について検討して行こう。

〈二見里〉　三津に比定されることは前述したのでここでは省略する。

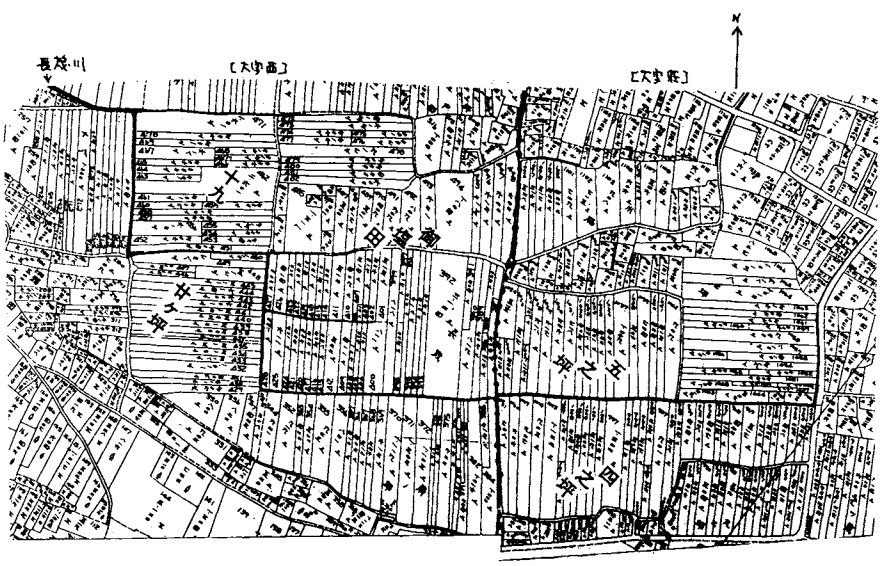

『二見町土地宝典』より作成

〈**堅田里**〉　年不詳、「伊勢未依治田売券」に、

合百八十歩□(者)

在二見内堅田里卅坪字御□田五段内付東者□(四)至限東藤則領　限南□□□領并大沢　限西同地類　限北□□寺領

とある。この字御□田の欠字の部分にあてはまる文字は何であろうか。これはこの史料の持つ性格(16)—単独で伝来したのではなく、最終的には光明寺に帰属した田畠の手継証文であるという—から考えれば、同文書中の8～12号の「御塩田」に関わる一連の文書の中に含まれるべきものとは容易に判断がつく。つまり欠字部分は「塩」と断定できうる。ついでに言えば、四至の北の欠字部分は利多（寺）が入ると思われる。では「御塩田」はどこに比定されるか。現在西の小字に「御塩田」があり、この「御塩田」の西には「十九」、「十九」の南に「廿坪」、西に「十八」の小字がある。この3つの小字の地形はほぼ正方形で条里の坪の痕跡と考えて誤りはなく、さらに言えば現在の長筬川は条里制施行時の用水路であったと考えられる。（**図参照**）　さて、度会郡の坪並は、西南隅で一ノ坪がはじまり、東南隅で卅六坪が終る千鳥式であったことはすでに先学によって明らかにされたことであるが、これを該地にあてはめれば、まさに現在の「御塩田」こそ卅坪に該当することがわかる。以上の結果、堅田里は小字宮後と棒藪の境界線辺を一ノ坪とし、おこし辺を卅六坪とする地域であったと結論される。

〈**栗栖里**〉

a、康平3（1060）年の「沙弥仲寿治田売券」(17)

b、保延2（1136）年の「大中臣某田(やわこカ)地売券」(18)

c、同年の「大中臣やわこ田地売券」(19)

aは

合壱段伯捌拾歩

在二見郷六条栗栖里四坪付□　□

と四至がみえない。

bは

在二見郷栗栖里四坪三女子得分次

四至限東五女子得分破目　限南久笛　限西同地三女子得分破目　限北坪

とあり、Cには

□(在カ)二見郷栗栖里四坪四女子得分次

□(四)□(至)□□□□(限東)田宮長殿御領地　限南久笛　限西同地四女子得分破目　限北縄

とみえる。いずれも四坪に関したものであるが、比定する手掛りがない。ところではるか後になるが四坪の記載がある売券が2通ある。1通は永享10（1438）年の「若林田地売券」(20)で、これには、字二見郷四坪、四至限東辻坊田　限南大道　限西三丈田中西領　限北溝　とあり、他の1通は文明11(1479)年の利観田地売券(21)で、二見郷内四坪　四至限東地類　限南大道　限西地類　限北ミソ　とあり、両者は同一の下地であるが、これは荘の小字四之坪に比定しうる。（理由は後述する。）この後者の四坪と栗栖里四坪とが同一であるか、否かは、にわか

に判断しがたいが、場所的にいって同一の可能性が高いと考えるにとどめておく。仮りにこの想定が認められるならば、栗栖里は、荘の小字井神田辺を一坪とし、三津の中野辺を卅六坪とするものであったことになる。

〈難田里〉　難田里の史料は治暦元（1065）年の「某治田売券」1通のみである。(22)

一段難田里卅二坪内　一段百八十□(歩カ)　□□

四至の記載がなく、比定する手掛りもないので、不明としておく。(23)

その他

〈中野廿坪〉　応永30（1423）年の「前野中田地売券」(24)に

在二見郷中野廿坪南付三段長

四至 東限他領 西限縄手　南限蜜厳寺領 北限庄庵領

とある。中野といい、庄庵領といい堅田里廿坪と考えてよいだろう。前述したごとく、現在「廿ヶ坪」の小字があり、ここに該当するものであろう。また、正慶元(1332)年の「二宮朝夕御饌料田租支配状」(25)に

一段　山田原 磯部末吉領　一段　廿坪 同領

とみえるが、これが同一の坪をさすのか否かは判断できない。

〈庄村内五坪〉　これは永享11(1439)年の「金剛台寺祐言田地売券」(26)にみえるもので、

四至 限東山田経田 限西辻坊田　限南四郎オオ田 限北縄手

とあり、荘の小字五之坪に比定しうる。なお辻坊田とあることから、前述した四坪は荘の小字四之坪と考え得る。先の推測が正しければ、五之坪は栗栖里五坪ということになろう。

（現在の西の小字に十八、十九、荘に八之坪、九之坪があるが文献にはあらわれない。）
（補注）

以上、多くの推測を交えながらであるが、二見の条里についての試論として提示しておきたい。

II　御厨の成立

1．御厨の成立

建永2（1207）年、刀祢服連有綱は、「齢及八旬之算、不堪奉行之間、無堪事子息之上、依有存旨、相副次第相承之文等」えて司中兄部章正真人に二見郷刀祢職を譲り渡した。(27) 刀祢として高宮御塩焼内人として、地主として二見郷に勢力を張った服氏が「事に堪える子息なき」故といえ、刀祢職を他姓の章正（清原氏か）に譲らざるを得なかったことは、まさしく時代の転換を象徴するものであった。二見においては以降、刀祢を称する人物は再び史料上にあらわれないのである。

それのみではない。これより6年前、すなわち建仁元（1201）年、我々は「二見御厨」の初見史料に接するのである。[28] 二見郷は変わった。

さて、再び縣時包達と綿（度会氏か）末国との相論にふれよう。前述したように、そこで争われていたのは、松原を焼き、大松を伐りとったこと、治田の所有権をめぐってであった。この治田が千吉の開発地か、長恵のそれかは、ここでも問題ではない。注意すべきは以下の2点である。一つは清原用国、御塩検校伊勢清成、同検校綿末時、（以下後欠で名前を知ることができない）、縣時包など刀祢住人達が三ヶ年にわたって、松原を焼払ったということ、つまり、彼らのあくことのない開発行為がみられることであり、その二は彼らが連署して、末国に対抗していることである。刀祢住人達の治田の開発と横の連合の形成、これが二見厨成立の基層にあったと考えるのである。こうした住人達の動きの中で「二見郷」という外被におおわれていた「村」が姿をあらわしてくるのであり、その村落結合を背景として、「御厨」が成立する。（『御塩殿神庫古文書』の伝来は、著名な『今掘日吉神社文書』のそれとの類似性を思わせる。しかも「石部千吉請文」が伝えられた理由が、刀祢住人達の治田所有権の正統性を主張する証文であったことは興味深い。）

伊勢神宮の御厨・御薗は11世紀末から形成されてくるといわれ、その成立にあたっては権祢宜層の役割が強調され、律令国家体制の崩壊にともなう新しい中世的経済体制の樹立にその歴史的意義が求められている。[29] では「二宮御饌塩所御厨」として中世に活躍する二見の場合はどうか。11世紀初頭においては伊勢神宮と二見の直接的関係はみられないことは前述したところであるが、12世紀になるとこの地への荒木田、度会両氏の進出が著しくなる。天治2（1125）年の「出挙米弁済注進状」[30]にみられる権祢宜2人は姓名不明であるが、二見に居住する人物であると思われ、浜名蔵米、第原江官物などに関係している。また三津堂宝連寺の創建には内宮三祢宜荒木田忠俊・同一祢宜忠良が関係しているものと思われ、特に忠良は「三津」を称したようである。[31] 常泉寺旧蔵と伝えられる薬師像銘には「願主荒木田時経」の名がみえるなど、[32] 荒木田氏の進出が著しい。度会氏には御巫内人光永、[33] 子御炊内人恒光、[34] 行末[35]の名がみえるが、その職掌からして度会氏庶流と思われる。このような両氏の進出によって、神宮との直接的関係が生まれてくる。所伝ではあるが、『公卿勅使雑例』にみえる天仁2（1109）年、触穢中の二見郷住人重成が役夫として京上したため、勅使派遣が延期された記事、[36] 『神宮雑事記』に、仁安4（1169）年、鎮地祭物として塩三斥を貢進した記事などは、神宮祭祀組織に二見郷が組み込まれつつあることを示している。特に後者の記事は、神宮と二見の塩との関係を示す最初のものである。『建久三年皇太神宮年中行事』には二見・伊介合わせて塩年中六石余の貢進が規定されている。そして御塩殿が、

二見潟神さびたてる御塩殿幾千代みちぬ松かげにして

と詠まれたのは文治2（1186）年頃のことで御塩殿の存在の初見である。[37]

以上のように、荒木田・度会両氏、とりわけ荒木田氏の進出と、それにともなう神宮との関係の発展が、御厨成立の前提である。だが残念なことに、御厨がいつ成立したか、またそれは何を

直接的契機としたかを知る材料を持たない。先にふれたように御厨の初見史料は建仁元(1201)年の「大神宮司解」である。これは御塩殿造進に関して、その費用を治田租米からの充当を「惣検校権祢宜能範」が解したのを、太神宮司が祭主に上申したものであるが、権祢宜能範なる人物については詳びらかでない。が、「権祢宜」層の果した役割が推測できよう。この時副進められた「公判証文」が史料として残っていないのが残念であるが、後、貞治5（1336）年、やはり御塩殿造進が問題になった時、二見御厨から具進された12通の公判証文等の中、この「太神宮司解」が、最も古く「上代惣官御外題同司宣等案」[38]とあることや、元弘3（1333）年、阿五瀬をめぐって小浜御厨と相論が生じた時、二見側が出帯した証文が永仁官符[39]であったことを参考にすると、御厨の成立時期は建仁3年をあまりさかのぼるものではないと考えられよう。[40]

御塩殿造進が、「以前有之治田祖(租)米」が充てられ、それが「毎年被充置田町租米」ることが慣行化されて行くことによって、「御塩殿」を精神的結集点とする刀祢住人＝神人の結束が強化されてゆくのである。

2．御厨と塩

二見御厨と塩との関係は、たとえば「二宮朝夕御饌料所二見御厨御塩所」[41]と称しているように、自明のごとく考えられている割にはその具体的様相を明らかにしうる史料は極めて乏しい。「二宮日次朝夕御饌御塩者、自往昔奉焼於御塩殿」[42]ること、「今月（6月）十五日御祭由貴御塩以下色々神用物等」を備進したが、「自日次来廿一日御饌御塩」は備進し難たいことを述べた史料から、[43]塩の貢進は「日次」と大祭に際してのそれとの二種あったことが知り得る。だが具体的な生産関係になると全くといってよいほど解らない。この点、「太田文書」中の北浦が、豊富な塩浜売券を有し、中世塩業の実態を明らかにしてくれるのとは著しく異なる。北浦では塩浜が、土舟・塩がまなど生産用具とともに盛んに売買され、塩浜は個別的に所有されており、「百姓職」が成立している。従って製塩も個別的に行なわれていたと思われるのに対し、二見では、塩浜売券は1通も存在しない。しかし逆にこのことが、二見における製塩のあり方の特殊性を物語っているとはいえないであろうか。すなわち、塩浜は惣有され、製塩にあたっては御塩殿において、御塩検校の指揮下所司＝神人の協業によって行なわれたと想像されるのである。

支配進二宮朝夕御饌御塩料田祖(租)米事

合三月分

一段　山田原[磯部末吉領]　　一段　廿坪[同領]

三丈　山田原[同]　　卅歩[同領]

一丈　浜田[虎市太郎殿]

右、住先例、所支配進如件

正慶元(1332)　　年十一月　　日　　収納使等

真能

権祢宜度会神主光貞

上の史料[44]は、数少ない塩関係の中の1通であるが、それだけに多くのことを示唆してくれる。第1に、租米が塩貢進の反対給付として支給されていることである。第2にこれと関係することであるが、普通荘園等でみられるような手工業生産者に対する給田、あるいは伊勢神宮領にみられる「戸田」、「授給田」、「神田」方式をとっていないということである。月ごとに料田を「支配」することは形態的にみれば、古代国家で行なわれた浮免と類似しているといえようが、しかしこのことを以って所司＝神人の神宮に対する隷属性が強いといえないことは勿論で、むしろ、先の御塩殿造進の際、惣検校能範が租米を充当すべき「不輸田」の注文を副進しているように、今日的表現でいえば、租米の「自主管理」的性格が強いのではないかと考えるのである。これは恐らく二見郷における治田の比重が大きい—無論「授給田」[45]、「上分田」[46]も存在するが—ためであろうと思われる。ここで象徴的なのは、製塩と関係の深いと考えられる「御塩田」[47]が、平安末期から「治田」として売買の対象となっていたことで、（高宮）御塩焼内人—「御塩田」という体制の崩壊を示すものと思われるのである。

こうして12世紀の末から13世紀にかけて成立した二見御厨は、その内部に惣検校、検校・所司＝神人という階層性をはらみつつも、両宮に日次御饌御塩を貢進することによって、内部的には塩浜・塩がま等の生産手段を惣有し、製塩作業を協業することによって、これらを神事として意識し、精神的紐帯とすることによって自治的結合を強めていったものと思われる。

3．御厨と村

ここでは補足的に御厨の範囲と村との関係についてふれておきたい。まず村々の初見史料を列挙する。

〈**中村**〉　村名としては最も古く、平治元（1159）年の「清原某畠地施入状案」に、その名が見える。しかし、史料としてはこの1点のみで、所在地は不明[48]。

〈**下村**〉　文永11（1274）年の「伊勢成守治畠売券」に、「在二見郷下村字大曽祢」とみえる[49]。この史料には他に3通の関連史料があるが[50]、村名そのものはこの1通のみである。所在地は不明である。

〈**三津村**〉　三津の名自体は古くからあるが、村名としては弘安9（1286）年の「某畠地売券」にみえるのが初見である[51]。

〈**中野郷御薗**〉　文治2（1186）年の「荒木田忠時處分状案」（「鎌倉遺文」1-191号）にみえる。おそらく荘付近に比定されようが不明である。神鳳抄にはみえない。

〈**西村**〉　康応元（1389）年の荒木田氏親田地売券に「二見郷字西村」[52]とある。もっともこれがただちに村名を指すものかは疑問もある。

〈**荘村**〉　荘村の初見史料は遅く、永享11（1439）年の「金剛台寺祐言田地売券」に、「二見郷庄村」とあるのが初見である。[53]

〈**出口村**〉　初見は明応8（1499）年の「二見郷供役人等租米寄進状案」に「出口四郎別当」とあるものがそれである。[54]

〈**山田原**〉　山田原は地名としては建保5（1217）年の「別当大法師某充行状」に「山田原上分田」としてみえるが、[55]中世を通じて村名としてはあらわれない。その理由は次の塩会村の項で述べる。

〈**塩会村**〉　承久3（1212）年の「某売券案」に「しほあいのむら」とある。[56]しかし、『神鳳抄』には「迄此承久注進」の項に「塩合御厨二斗九月。同在新田」とみえており、年不詳「某畠地売券」には「二見郷塩会御薗」[57]とあり、御厨・御薗の相違はあるが、二見郷厨と前後して御厨化していたものと思われる。山田原は当時は塩会御厨の一部であった。なお塩会村の名は正元2（1260）年[59]を最後に史料上から姿を消す。

〈**中松原**〉　中松原は村名ではないが、文治4（1188）年の「某畠地売券」に地名がみえる。[60]ところが正応5（1292）年の「橘友未売券」には「二見郷中松原御薗」[61]とあり、いつかは不明であるが、御薗化している。だが中松原御薗の名は他に同年の「掃守子畠地売券案写」にみえるのみで、[62]後は姿を消す。なお中松原御薗の所在地は不明である。

以上についていいうることは、12～13世紀の二見御厨は二見郷全域をおおうものでなかったということである。この時期の二見郷住人は地域的結合を強めながらも、集落ごとに多横な動きをしていたことがうかがえるのである。中野郷御薗、中松原御薗、塩会御厨の存在はその結果であった。だが正平7（1352）年には「二見郷南北同江村等者為二宮朝夕御膳料所」[63]とみえるように、二宮御膳料所として包括されており、中野郷御薗、塩会御厨・中松原御薗も二見御厨に包摂されていったごとくである。（因みに『神鳳抄』には中松原御薗の名はみえない。）

村の初見史料がただちに成立時期を示すものではないことは無論であるが、やはり村落が明確な姿を表わすのは、南北朝期における郷村制の発展を待たねばならない。この点については章を改めて検討しよう。

III　御厨の発展

1．自治を守る闘い

鎌倉末から南北朝の動乱、室町期に至る社会的変動の波は、二見御厨に遠慮なく押し寄せて来た。しかし、その波に対し彼ら住人は御塩所司・神人という身分を十二分に利用して、自らの結束を強めつつ、自分達の郷村を守ったのである。以下主な事件をとりあげて彼らの動向をみてみよう。

正安4（1302）年、沽却地をめぐる相論が生じた。これはおそらく「御塩殿神庫古文書」解題で指摘されているごとく神領興行法が直接の契機になっているのであろうが、「元藤（荒木田か）」なる人物が、沽却地返還を求めて「数多使」を放ち、請料所当を苛責しようとしたことから生じた。[64]「元藤」なる人物は不明であるが、彼の申状が一度は祭主によって認められていることや数多の使を放ちうる一定度の武力を有するところから、上位の神宮－権祢宜クラスの－であろうかと思われる。この「元藤」の行為に対し、「二宮朝夕御饌料所二見御厨御塩所司神人等」と結束して沽却地返還を拒否し、祭主の再調査を命ずる下文を得たのであった。この事件の結果はよくわからないが、いずれにしても、神人達の土地集積がかなり進行していたことがうかがえるのである。[65]

元弘3（1333）年、阿五瀬の漁業権をめぐって、小浜政所兄弟（部カ）恒景四郎太郎左衛門尉父子と紛争を起している。[66]この史料は、二見御厨住人が漁業活動をしていたことを示す唯一のものであり、その点でも興味深いが、二見所司神人達の主張によれば「小浜御厨」は一紙の証状を帯びず、「打擲刀傷」致し、「所持物等」を奪い取り、「背下知、于今不止濫妨」ない、二見の漁業権は永仁官符で明らかである、というのがその内容であるが、その主張は祭主の認めるところとなり、遵行が道後政所に命ぜられている。しかし、貞治3（1364）年、今度は、九鬼氏の代官小河某が「率数輩人勢」いて、小浜新五郎左衛門跡と称して種々乱妨を行う事件が生じた。[67]小浜氏はおそらく南朝に与党して闕所になったのであろうが、九鬼氏は相差地頭職とともに、[68]小浜氏跡をも襲ったものと思える。この紛争は同5年まで続き、10月20日内宮庁宣が神宮使権祢宜度会安春に出され、これをうけて、安春は小河氏と行動を同じくした蘇原隆泰に乱妨の停止を求めている。隆泰の11月11日付書状によれば、年内に九鬼氏と、談合して「可申左右」と素気ない解答をしている。[69]この紛争の結果も残念ながら不明であるが、阿五瀬漁業権は重大な危機におち入ったのであった。だが、このような外部勢力の侵略に対して神人達の結束はますます強固になっていったようである。後、多少の誇張はあるにしても、「先に世上動乱之時　軍勢甲乙人等終以□□□□□□（不致乱入狼藉）者也」[70]と述べているごとく、南伊勢に展開した激しい動乱の中で、自らを守っていったのである。[71]

正平7（1352）年という年は、南朝にとって待望の、いわゆる「正平の一統」が実現した年であるが、南伊勢にあっては北畠顕能を中心とする南朝の勢いが優勢を保っており、2月、南朝軍が、京都をめざし総攻撃体制に入っている時、二見厨は北畠顕能の国宣によって「兵粮以下臨時課役」の停止、軍勢甲乙人の乱妨狼籍の禁止が認められており[72]、10月には「冷泉殿」の軍勢が泊浦に発向するに当って、「有御寄宿当御厨」という風聞に対してこれを拒絶し[73]、再び顕能の国宣を得ている[74]。この時の拒絶の理由が「若軍勢及乱入狼籍、有穢気不浄之事者、朝夕御饌御塩忽令闕如欤」と穢気・不浄を掲げていることは興味深い。穢気・不浄の主張は神領一般にみられることなので別に異とすることでもないが、穢気・不浄→御塩欠如の論理を自治を守る論理として南北朝期になって最大の武器にしている点が注目されるのである。このような論理は、御塩殿造進を要求する際、「外宮御仮殿遷宮依為近々、被放御郷内犬於嶋々之由、承及之、不見彼犬等多入来当郷之間、穢気不浄之恐不少、若如然之時者、式日御不見如之基也[74]」と展開されているが、もっとも有効に発揮されているのは、文安元（1444）年、泊責陣への勢立＝軍勢催促をうけた時、「於御塩所司神人等、彼陣勢立努々不可有其儀□□□□如何者、自然穢気不浄不審多之哉、然者朝夕御□□□□令闕如欤、[76]」とこれを拒否しているところにあらわれている。

最後に二見御厨をめぐる紛争をもう一例みてみよう。延文元（1356）年の虎福小祢宜との紛争であるが、ここでも汚穢→解謝の論理が主張されている。事の発端は、虎福小祢宜なる者が預け入れた質馬を請け出した時、二見側が違った馬を返し渡したことにあった。これに怒った彼は「号令切馬髪」し、御塩所司重役人村主末継の馬髪を切り、さんざん損傷させた上、密厳寺門前に放置したため事が紛糾したのである。神人達は一瀬殿（愛洲氏）に元の馬を返すとともに、虎福小祢宜に対し解謝を要求し、これが入れられなければ、「今月十五日御祭由貴御塩以下色々神用物」は備進し難きところを、公平を考え備進したが「若猫及御沙汰予儀者、自日次来廿一日御饌御塩」を備進し難いと祢宜庁に迫った。これに対し、虎福小祢宜は、少（小）舅某、岩渕次郎左衛門尉舎弟、孫五郎、高羽江四郎、木下三郎大夫弟等近隣の在地領主を語って、密厳寺僧堂に乱入、倉、経蔵を破却し、財物を奪うなどの行動にで、「有何ヶ度書下〔一瀬方〕」りともこれに従わぬと広言した[77]。この後、解謝をめぐって、神人と虎福小祢宜との紛争は約一ヶ月続くのであるが[78]、事件の背景には案外根深いものがあったようである。虎福小祢宜の背後には愛洲氏や近隣の在地領主が存在しているし、彼の攻撃目標が密厳寺に向けられていることから紛争の当事者は神人達よりむしろ密厳寺であったと思われるのである[79]。馬の髪を切られた村主末継は、密厳寺僧寂秀代として文和4（1355）年、御巫清原氏所帯物をめぐって、佐田九郎、賀茂次郎と相論をしている人物であり[80]、密厳寺は御塩役人労主密厳寺として表われる一方、高利貸活動を行っていたようで、「御塩殿神庫古文書」所収の売券の中、数通の裏書に「密厳寺本尊両界不動領知」とあるのは、裏書の書かれた年代は不詳であるが、その結果としての土地集積を示すものでないかと考えられる。このような事情は、この紛争の前後に起きたと思われる密厳寺と虎福小祢宜との相論をみれば一層明らかになる[81]。彼は

「以前沙汰」と号して、密厳寺正作山田原田地□市庭新開田等に標をたて、収穫を妨害し、神人達に訴えられているのである。「以前沙汰」の具体的内容は解らないが、事は田畑の領有権そのものに関わっているのであり、さらに推測をたくましゅうすれば、「市庭」の支配権をも相論の対象となっていたのではないかと思われる。紛争の当事者が密厳寺であるにもかかわらず、「二見御厨御塩所司神人等」として神人達が当事者として立ち表われる理由はここにあると考えるのである。ともあれ、神人達は外部勢力の侵入に結束して闘かったのであった。(82)

2．おわりに

以上のように、二見御厨神人達は「重役人」として身分を鮮明にしつつ、「穢気・不浄」を不入、課役拒否のテコとして、さらに、文中2（1372）年の「二見御厨御塩所司神人等申状」にみえるごとく、付沙汰の禁止、押買の制禁を求めるなど、外部勢力の排除と自治の維持のために闘かったのであった。(83)しかし内部に問題がなかったわけでは決してない。原因・内容は不明ながら永享9（1437）年3月9日夜、密厳寺に「秀悳、通祐両僧乱入」し「散々成候所、本所、三方へ仍御口入而、及住持還住」(84)する事件が起きており、これは「二見乱」(85)と呼ばれたらしく、決して密厳寺のみの事件ではなかった。さらには文明11（1479）年に「北村（荘・西・出口をさすか）ゑん正」(86)なる事件が勃発している。また「太田文書」等に外部住人への土地売却の例がかなりみられるのは、惣規制が必ずしも強固なものでなかったことを示すであろうし、「御塩殿神庫古文書」中に、惣規制の存在をうかがわせるような史料もない。だが、西山克氏が明らかにされたように、道後政所代官が郷々に設置された時、二見郷のみが地下請（もっとも正確には荒木田氏経が代官であるが、）であったことは、やはり注意されてよいであろう。応仁2（1468）年、文明10（1478）年に「二見西村惣地下中（人）」という証判がみえることは、惣郷の下の惣村制の成立を示すものであろうし、(88)明応8（1499）年、出口、荘村、西村の代表者とともに「二見御供役人等」が連署して、光明寺領沙尾河租米毎年1斗2升のところを「此内六舛之分永代差置」(90)いているのは、地下請が持続していることを示めすものであると同時に惣郷村的結合が健在であることを語っている。

しかし、16世紀になると関係史料は極端に減少し、二見御厨の様相はまたもや不明確になる。

（補注）

註

(1) 「御塩殿神庫古文書」五号（『日本塩業大系　史料編　古代・中世二』所収）　以下、とくに断らない限り、引用史料は『日本塩業大系』所収史料に由る。なお、「御塩殿神庫古文書」は「塩－5」のように略記する。

(2) 「光明寺古文書」巻之十五の二号　以下「光明寺古文書」の引用は「光15－2」のごとく略記する。

(3) 「光15－1」

(4) 「光15－4」

(5) 「光15－7」

(6) 刀祢については、多くの業績があるが、井上寛司「刀祢の成立と展開」（『待兼山論叢』第五号所収）斎藤利男「11～12世紀の郡司・刀祢と国衙支配－「中世的郡郷制」再検討のために－」（『日本史研究』205号所収）義江彰夫「国衙支配の展開」（新岩波講座『日本歴史　4　古代4』所収）　丹生谷哲一「在地刀祢の形成と歴史的位置」（大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』）等。

(7) 高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」（『史学研究』66号）を参照。

(8) 棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成とその特質」上・下（『日本史研究』155号、156号）拙稿「斎宮寮とその経済」（『三重大学教育学部研究紀要』29巻3号）

(9) 『平安遺文』四巻1187号　「成願寺牒」

(10) 「光15－3」　この文書は年欠であるが、その内容から「光15－2」と関連するものである。

(11) 「光15－2」

(12) 「太田文書」 184号

(13) 中福寺については未考。『徴古文府』三巻に中福寺に関するものが2通所収されている。「二宮朝夕御饌所二見御厨重役人平安満等申状」（元中二年十月　日）　それによれば「帥大納言（三条家）息毘沙門堂殿」の所領であった。

(14) 『徴古文府』三巻所収

(15) 弥永貞三・谷岡武雄編『伊勢湾岸地域の古代条里制』第二部第二章第六節に二見郷条里に関説されているが、本格的には論ぜられていない。なお、二見里を廿一条と『平安遺文』の誤りを踏襲されて論を進められているが、いかがかと思う。

(16) 「光15－31」　なおこの史料の年代は四至にあらわれる「藤則」と「光15－11」の「伊勢国末田地売券案」の伊勢藤則と同一人物と考えれば、安元元年前後となる。

(17) 「塩－6」

(18) 「塩－12」

(19) 「塩－13」

(20) 「太田文書」 117

(21) 「太田文書」 185

(22) 「塩－7」

(23) 「難田」はカタダと訓ずるのであろうか。裏書に「密厳寺本尊両□□□□□（界不動領知）」とある。密厳寺領は山田原～荘にかけて散在しているので、堅田里と同一とも考えられぬことはない。

(24) 「太田文書」58

(25) 「塩－29」

(26) 「太田文書」 118

(27) 「二見郷刀祢職譲状」 1

(28) 「塩－14」大神宮司解

(29) 西垣晴次「律令体制の解体と伊勢神宮」（『史潮』56号）　同「中世神宮領の構造」（『古代中世の社会と民俗文化』（和歌森太郎先生還暦記念）所収）　棚橋前掲論文等。

(30) 「塩－22」「文書断簡集」の断簡第1紙から第7迄と、「塩－23」「紀末正文書紛失状案」の第2、3紙は接続関係は難かしいが、関連したものと考えられる。22号文書にみられる「大治元年起請文」は忠俊の手にかかれるものではないか。なお『系図綜覧』所収「二門氏人系図」によれば、元定－忠良（二男、宮、三津、忠俊譲、一祢）とある。忠俊の生没年は不明であるが、弟の忠延は保安2年任、保延5年卒とあり、大体の年代は推定しえよう。

(32) 『平安遺文』金石編 306号

(33) 「光－4」

(34) 「光－5」

(35) 「光－4」

(36) 関係する箇所を引用すれば、「山田村住人石連武時妻。五月廿三日亡。六月四日所棄置武時子於二俣路頭也。五日。二見郷柿悟住人重成取件小児。同八日祭使為勤役夫京上。其由同十三日披露。以田村刀祢二見御厨行事有久等申文。言上祭主…」。この箇所は二見御厨の初見史料とされるが、『伊勢公卿勅使雑例』の成立年代は基本的部分が鎌倉初期、その後書き継がれて末期に成立とされている（『群書解題』による）ので、初見史料とするのはためらわれる。

(37) 「伊勢記」（『大神宮叢書　神宮参拝記大成』）所収による。

(38) 「塩－4」

(39) 「塩－30－(5)」

(40) 『神鳳抄』には「迄此承久注進」の項に「二見郷」と記載されている。郷と御厨・薗（大中臣氏によって立券されたものは別として）との相違は、前者が公領として祭主－大宮司－郡司・検非違使の支配下にあるのに対して、後者は祢宜庁の支配下にあることである。その点からいえば、この14号文書が内・外宮の祢宜でなく「大宮司解」という形式をとっていることは、正式の御厨として認知されていなかったからではないか。これに対し貞治の時、同時に副進した文書には「二通　内宮庁宜并司案建保六年九月廿一日同廿日」、「二通　上代惣官御外題并外宮解状案　建暦二年十二月廿二日」とある。建仁元年～建暦二年の間が認知された時期と考えたい。ただその場合でも『神鳳抄』の記載と矛盾する。

(41) 「塩－2」

(42) 「塩－4」

(43) 「塩－33」

(44) 「塩－29」

(45) 「光15－17」

(46) 「塩－15」

(47) 仁平3年の「公侯岩末治田処分状案」（「光15－8」）が初見である。

(48) 「塩－11」

(49) 「光15－24」

(50) 「光15－20」、「光15－21」、「光15－22」

(51) 「塩－24」

(52) 「太田文書」24

(53) 「太田文書」 118

(54) 「光15－25」

(55) 「塩－15」

(56) 「塩－17」

(57) 「塩－27」

(58) 「塩－24」の「大中臣吉平治田売券」にでる塩会村字小山口は、現在の山田原字小山口と思われる。

(59) 「塩－24」

(60) 「光15－14」

(61) 「光15－18」

(62) 「光15－19」

(63) 『徴古文府』所収「北畠顕能国宣」

(64) 「塩－1、2」

(65) 南北朝期、神人と神役人との抗争の遠因をここにみる。

(66) 「塩－30－(5)」

(67) 「塩－30－(3)」

(68) 註（67）文書に「称相佐須地頭同心」とあり、「塩－30－(1)」に「相差知行事、年内可下向之由承候」とあることから「下向」の主語は九鬼氏と考えた。

(69) 「塩－30－(1)」

(70) 「塩－40」

(71) 南伊勢における動乱の分析、歴史的意義については、西垣晴次「南伊勢における南北朝内乱」（『歴史評論』108号）。神宮支配機構の変質と郷村制の発展とを総合的に分析された西山克「伊勢神三郡政所と検断―鎌倉末～室町期」上・下（『日本史研究』182・183号）、「南北朝期の権力と惣郷－伊勢神宮検非違使の消滅をめぐって－」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』所収）を参照されたい。

(72) 『徴古文府』巻三所収文書

(73) 「塩－31」

(74) 『徴古文府』巻三所収文書

(75) 「塩－4」

(76) 「塩－40」

(77) 「塩－33」

(78) 「塩－34」文書参照

(79) 密厳寺の創建年代は不明であるが、荒木田忠俊・忠良が関係しているのではないかと思われる。「塩－22」には「壊取薬師寺、立于密厳寺」とある。

(80) 「塩－32」 ここで末継は「就中至末継者、御塩所司－分重役人也、御成敗争可及豫儀矣」と重役人の立場を強調している。

(81) 「塩－36」 この文書は残念ながら後欠である。

(82) 彼らのたくましさを語るものに元号の問題がある。「御塩殿神庫文書」にみられる年号を列挙すると正平7（1352）（南）、文和4（1355）（北）、延文元（1356）（南）、貞治3・5（1364・1366）（北）、文中2（1373）（南）、永和2（1376）（北）等々である。

(83) 「塩－37」、なお、「塩－4」の「御塩殿惣検校荒木田定季等申状案」（貞治5年）を除いて、33号、延文元年の「二見御厨御塩所司神人等申状」を初見とし、すべて所司神人等申状となっている。（引用では31号「外宮庁宣」(正平7年)に「二所大神宮朝夕御饌御塩所司神人等申」の例がある。）「百姓申状」の成立と考え合わせ興味がある。

(84) 「太田文書」 116

(85) 「太田文書」 117 なお、『氏経神事記』永享9年9月16日条に、「二見ト当郷ト依狭」とあり、あるいはこれに関連するものであろうか。

(86) 「太田文書」 186 同185号文書には「北村騒動」とある。なお186号文書の年月日は「文明十一年十二月庚子三日」とあるが、十二年の誤植と思われる。

(87) 前掲西山克「伊勢神三郡政所と検断」下、50頁

(88) 「太田文書」 180、「二見西村惣地下中田地売券」、この文書については、西山氏（註(87)論文47頁）は惣村の山田土倉による殲滅と吸収の過程としてとらえられている。しかしこの文書はかなり難解な部分を含んでいる。署判している「村山武口（西山氏は村上武之としているが）という人物は何者か。どんな立場で署判したのであろうか。『氏経郷引付』にみえる北畠被官を放たれた村山掃部助、『宇治山田合戦記』にみえる「山田住人村山掃部介武則 本名榎倉、荒木田姓ニテ内宮権任也」「須原、岩淵……二見、福島、榎倉、桧垣……、是等を宗徒之輩」として文明18年北畠晴具と戦った人物と村山武口とは同一人物、あるいは近い血縁関係者と考えられることで、そうであれば、西村惣地下中と山田土倉とは緊密な関係が想定される。しかし、ここでは惣郷－惣村の関係がみられることのみ指摘するにとどめる。

(90) 「光－15－25」

（補注）

脱稿後、「松葉安平氏所蔵文書」＝（東京大学史料編纂所々蔵影写本）に次の文書があるのに気付いた。以下全文をかかげる。

永代売渡申田地之事

合壱段在所ニ見庄　所当壱石代　四至

東ハ限道敷田南ハ道也、西ハ限江之東坊田北ハ溝也

字九之坪申所也　上三町下一町合四町也

右件田地者有急用直銭七貫五百文ニ売渡申処実正

明白也、縦天下大法之徳政地起行候共、此田地之

儀者別而子細候乙沽却仕候之間、相違有間敷者也。

仍為後日売券之証文如件。

天文十七戊申年拾弐月吉日　　二見庄地下中

三郎検校

竹松検校

六郎刑部（花押）

アタケヤ

助兵衛

石田検校

使出口

山田八日市
魚屋七郎右衛門尉殿
参

五郎別当

善四郎

これによれば、惣村制は16世紀まで存続していることがわかる。また本文中、「九坪」は文献上みえないとしたが訂正する。

図　　版

荘周辺航空写真（網目は調査部分）

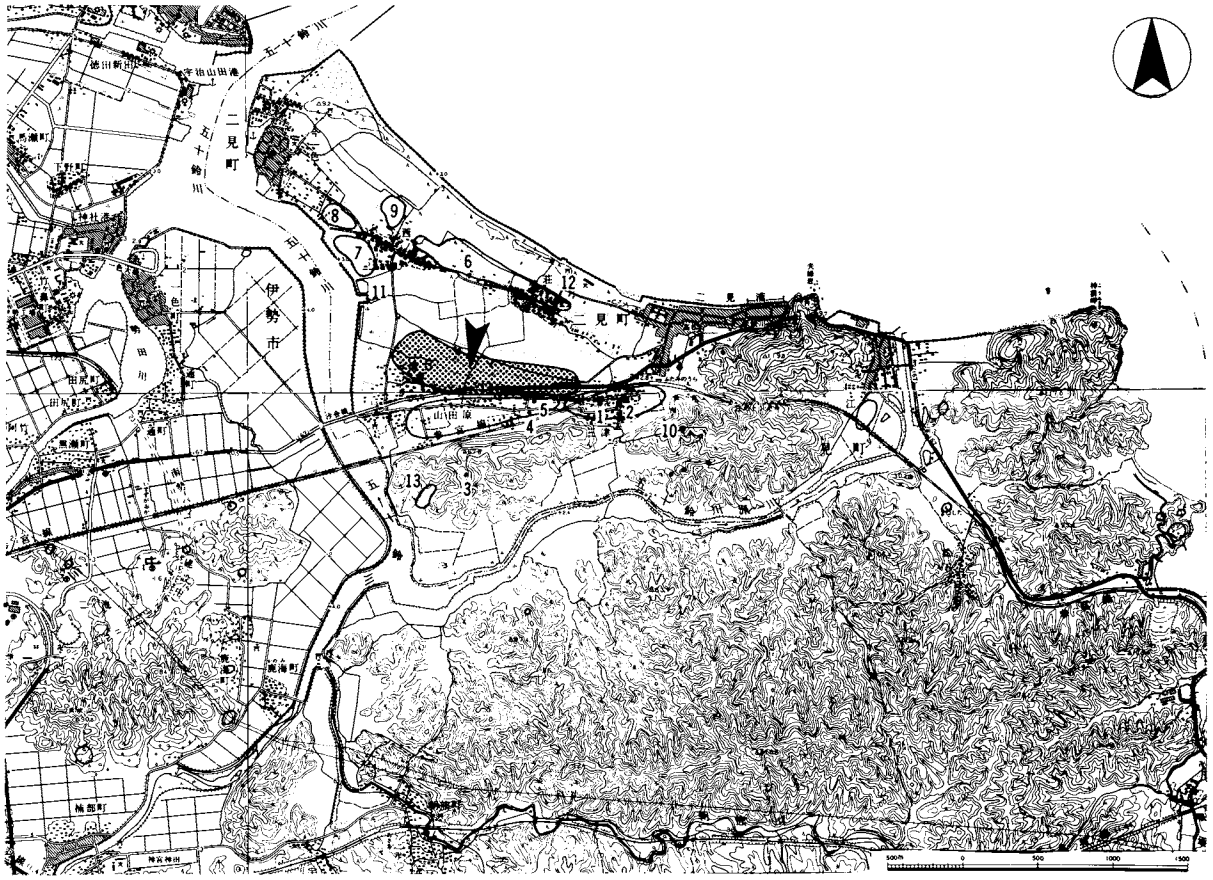

荘遺跡位置図（国土地理院 二見鳥羽伊勢明野 1:25,000）

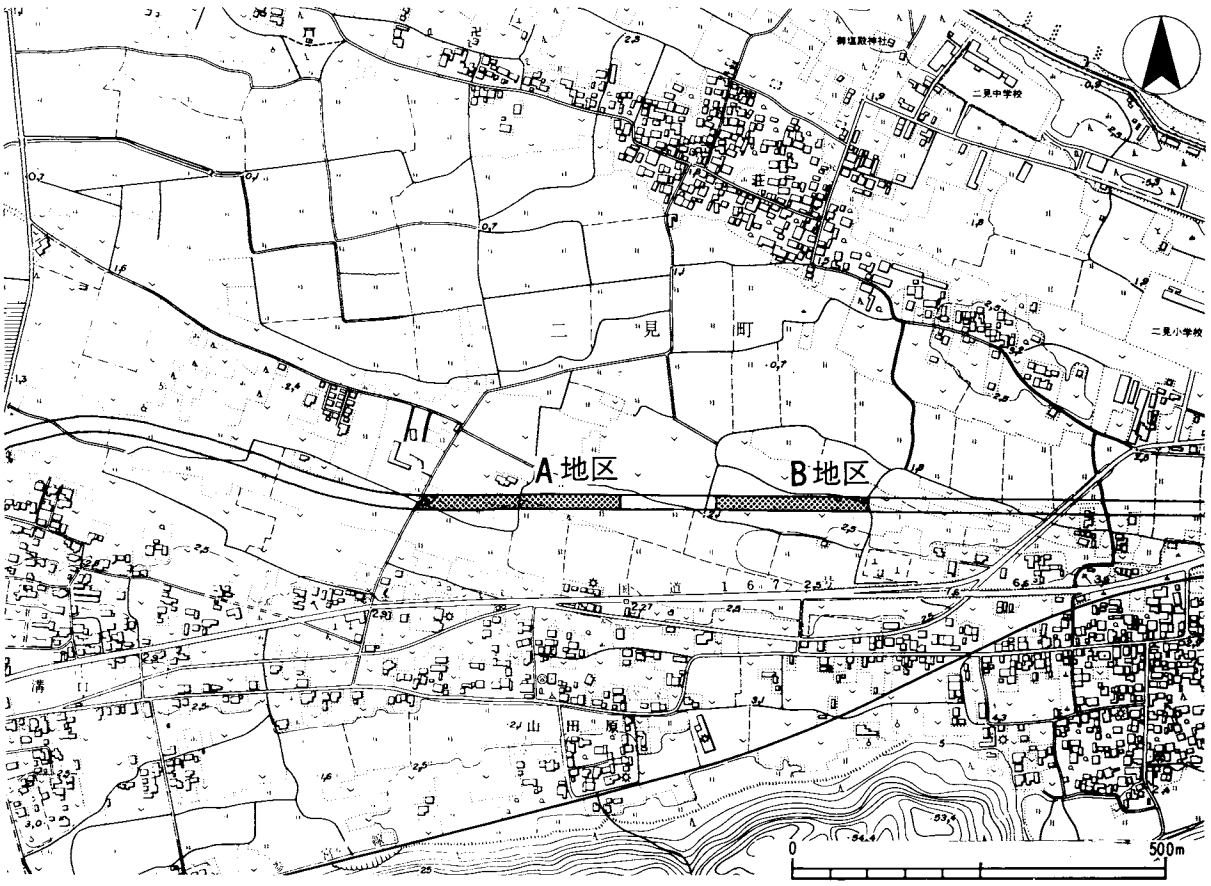

荘遺跡周辺地形図（1：10,000）

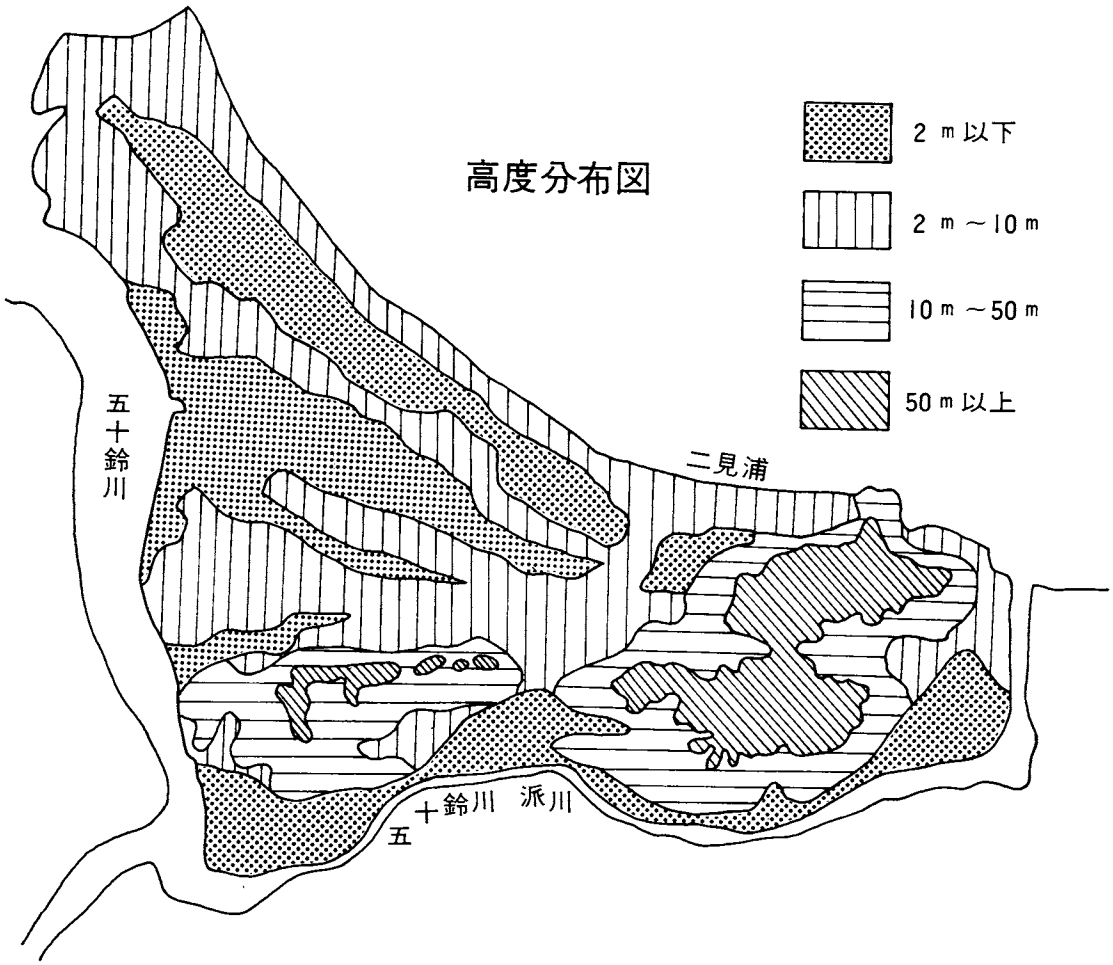
高度分布図
2 m以下
2 m～10 m
10 m～50 m
50 m以上
五十鈴川
二見浦
五十鈴川 派川

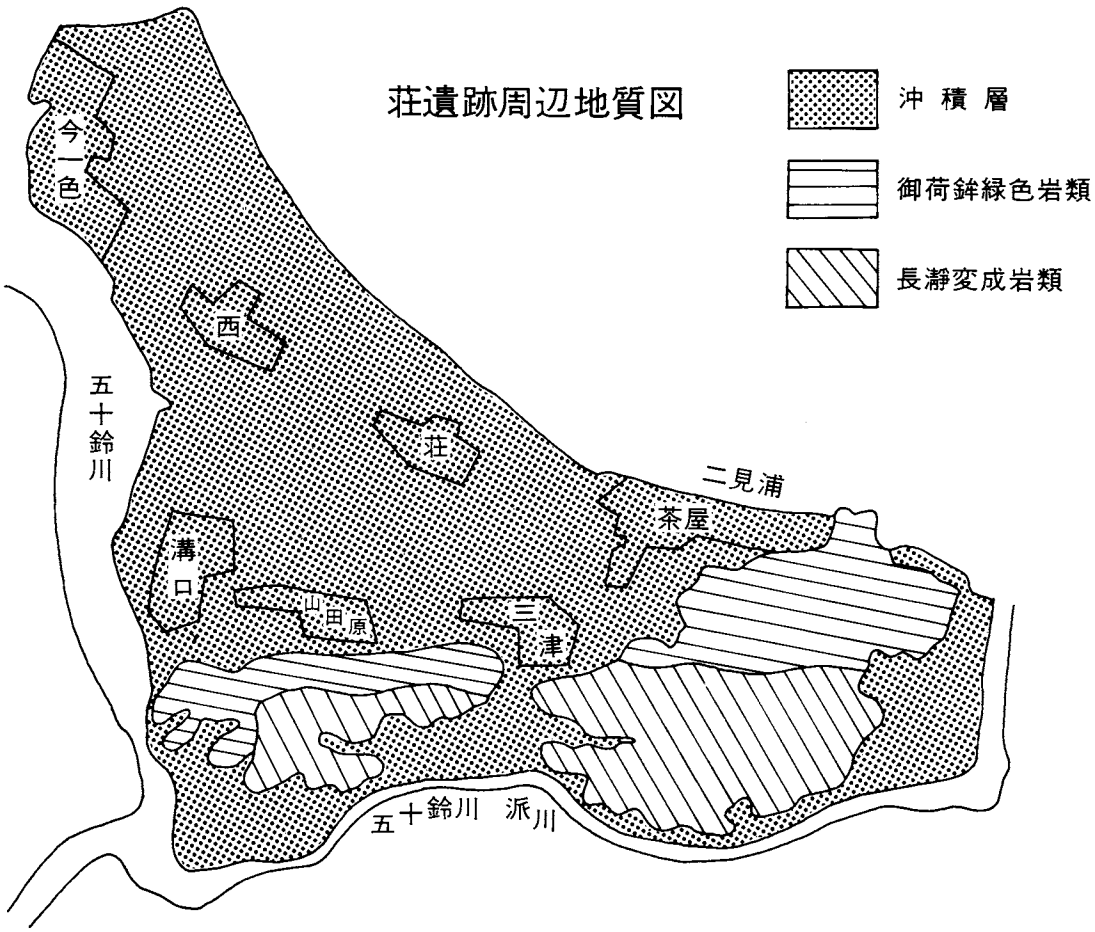
荘遺跡周辺地質図
沖積層
御荷鉾緑色岩類
長瀞変成岩類
今一色
西
荘
五十鈴川
二見浦
茶屋
溝口
山田原
三津
五十鈴川 派川

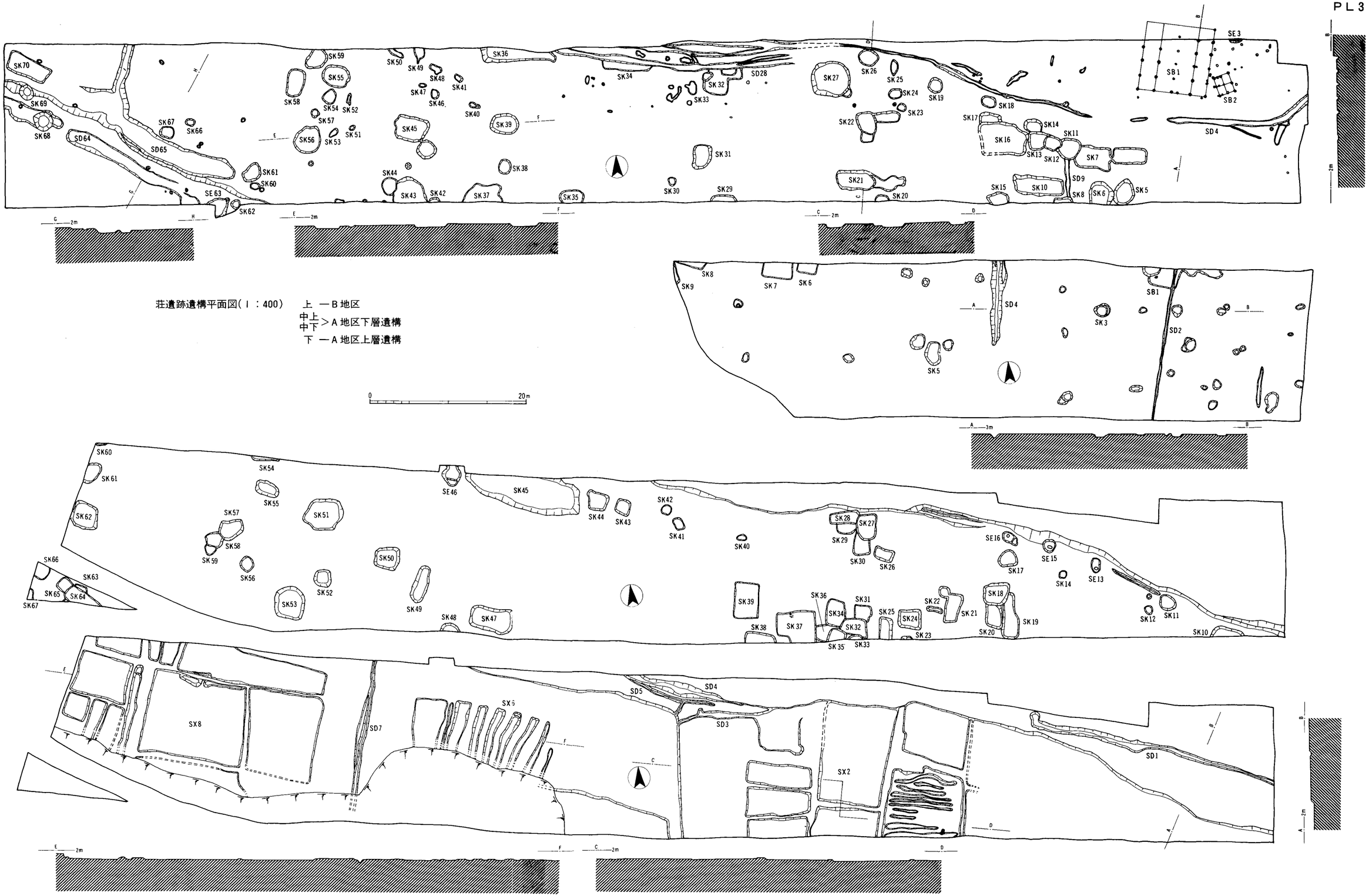

荘遺跡遺構平面図(1：400)　上 ―B地区
中上
中下 ＞A地区下層遺構
下 ―A地区上層遺構

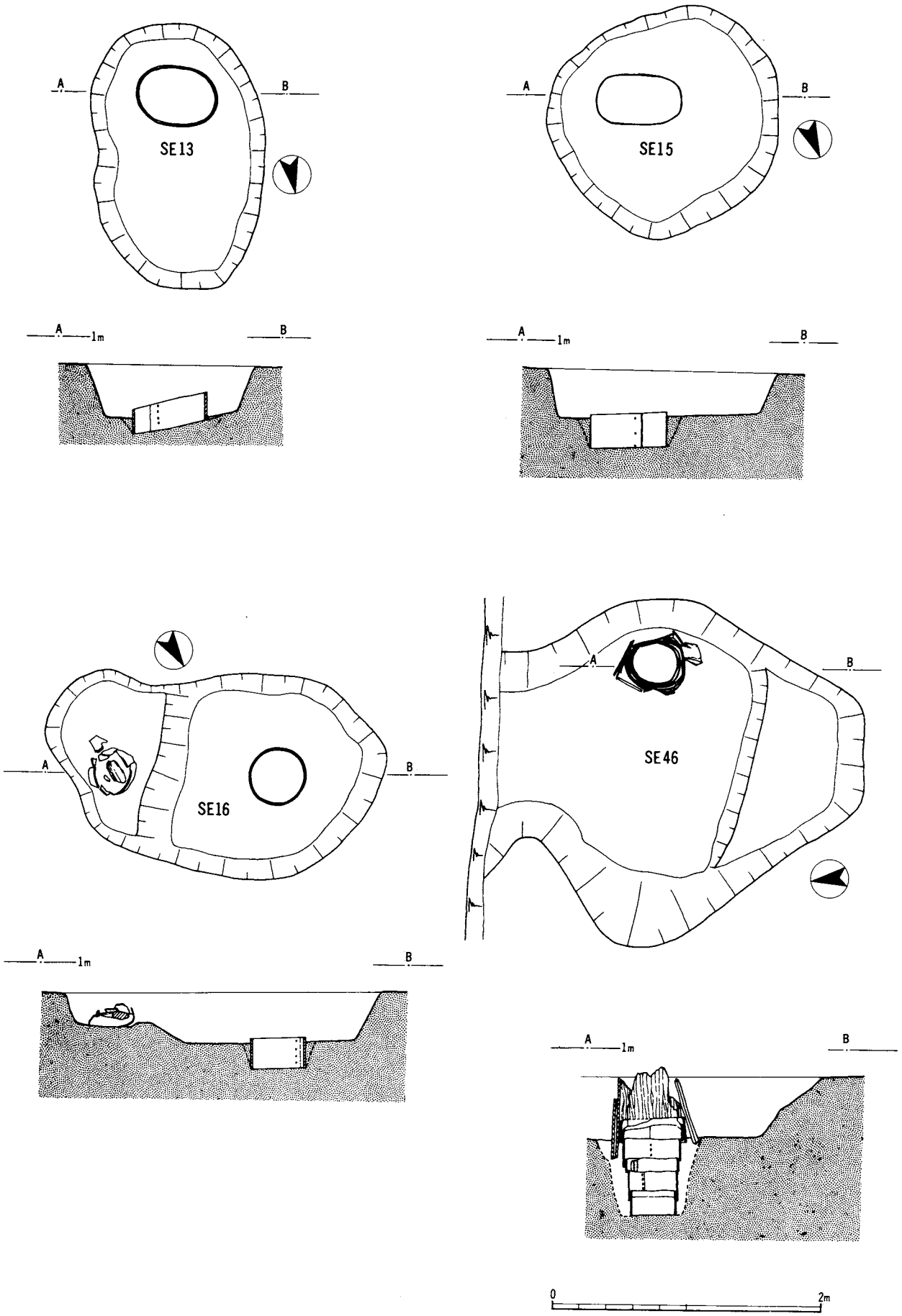

SE13・SE15・SE16・SE46 井戸実測図(1:40)

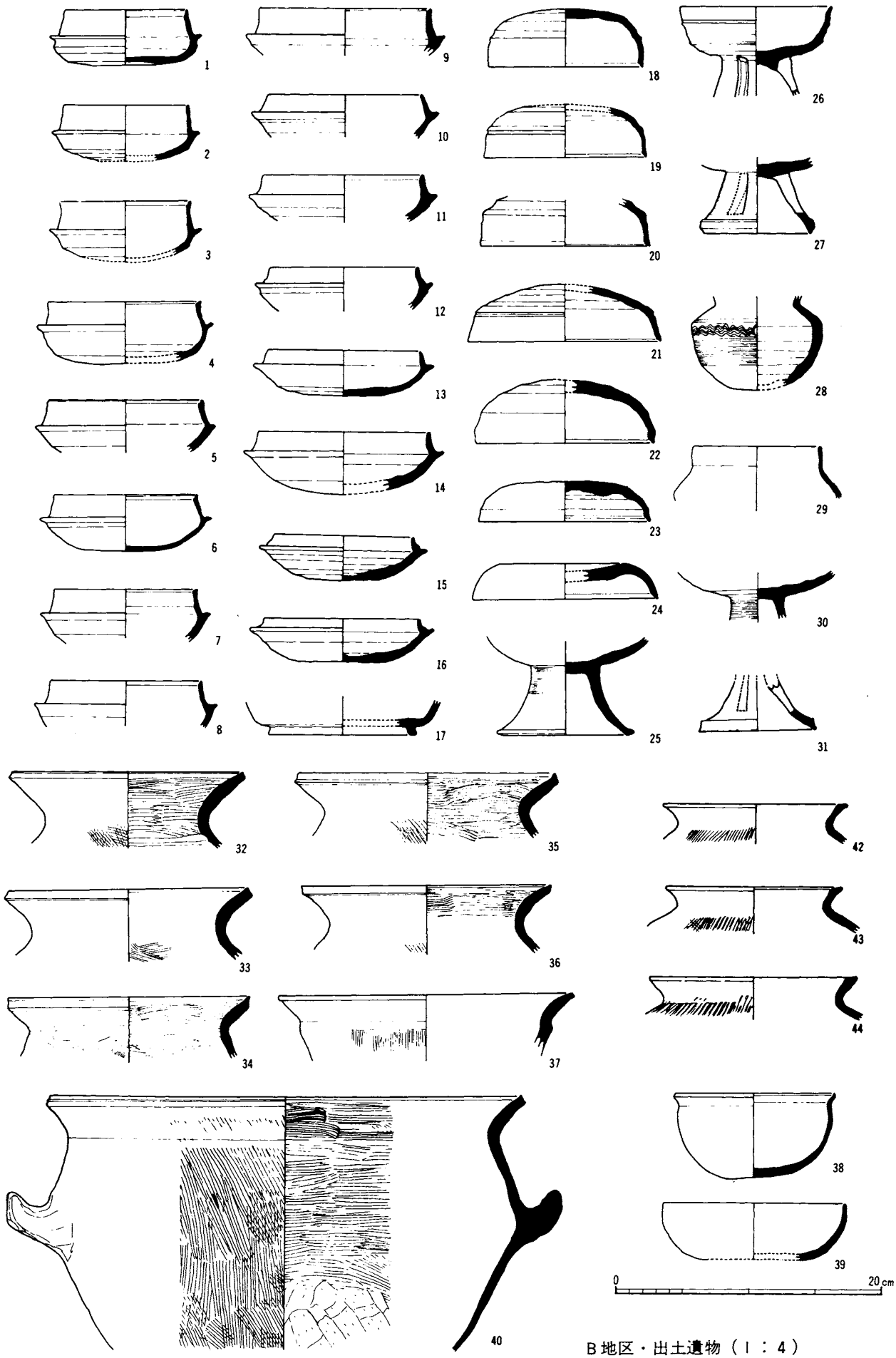
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
42
43
44
0
20cm

B地区・出土遺物（1：4）

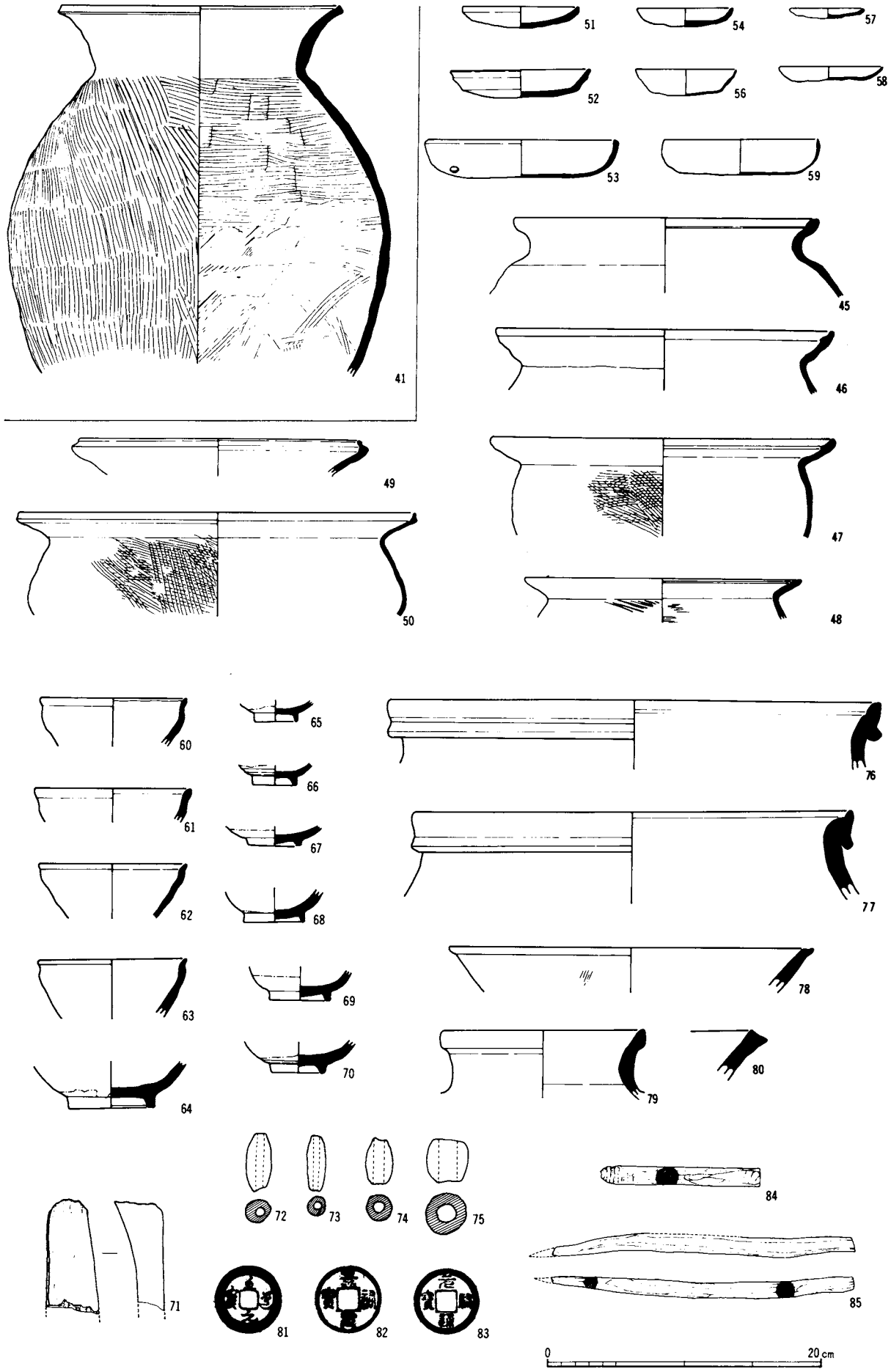

B地区・出土遺物(1：4)(81～85は1：2)

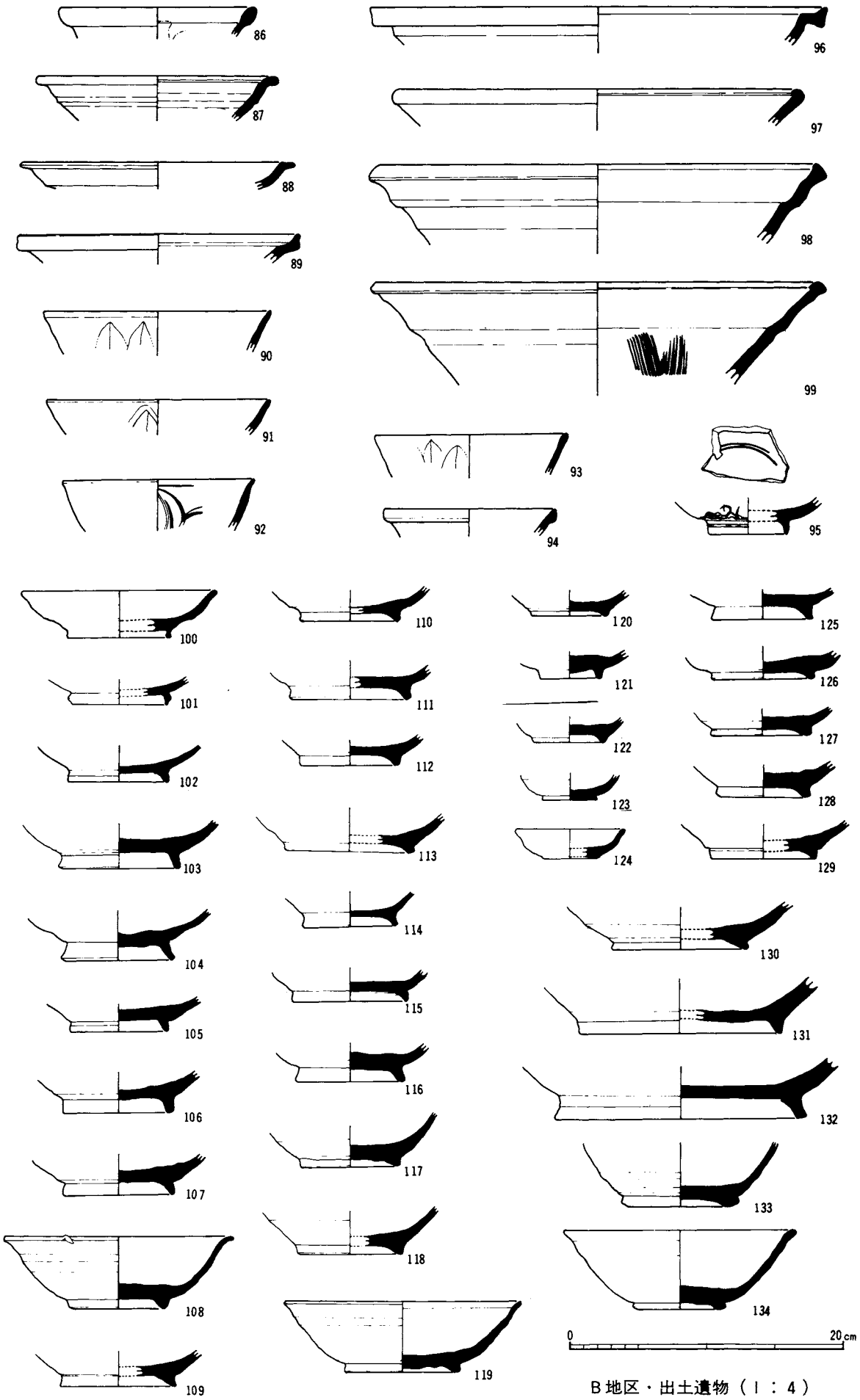
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
0
20cm

B地区・出土遺物（1：4）

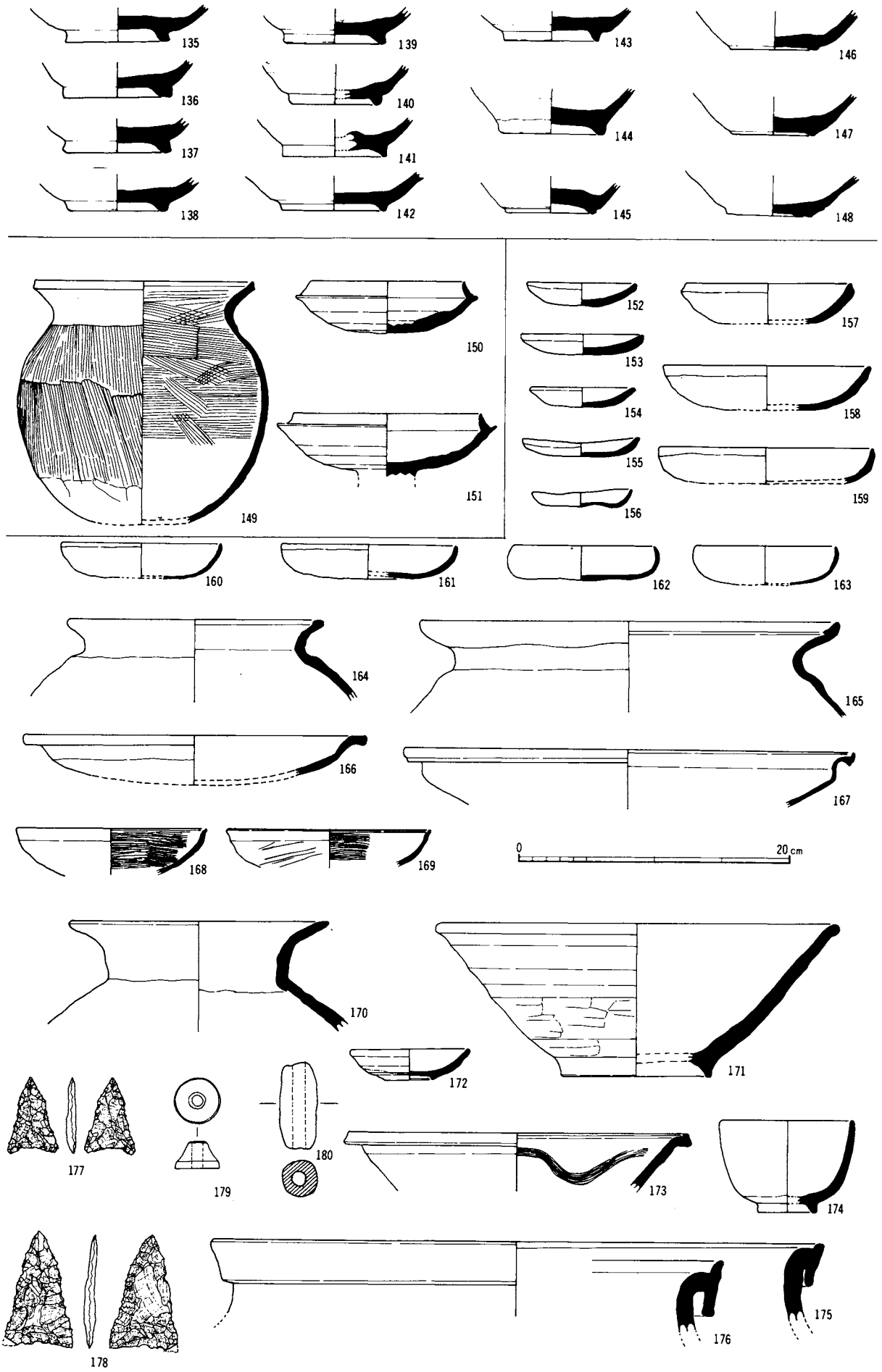

A地区の出土遺物(1：4)(177・178・180は1：2)(135～148はB地区出土)

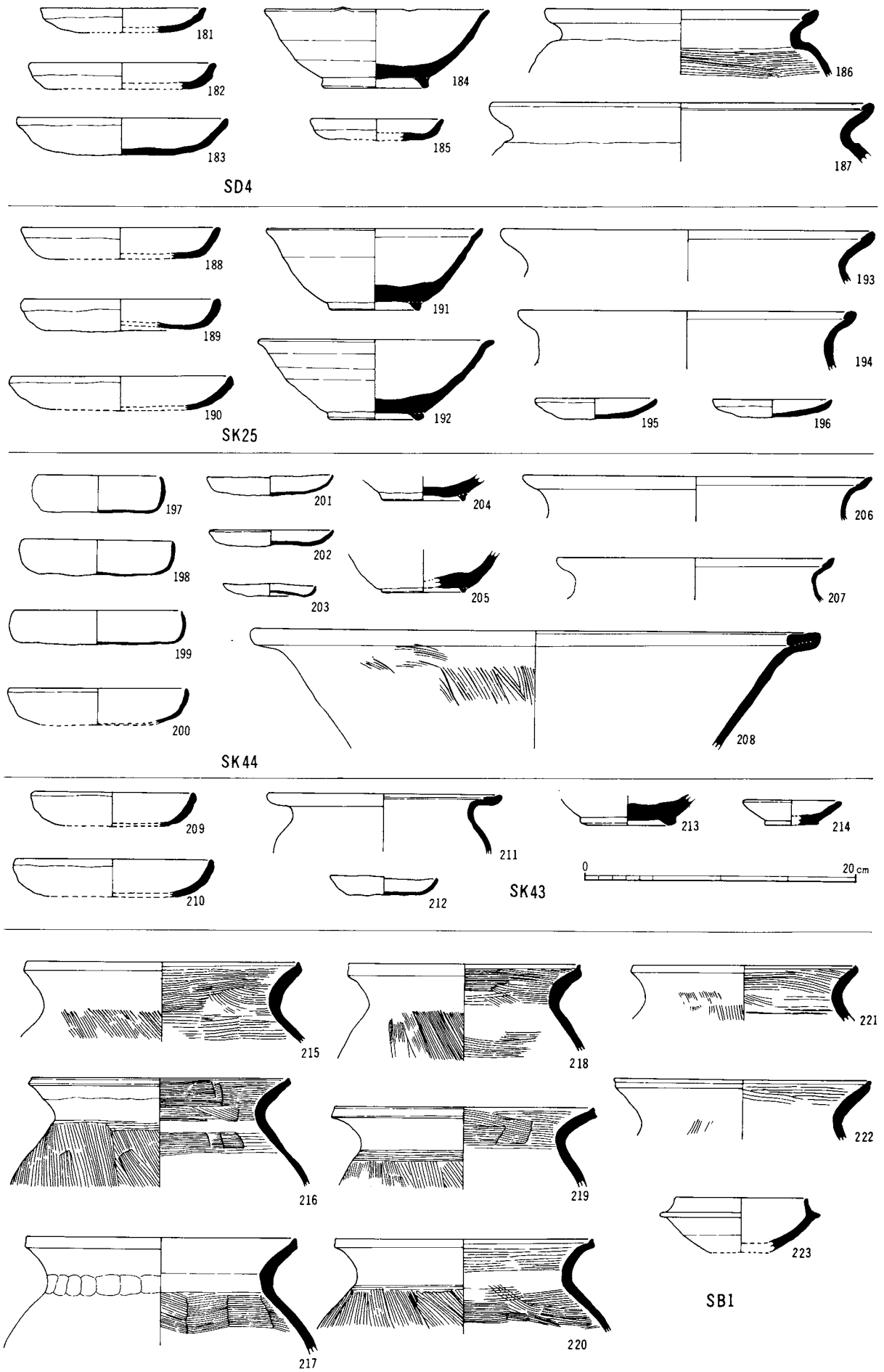

A地区遺構伴出の遺物（1：4）

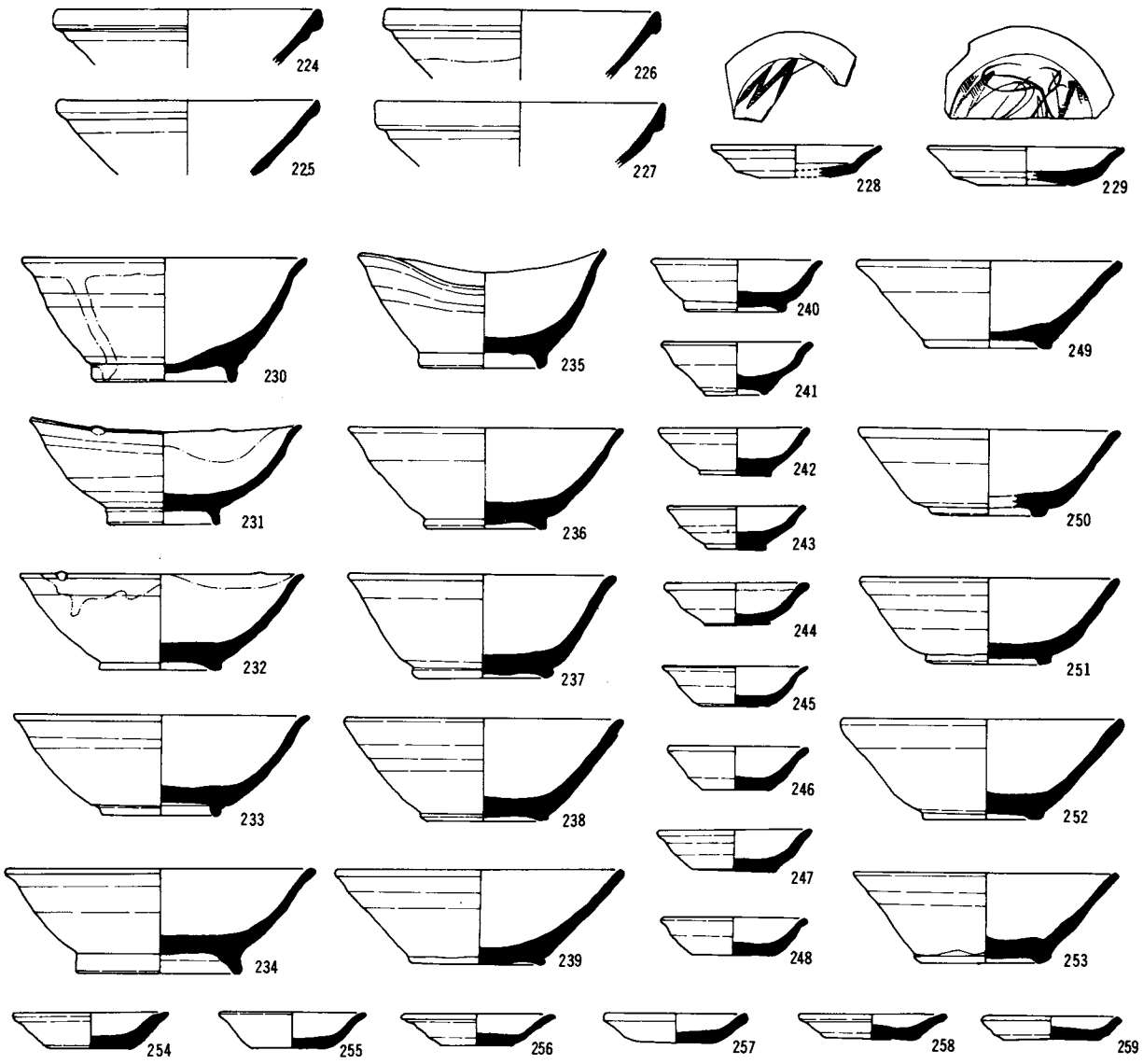

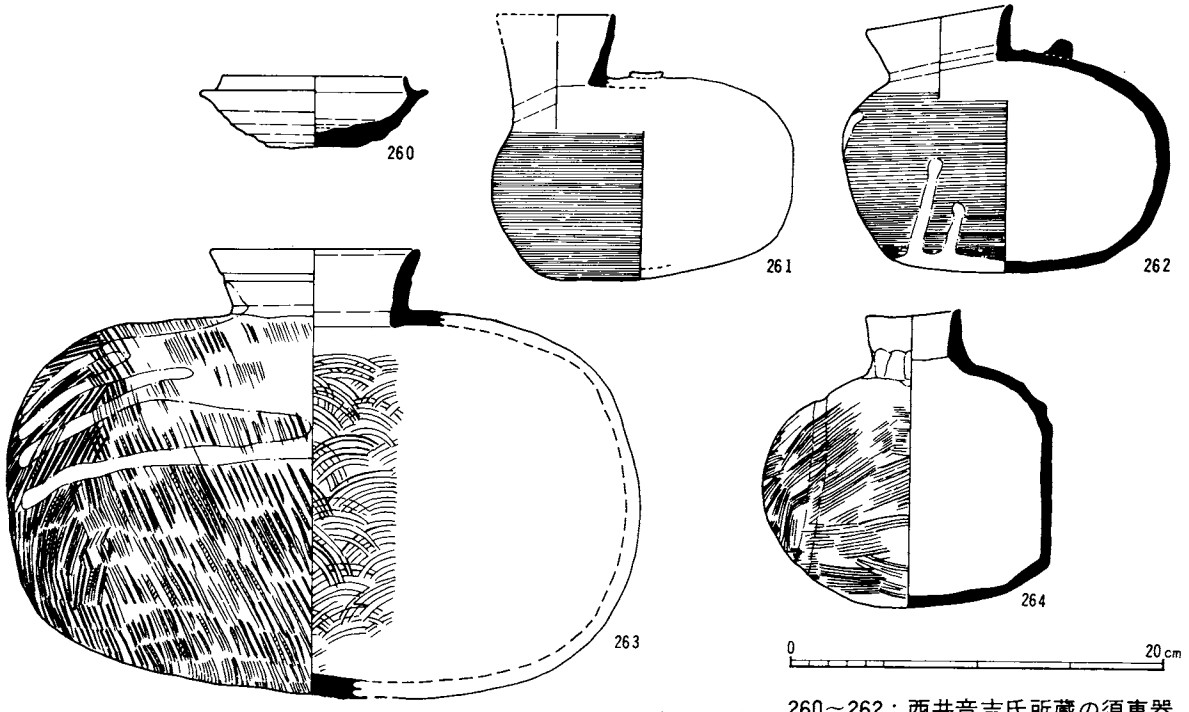

A地区の出土遺物(1：4)

260～262；西井音吉氏所蔵の須恵器
263・264；二見小学校所蔵の遺物

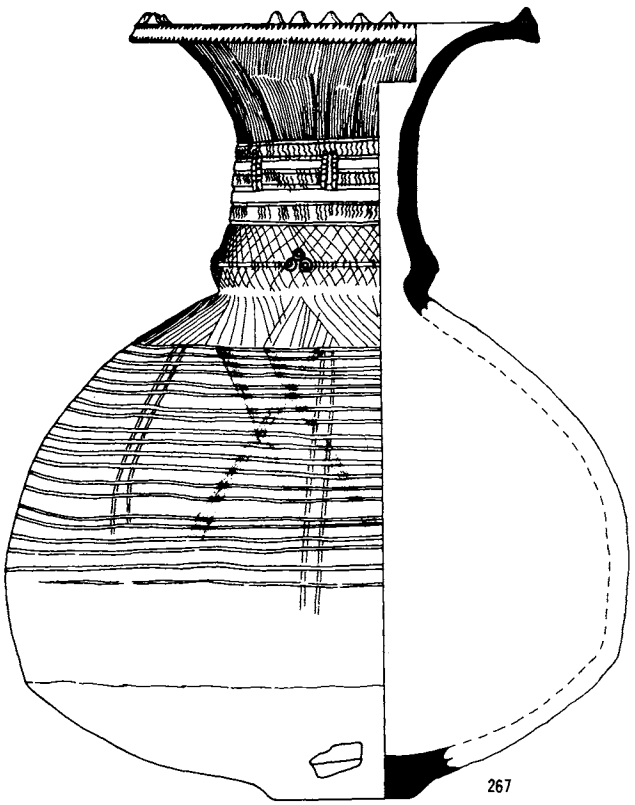

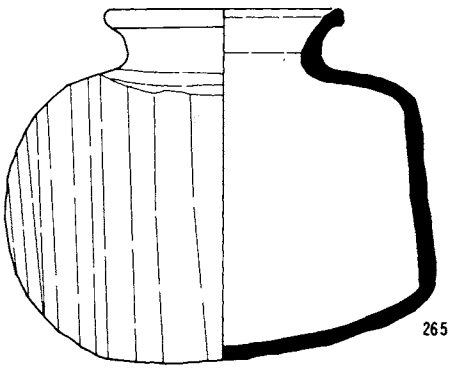

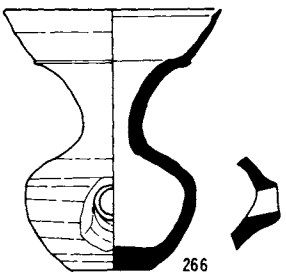

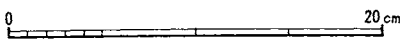

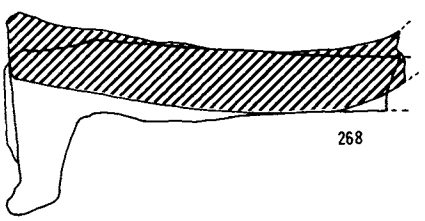

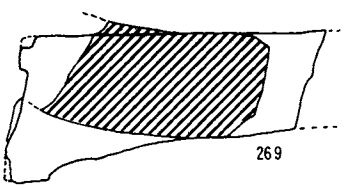

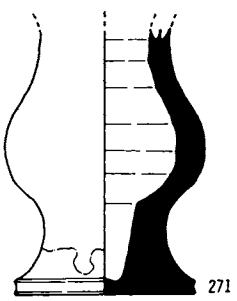

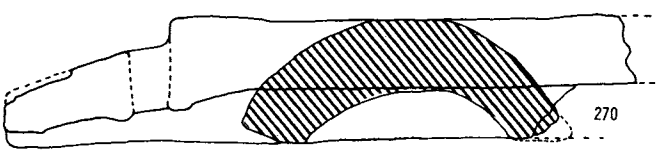

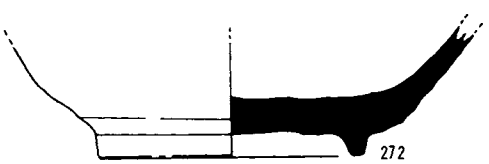

267；玉船安蔵氏の弥生土器
265・266；奥野一郎氏所蔵の須恵器　1：4（屋瓦は1：2）
268～272；安養寺跡出土の遺物

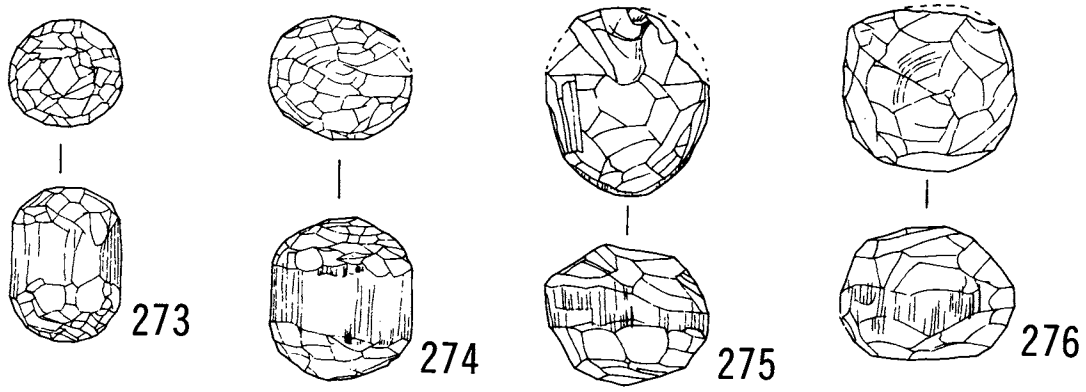

(273～276は1：2)

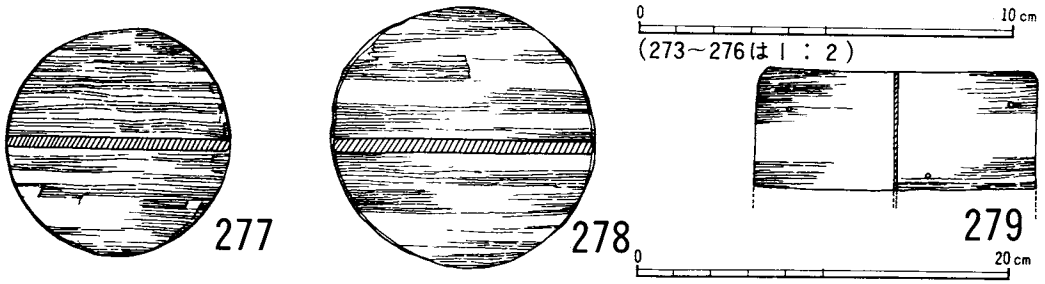

(277～279は1：4)

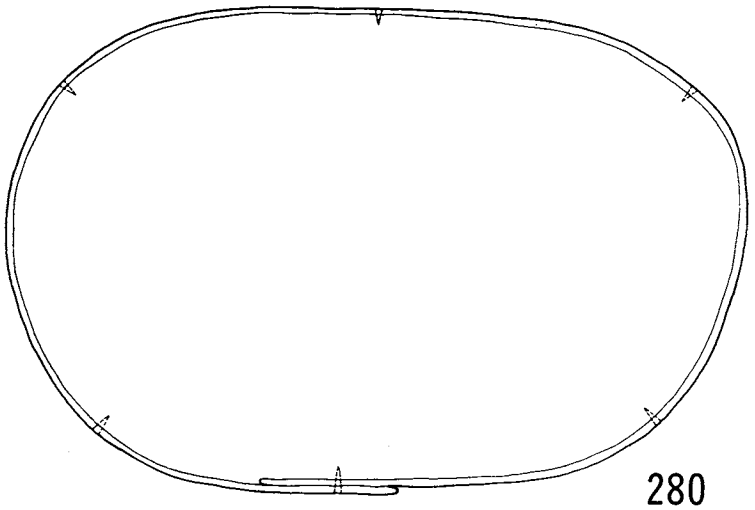

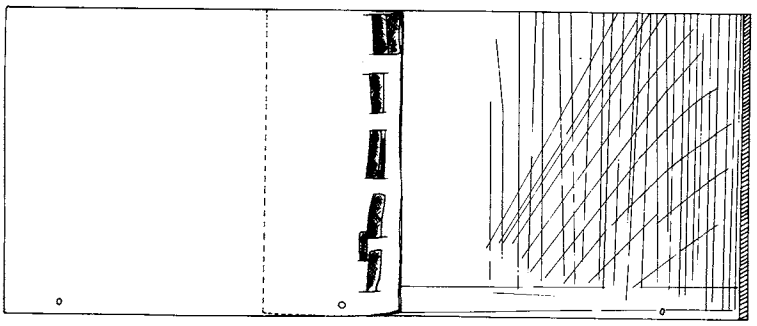

SE15の曲物（1：6）

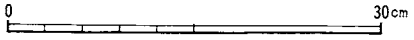

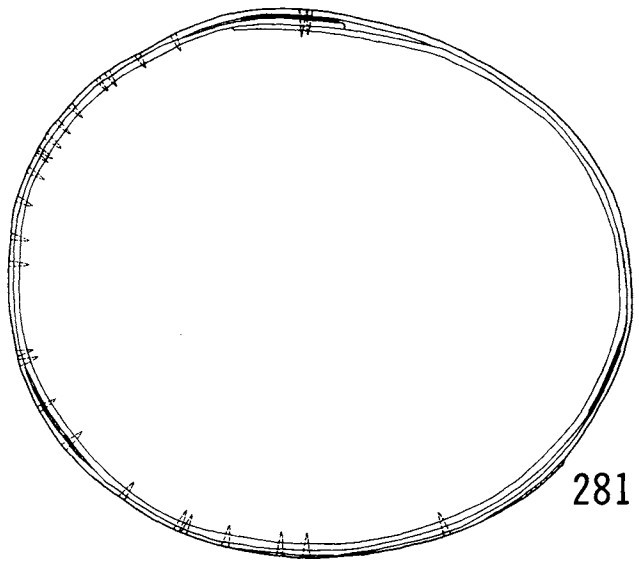

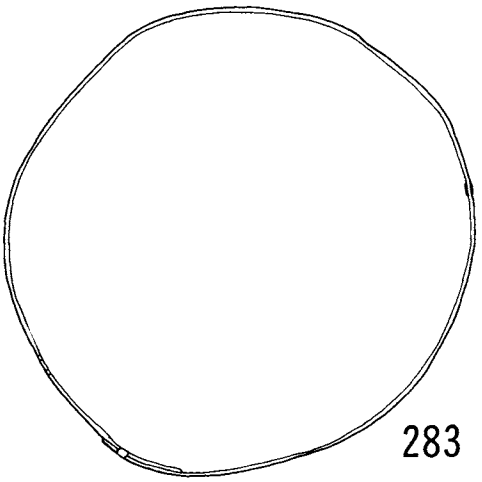

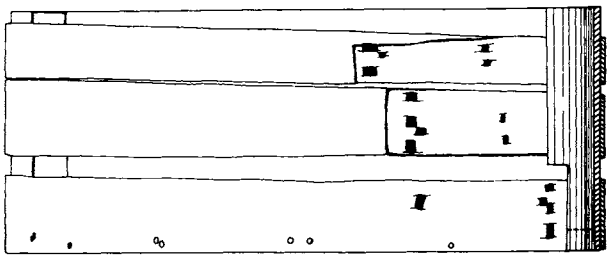

ＳＥ13の曲物（１：６）

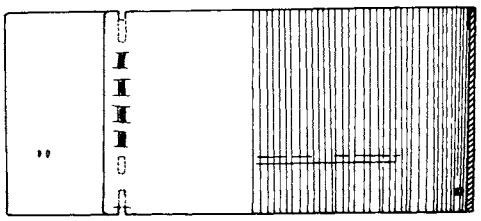

ＳＥ46の曲物（１：６）

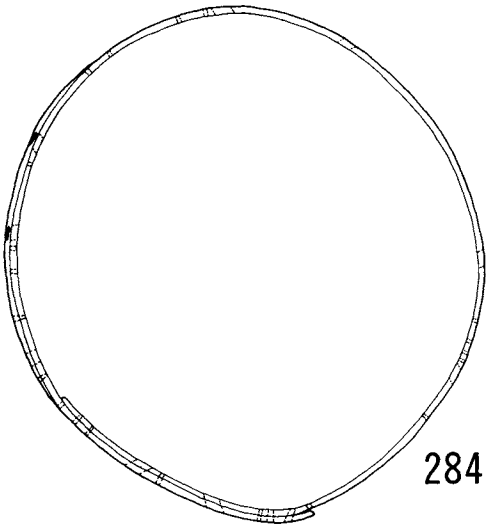

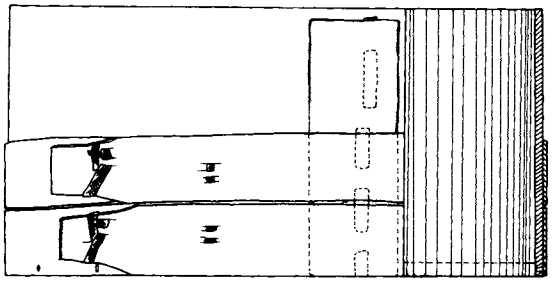

ＳＥ16の曲物（１：６）

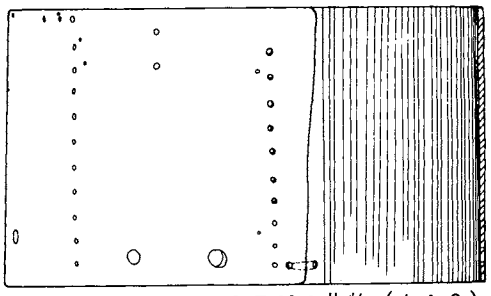

ＳＥ46の曲物（１：６）

0 30cm

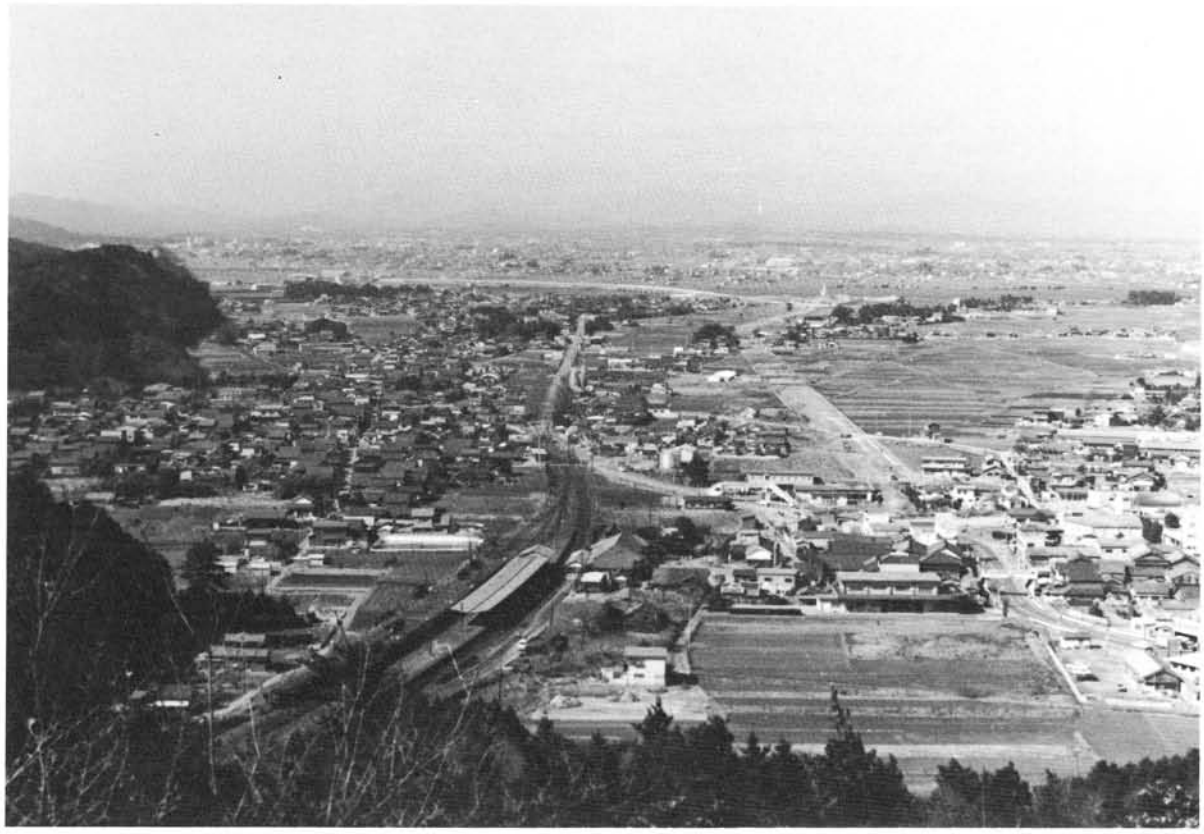

遺跡遠景（音無山よりのぞむ）

遺跡近景

調査前風景

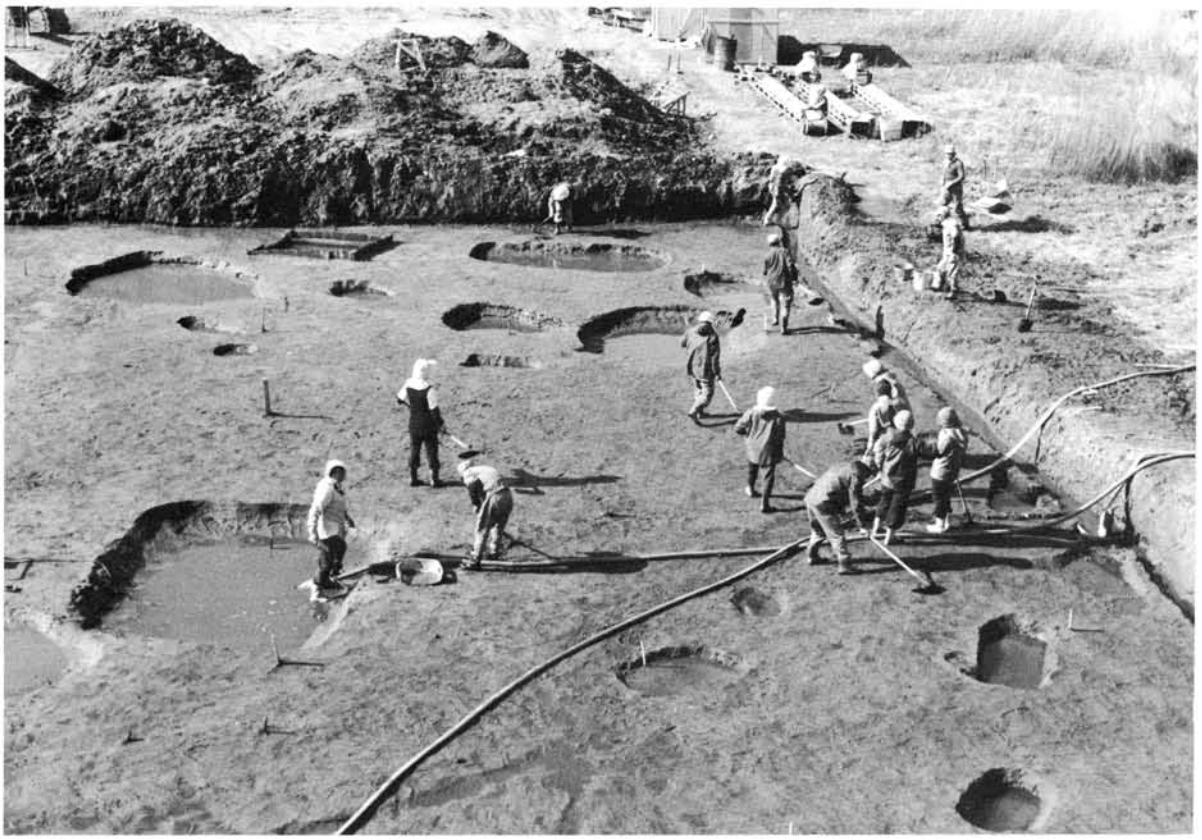

調査作業風景

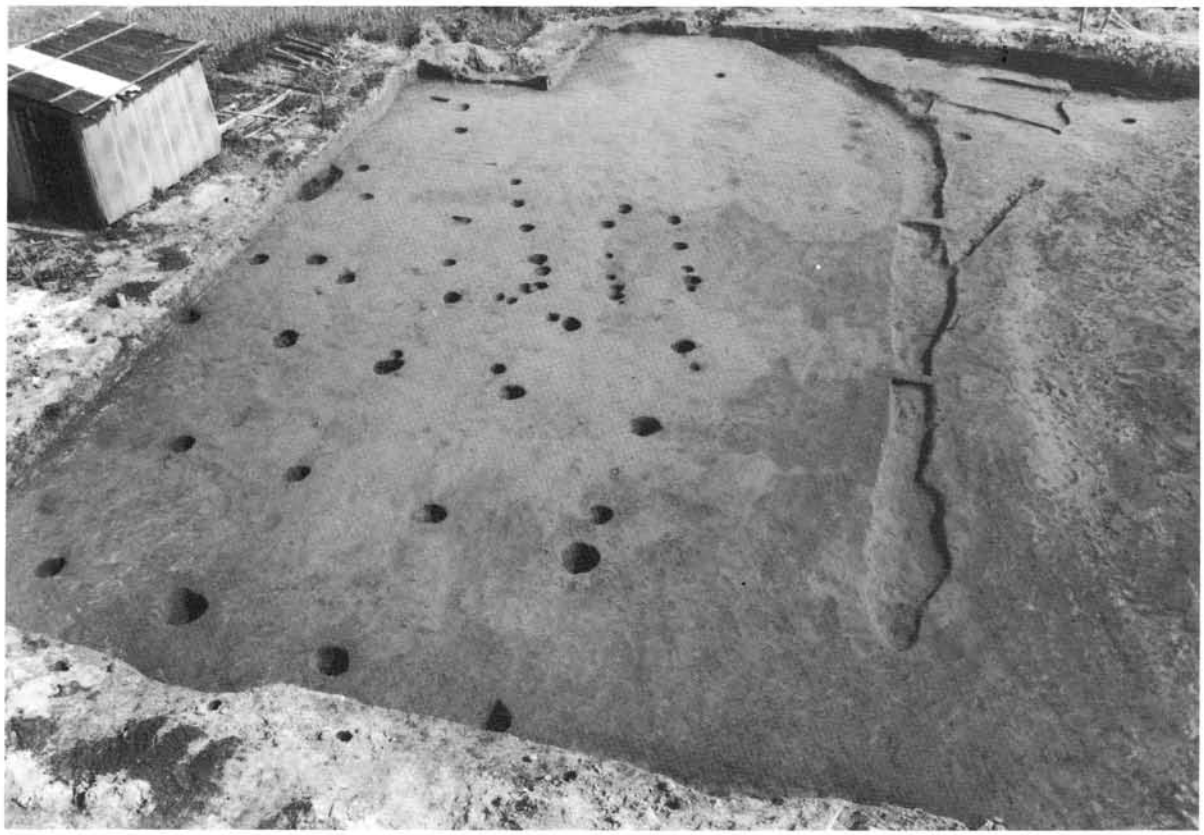

B地区掘立柱建物址（SBI・SB2）・溝（SD4）（西から）

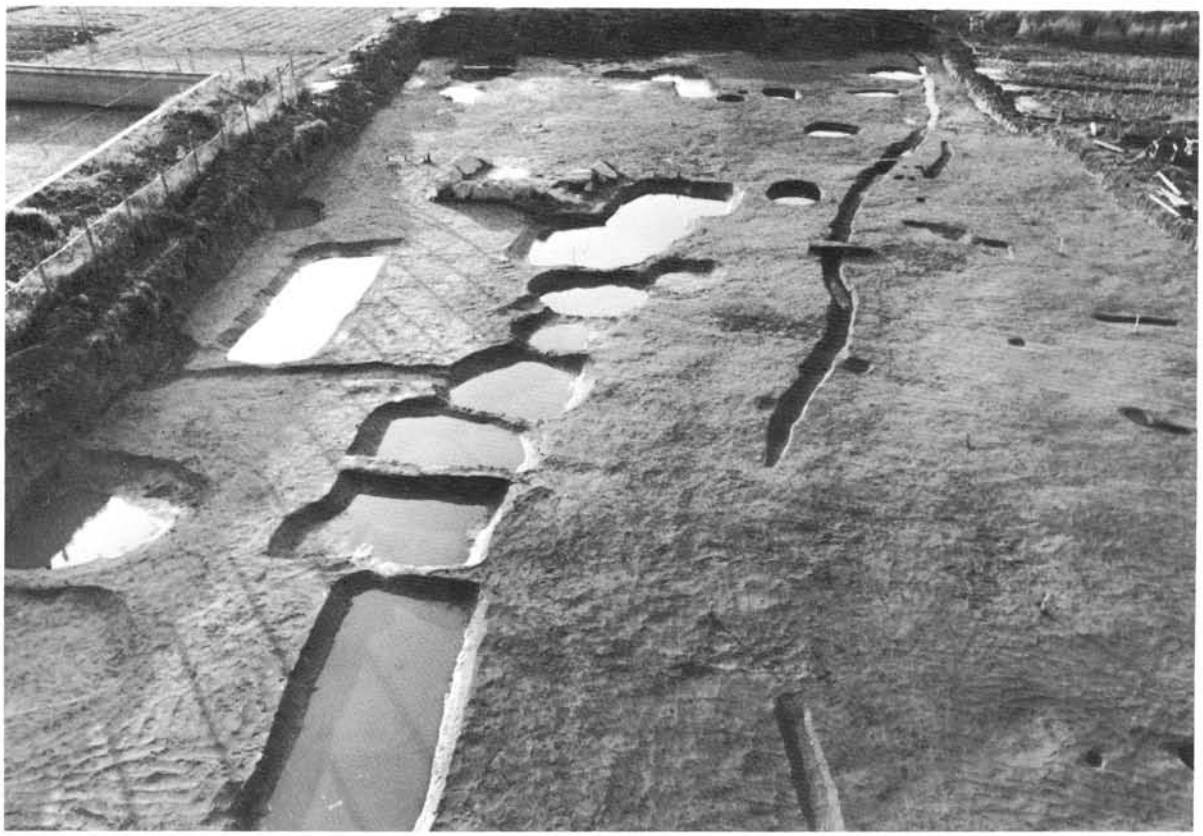

B地区　SD4・土坑群（SK7～SK27）（東から）

Ｂ地区　ＳＤ28・ＳＫ32（南から）

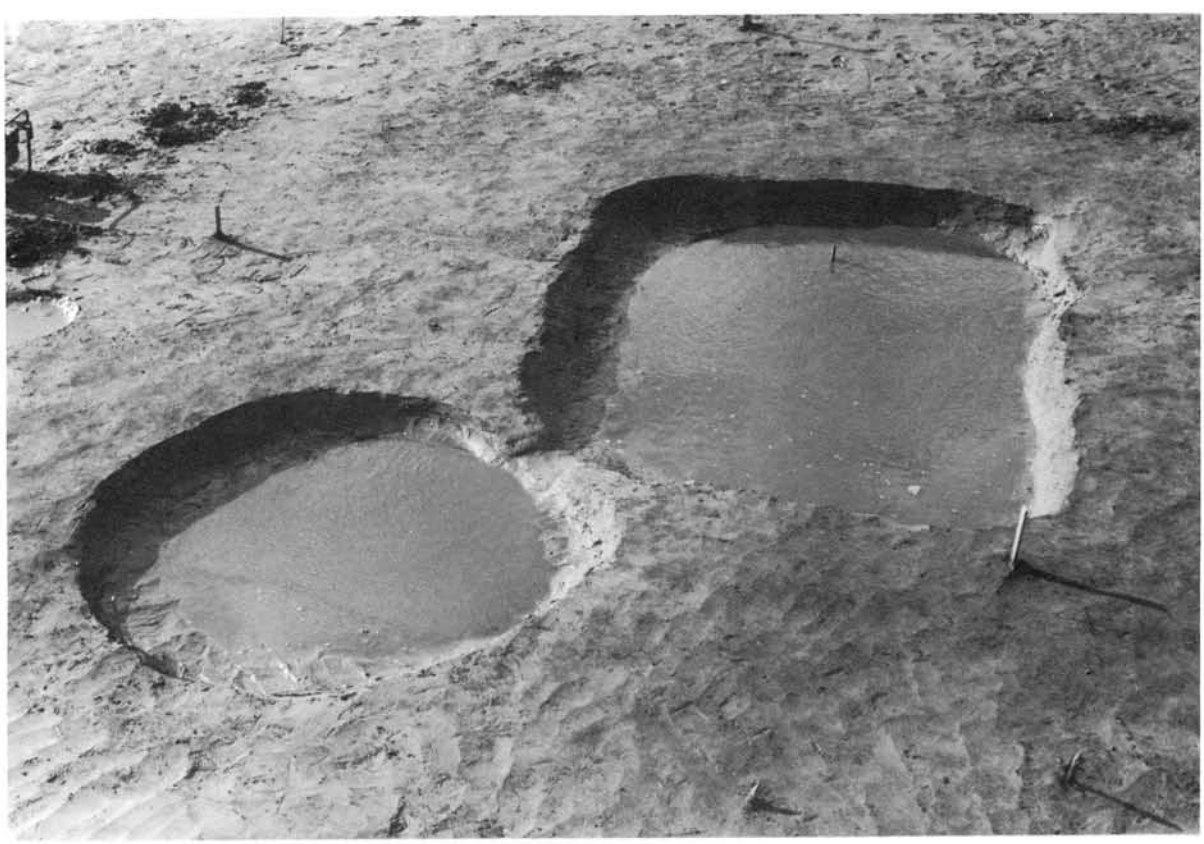

Ｂ地区　ＳＫ45（東から）

Ｂ地区土坑群（ＳＫ38～ＳＫ58）（東から）

Ｂ地区　ＳＫ52・ＳＫ54・ＳＫ58・ＳＫ59（東から）

B地区　SD64・SD65・SK61等　(東から)

B地区　SD64・SK68・69・SK70等　(東から)

A地区下層遺構　SK12・SE13・SE15・SE16・土坑群　（東から）

A地区　井戸　SE46　（南から）

A地区下層遺構　SE13・15・16（南から）

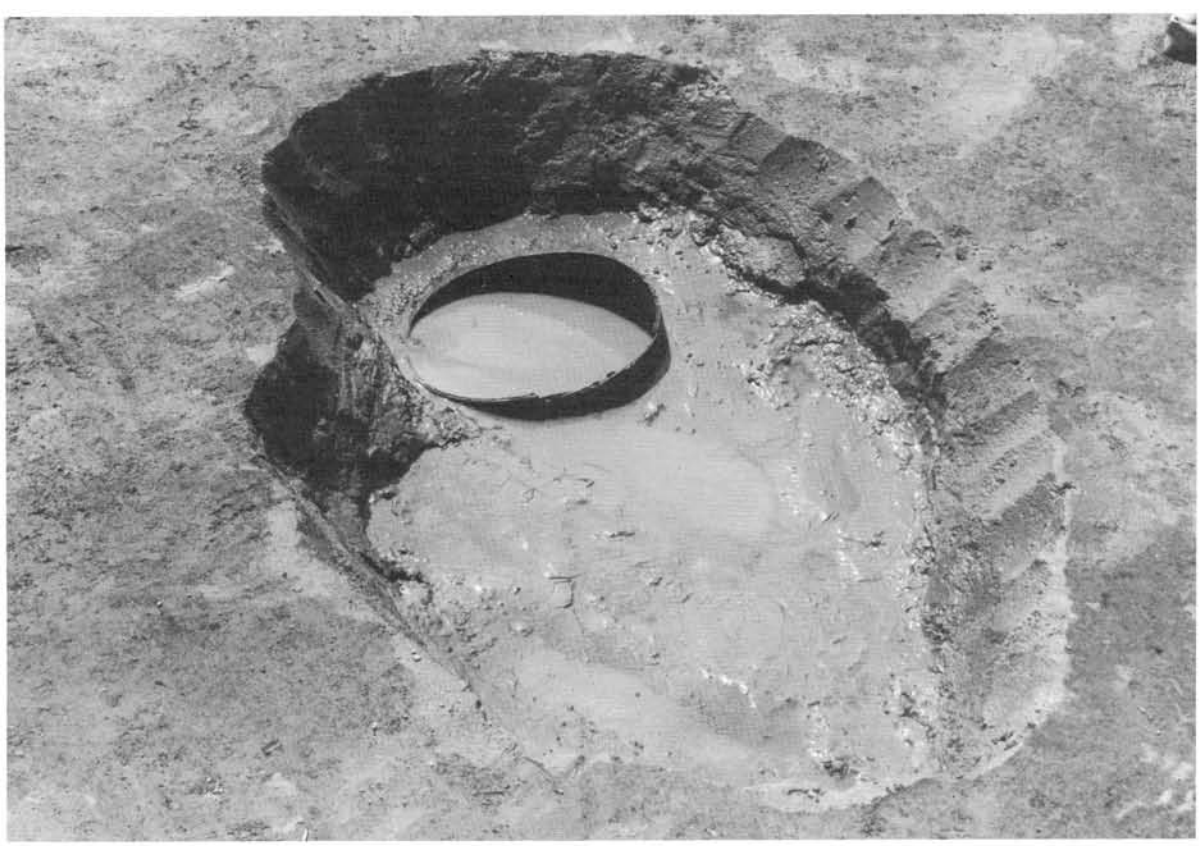

井戸　SE13

井戸　SE15（東から）

井戸　SE16（北から）

Ａ地区下層遺構　ＳＤ4　（南から）

Ａ地区下層遺構　土坑（ＳＫ27～30）（西から）

SK42・SK43 （北から）

木杭の周列がみられる土坑　SK51 （南から）

Ａ地区下層遺構　ＳＫ63～65　（東から）

Ａ地区　古墳時代竪穴住居址　ＳＢＩ　（南から）

Ａ地区上層遺構　ＳＸ２（東から）

Ａ地区上層遺構　ＳＸ６（西から）

Ａ地区上層遺構　ＳＸ８（水田址）（東から）

荘字小中野224番地検出の掘立柱建物址　（南から）

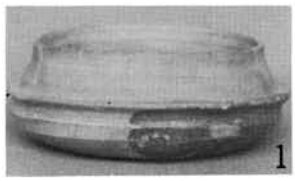

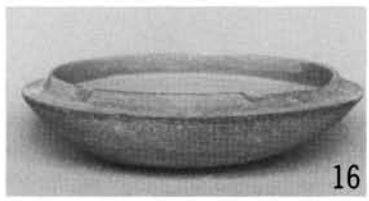

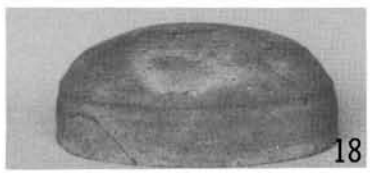

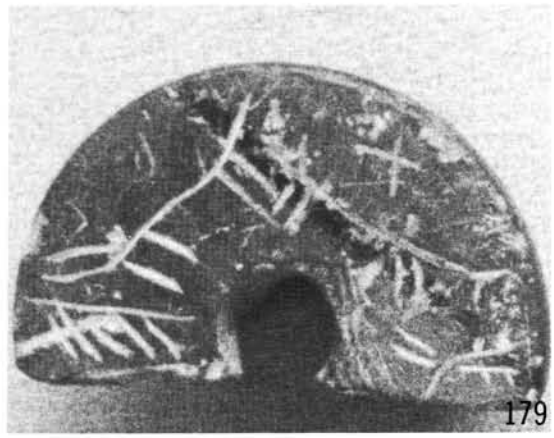

紡錘車・平面の動物画陰刻(2倍拡大)

(1:1)

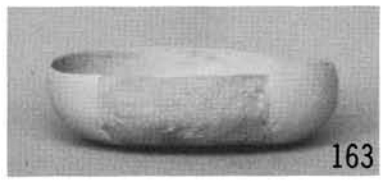

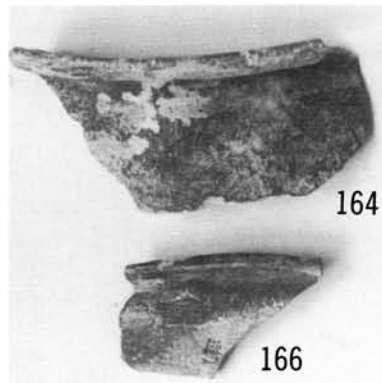

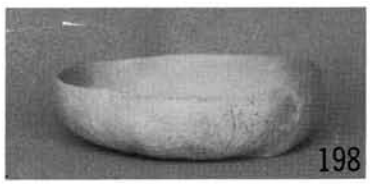

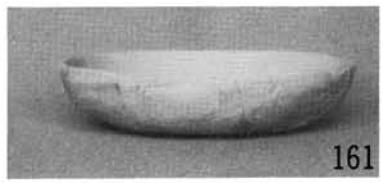

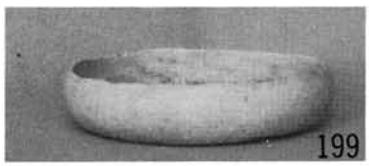

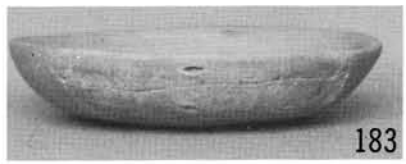

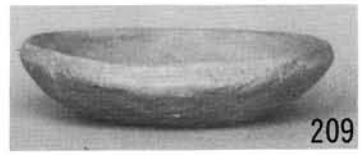

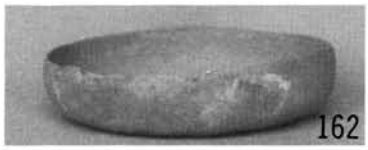

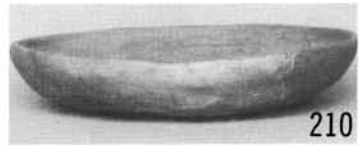

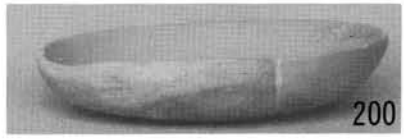

古墳時代の遺物 (1:3)
鎌倉時代の土師器(1:3)

231

232

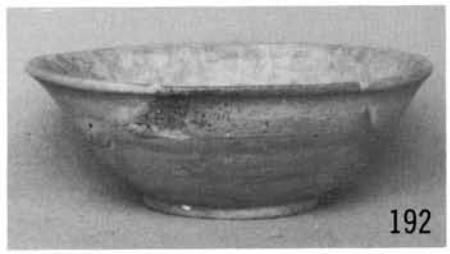
192

233

234

236

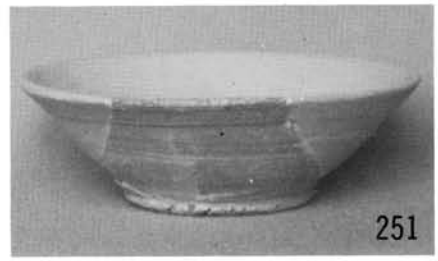
251

119

235

233

252

239

240

241

243

242

244

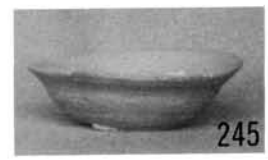
245

214

124

256

248

257

中世の土器（山茶椀・山皿１：３）

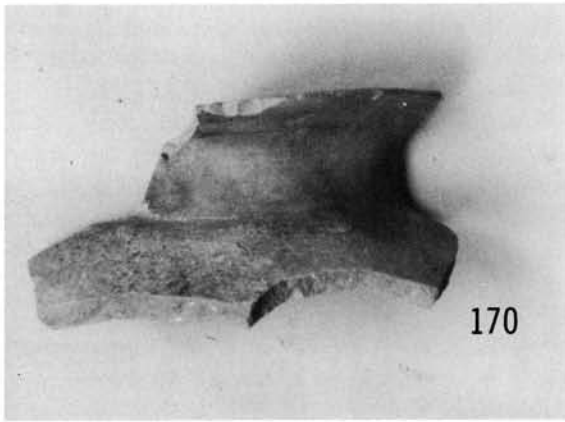

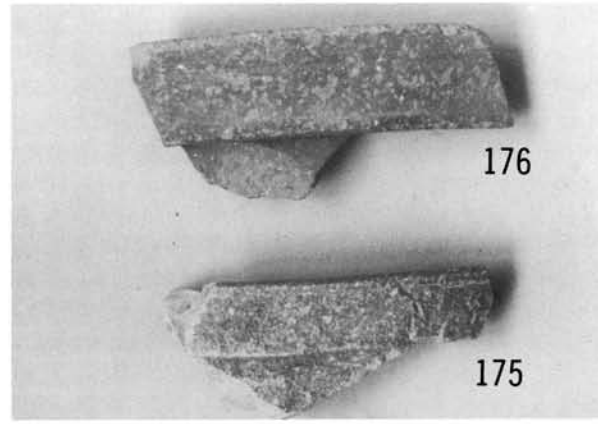

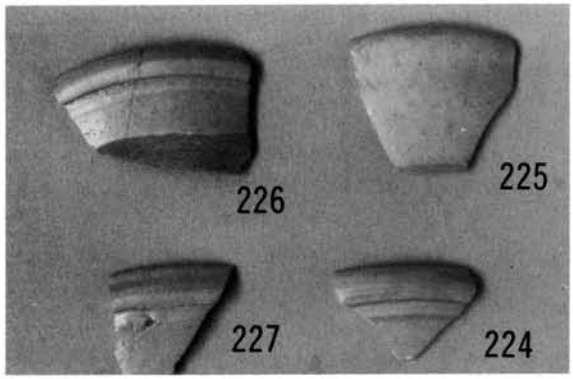

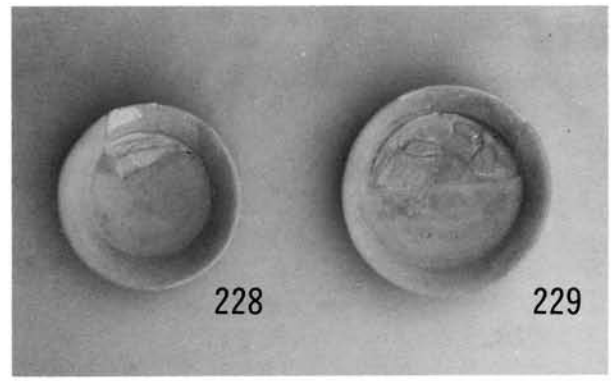

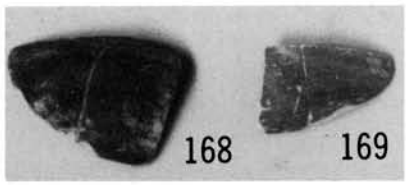

渥美・常滑陶器
白磁・青磁
鉄釉椀
鉄釉皿
瓦　器
（1：3）

玉船安蔵氏所蔵の弥生土器

260

266

264

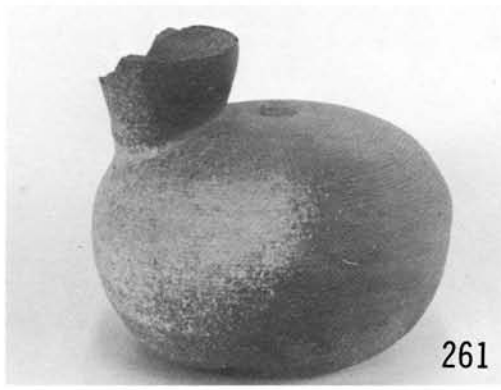
261

265

262

263

個人・二見小学校所蔵の土器

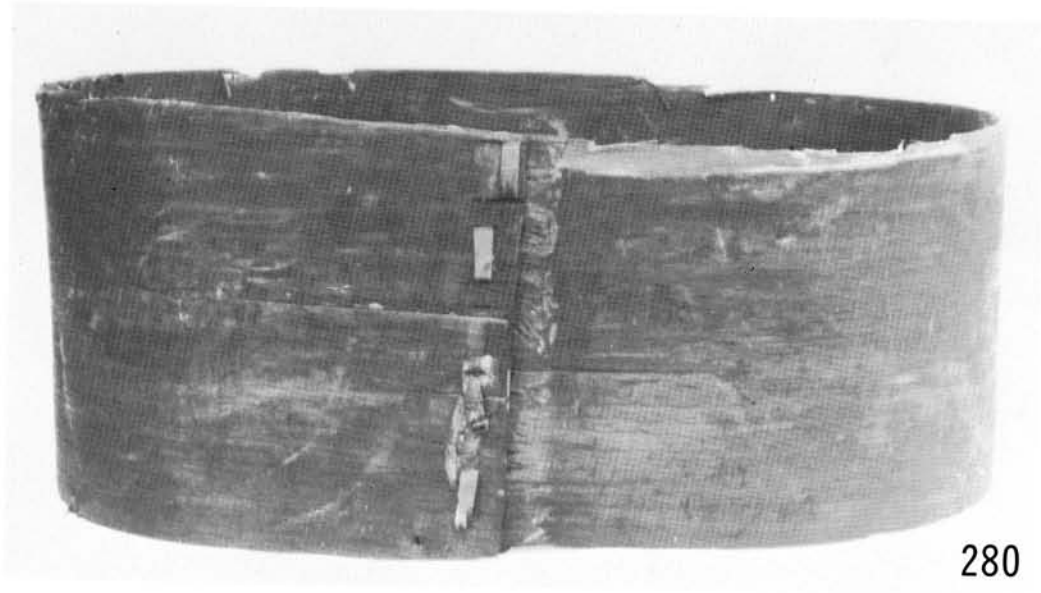

280

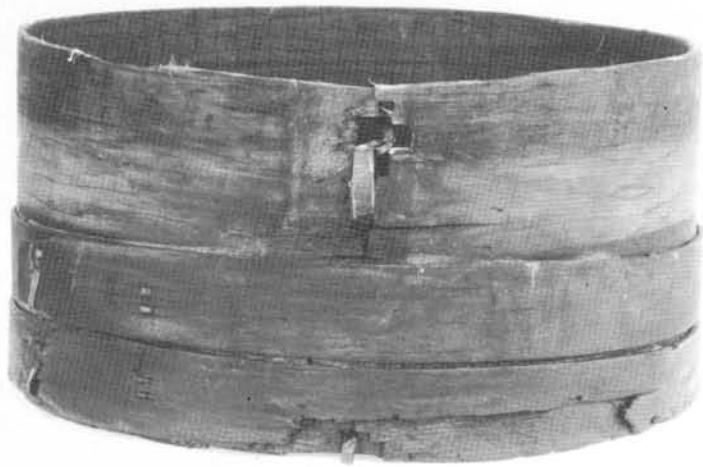

282

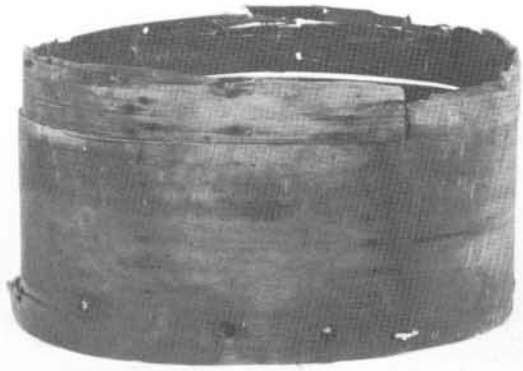

284

280;ＳＥ15の曲物
282;ＳＥ16の曲物
284;ＳＥ46の曲物
（約$\frac{1}{4}$）

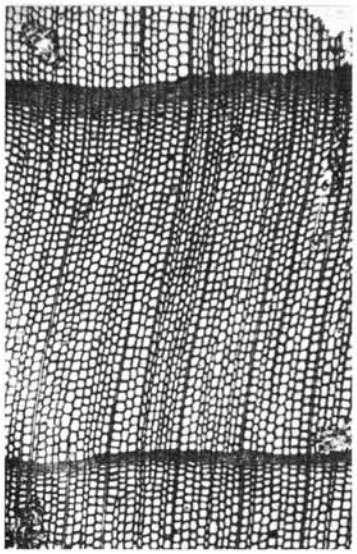
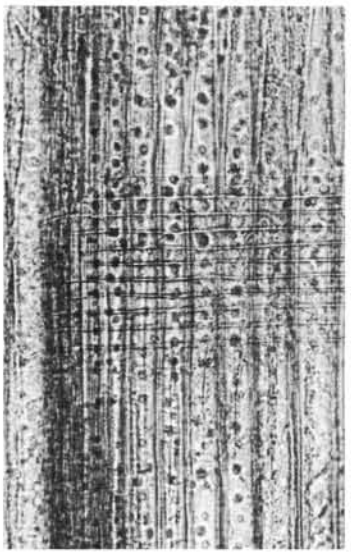
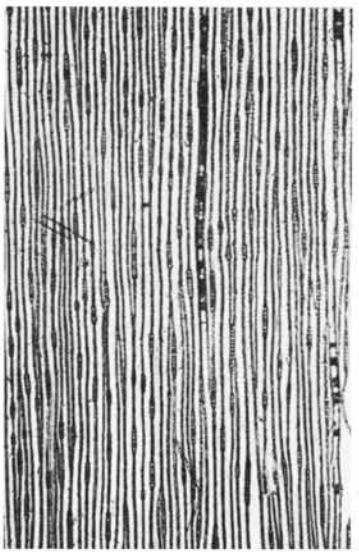

1．ヒノキ（曲物）　C－30 X　R－150 X　T－30 X

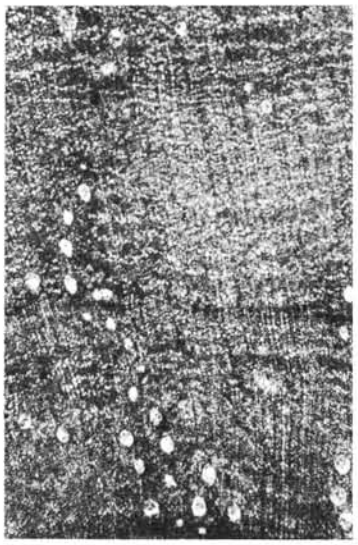
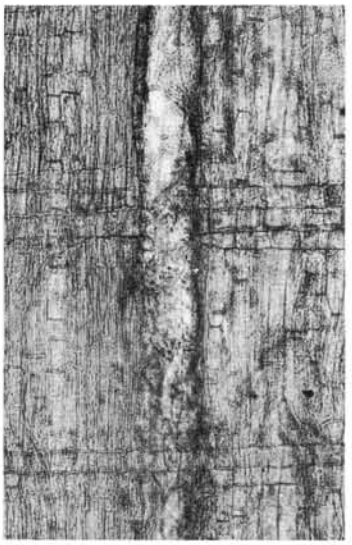
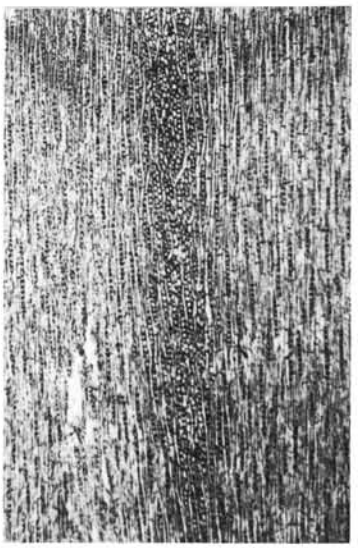

2．カシ(球状木製品)　C－30 X　R－100 X　T－30 X

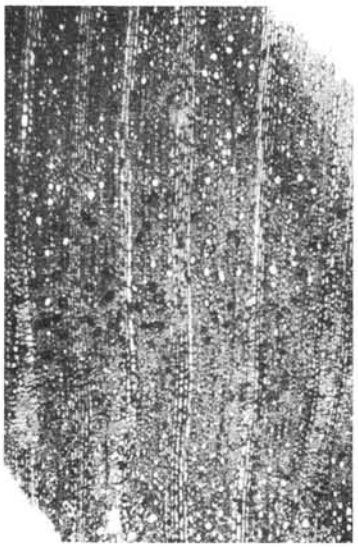

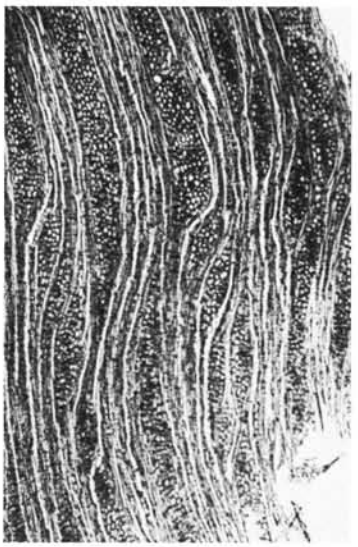

3．シャシャンボ(男根状)C－30 X　R－100 X　T－30 X

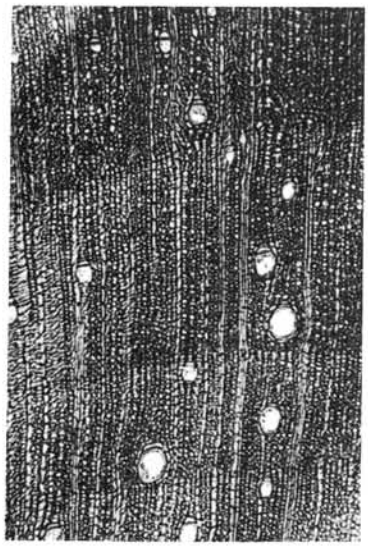
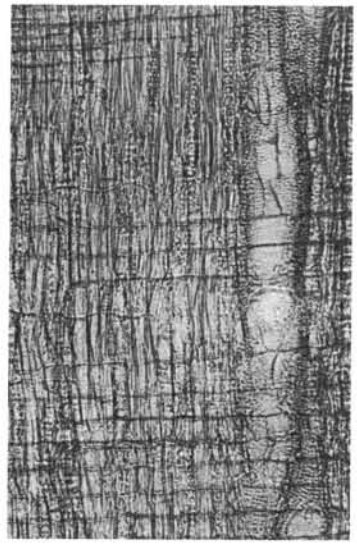
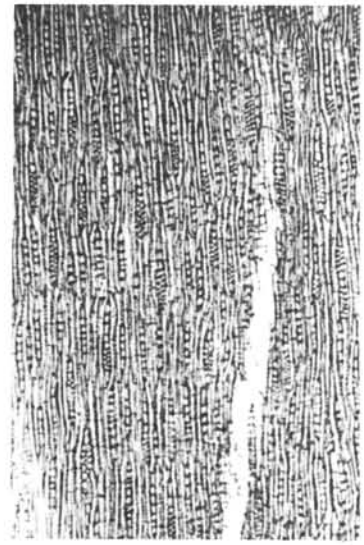

4．カキ（球状木製品） C－30 X　　R－100 X　　T－30 X

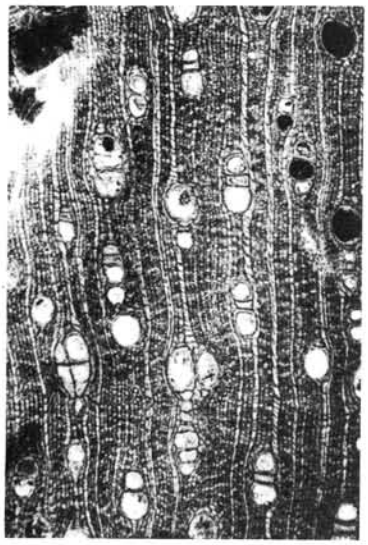
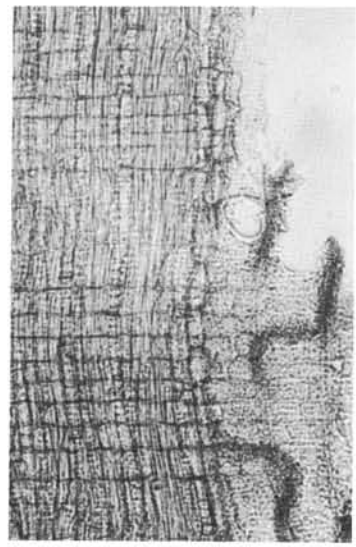
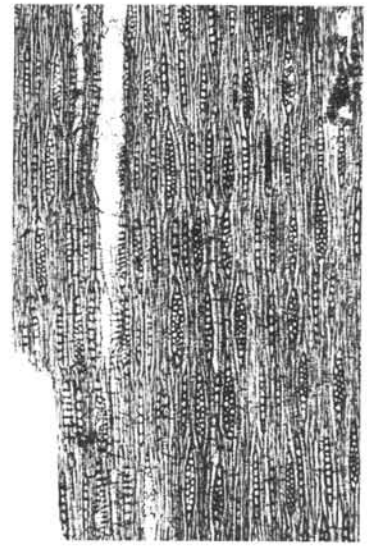

5．カキ（球状木製品） C－30 X　　R－100 X　　T－30 X

昭和55（1980）年３月に刊行されたものをもとに
平成16（2004）年11月にデジタル化しました。

三重県埋蔵文化財調査報告41

荘遺跡発掘調査報告

１９８０年３月

編集
発行　三重県教育委員会

印刷　オリエンタル印刷株式会社